

— 目 次 —

(6月23日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	2
本日の会議に付した事件	4
出 席 議 員	6
欠 席 議 員	6
議会事務局職員出席者	6
説明のために出席した者	6
開会、開議宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	8
議長の諸般報告	8
市長の行政報告	8
厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	15
国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告	18
国道道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告	21
議会改革特別委員会の閉会中の調査報告	23
いづはら病院跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告	25
長崎県病院企業団議会議員の報告	27
承認第1号	30
承認第2号	30
承認第3号	31
承認第4号	31
承認第5号	44
承認第6号	44
承認第7号	44
承認第8号	44
承認第9号	44
報告第1号	48

報告第2号	48
報告第3号	48
報告第4号	48
報告第5号	48
報告第6号	48
議案第55号	51
議案第56号	52
議案第57号	58
議案第58号	59
議案第59号	60
議案第60号	60
議案第61号	60
議案第62号	60
議案第63号	60
議案第64号	60
議案第65号	60
議案第66号	64
議案第67号	64
議案第68号	64
議案第69号	64
議案第70号	64
議案第71号	64
議案第72号	64
散会	67

(6月24日)

議事日程	69
本日の会議に付した事件	69
出席議員	69
欠席議員	69
議会事務局職員出席者	69
説明のために出席した者	70

開議宣告	70
市政一般質問	70
3番 入江 有紀君	71
2番 小島 徳重君	82
13番 小宮 教義君	94
11番 上野洋次郎君	106
散会	117

(6月25日)

議事日程	119
本日の会議に付した事件	119
出席議員	119
欠席議員	119
議会事務局職員出席者	119
説明のために出席した者	120
開議宣告	120
市政一般質問	120
15番 大浦 孝司君	121
7番 黒田 昭雄君	131
6番 脇本 啓喜君	140
散会	151

(7月2日)

議事日程	153
本日の会議に付した事件	153
出席議員	153
欠席議員	154
議会事務局職員出席者	154
説明のために出席した者	154
開議宣告	155
議案第56号	155
請願第1号	158

発委第1号	158
議員派遣について	160
常任委員の選任	161
議会運営委員の選任	161
委員会の閉会中の継続審査について	162
国県道路等整備促進特別委員会委員の選任	162
常任委員会の閉会中の所管事務調査について	163
議会運営委員会の閉会中の継続調査について	163
閉 会	166
署 名	167

対馬市告示第42号

平成27年第2回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成27年6月12日

対馬市長 財部 能成

1 期 日 平成27年6月23日 (火)

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

春田 新一君	小島 徳重君
入江 有紀君	船越 洋一君
渕上 清君	脇本 啓喜君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
長 信義君	波田 政和君
上野洋次郎君	齋藤 久光君
小宮 教義君	初村 久藏君
大浦 孝司君	小川 廣康君
大部 初幸君	兵頭 栄君
作元 義文君	山本 輝昭君
堀江 政武君	

○6月24日に応招した議員

○6月25日に応招した議員

○7月2日に応招した議員

○6月25日に応招しなかった議員

齋藤 久光君

議事日程(第1号)

平成27年6月23日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第7 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 議会改革特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 いづはら病院跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度対馬市一般会計補正予算(第8号))
- 日程第12 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第13 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第14 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第15 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第16 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第17 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第18 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市診療所条例の一部を改正する条例)

- 日程第19 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市営航路船舶
使用料条例の一部を改正する条例）
- 日程第20 報告第1号 平成26年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書につい
て
- 日程第21 報告第2号 平成26年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第22 報告第3号 平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許
費繰越計算書について
- 日程第23 報告第4号 平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計繰越明許費
繰越計算書について
- 日程第24 報告第5号 平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越
計算書について
- 日程第25 報告第6号 平成26年度対馬市水道事業会計繰越計算書について
- 日程第26 議案第55号 平成26年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について
- 日程第27 議案第56号 平成27年度対馬市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第57号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第58号 市公葬の執行について
- 日程第30 議案第59号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
（小船越地区）
- 日程第31 議案第60号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
（鑓川地区）
- 日程第32 議案第61号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
（鑓川地区）
- 日程第33 議案第62号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
（鑓川地区）
- 日程第34 議案第63号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
（仁位地区）
- 日程第35 議案第64号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
（志多賀地区）
- 日程第36 議案第65号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
（東里地区）
- 日程第37 議案第66号 市道の認定について（尾浦浅藻線）

- 日程第38 議案第67号 市道の廃止について（安神線）
 - 日程第39 議案第68号 市道の認定について（安神7号線）
 - 日程第40 議案第69号 市道の認定について（安神8号線）
 - 日程第41 議案第70号 市道の認定について（東里1号線）
 - 日程第42 議案第71号 市道の認定について（瀬地区内線）
 - 日程第43 議案第72号 市道の認定について（もみじ街道1号線）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第7 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 議会改革特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 いづはら病院跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度対馬市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第12 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第13 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第14 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第15 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第16 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第17 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

- 日程第18 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市診療所条例の一部を改正する条例）
- 日程第19 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市営航路船舶使用料条例の一部を改正する条例）
- 日程第20 報告第1号 平成26年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第21 報告第2号 平成26年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第22 報告第3号 平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第23 報告第4号 平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第24 報告第5号 平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第25 報告第6号 平成26年度対馬市水道事業会計繰越計算書について
- 日程第26 議案第55号 平成26年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第27 議案第56号 平成27年度対馬市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第57号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第58号 市公葬の執行について
- 日程第30 議案第59号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（小船越地区）
- 日程第31 議案第60号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鑓川地区）
- 日程第32 議案第61号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鑓川地区）
- 日程第33 議案第62号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鑓川地区）
- 日程第34 議案第63号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（仁位地区）
- 日程第35 議案第64号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（志多賀地区）
- 日程第36 議案第65号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

(東里地区)

- 日程第37 議案第66号 市道の認定について (尾浦浅藻線)
日程第38 議案第67号 市道の廃止について (安神線)
日程第39 議案第68号 市道の認定について (安神7号線)
日程第40 議案第69号 市道の認定について (安神8号線)
日程第41 議案第70号 市道の認定について (東里1号線)
日程第42 議案第71号 市道の認定について (瀬地区内線)
日程第43 議案第72号 市道の認定について (もみじ街道1号線)

出席議員 (21名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 春田 新一君 | 2番 小島 徳重君 |
| 3番 入江 有紀君 | 4番 船越 洋一君 |
| 5番 淵上 清君 | 6番 脇本 啓喜君 |
| 7番 黒田 昭雄君 | 8番 小田 昭人君 |
| 9番 長 信義君 | 10番 波田 政和君 |
| 11番 上野洋次郎君 | 12番 齋藤 久光君 |
| 13番 小宮 教義君 | 14番 初村 久藏君 |
| 15番 大浦 孝司君 | 16番 小川 廣康君 |
| 17番 大部 初幸君 | 18番 兵頭 栄君 |
| 19番 作元 義文君 | 20番 山本 輝昭君 |
| 21番 堀江 政武君 | |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

- | | | | |
|------|--------|----|--------|
| 局長 | 神宮 満也君 | 次長 | 糸瀬 美也君 |
| 課長補佐 | 國分 幸和君 | 主任 | 洲河 直樹君 |

説明のため出席した者の職氏名

市長 財部 能成君

副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	有江 正光君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	根メ 英夫君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	松尾 龍典君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開会

○議長（堀江 政武君） ただいまから平成27年第2回対馬市議会定例会を開会いたします。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 政武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、小宮教義君及び初村久藏君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（堀江 政武君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付しております会期日程案のとおり、本日から7月2日までの10日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。会期は、本日から7月2日までの10日間に決定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（堀江 政武君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

議長の庶務報告は、お手元に配付のとおりであります。

次に、去る17日、東京で開催されました全国市議会議長会定期総会において、各種表彰等が行われ、本市議会から、議員歴15年以上表彰で作元議員、また議員歴10年以上議員表彰で上野議員が表彰を受けております。

以上で報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（堀江 政武君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出があつておりますので、これを許します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。

本日、ここに、平成27年第2回の対馬市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席を賜り、衷心より御礼申し上げます。

初めに、市民待望の対馬病院が5月17日に開院したことを御報告申し上げ、市民皆様とともに喜びたいと思います。

同院は、長崎県の離島では初の放射線治療装置（リアニック）が導入され、島内においてもがんの放射線治療が可能となり、さらに構造的にも免震機能を備え、高潮対策にも考慮された災害に強い病院であります。

現在、対馬市における地域包括ケアシステムの構築を進めておりますが、総合的な地域医療の充実の観点からも、同病院への市民からの期待と地域基幹病院として果たす役割もますます大きくなることと思います。

また、開院に合わせ、就航した市営旅客船「うみさちひこ」による沿岸集落からのアクセス改善と路線バスの運行体系の見直しを行い、路線バスについては利用者増の傾向が現れており、対

馬全域において、さらなる公共交通体系の向上に努めてまいります。

また、去る4月17日に逝去されました永留久恵先生の公葬を名誉市民条例に基づき、6月27日土曜日に執行する予定としております。議会会期中ではございますが、万障繰り合わせの上、御列席賜りますようお願い申し上げます。

詳細は、「広報つしま6月号」でお知らせのとおりです。

次に、3月定例会以降、今日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、しまづくり戦略本部関連でございます。

航空運賃低廉化対策事業についてであります。本事業につきましては、3月定例議会における予算承認後、全日本空輸株式会社と事業の実施内容等について協議を重ねてまいりました。

その内容といたしましては、9月から11月までの3カ月間をモデル事業期間として早割系の運賃低廉化を実施いたします。

運賃は、3日前まで購入できる特割運賃が2,000円の低廉化となり、特割Cの運賃では、「1万1,500円」が「9,500円」になります。その他、旅割運賃についても8,000円から8,700円で販売することで決定をいたしました。

今月12日の全日本空輸株式会社との協定書の締結を受け、9月1日以降の御利用となります当該航空券の販売は、既に20日から開始をされております。

あわせて、「対馬市」の文字と対馬市の花「玄海つつじ」のイラストを全日空機1機（ボーイング777）に施し、7月1日から向こう1年間、ご当地プレーン「対馬市」として、対馬の魅力を全国に発信する新たな取り組みも実施いたします。

就航日当日には、福岡空港において航空運賃低廉化とご当地プレーン事業のPRイベントも予定をしております。

次に、平成26年度総務省分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン策定事業の報告についてであります。

対馬のエネルギー自給率の向上に向けた構想策定のため、長崎県産業労働部グリーンニューデール推進室との共同で実施したものでございます。

その策定に当たっては、エネルギー関係有識者やエネルギー産業関連企業の参画を得て、再生可能エネルギーの導入やエネルギー貯蔵の観点から水素利用の可能性などについて検証し、基本的な構想を取りまとめ、3月末に総務省に提出いたしました。

提出いたしました報告書は、お手元に配付させていただいておりますので、ご覧ください。

現在、対馬においては、系統の脆弱性から、太陽光発電や風力発電の系統接続に制限が生じておりますが、木質バイオマスによる熱供給や、安定的な電力と熱の供給も可能な熱電併給型木質バイオマス発電、純対馬産エネルギーとなり得る水素エネルギーなど、島のエネルギー自給率向

上とエネルギー産業による新たな雇用による経済活動の活性化のため、引き続きさまざまな視点から検討を行い、随時導入を図っていきたいと考えております。

続きまして、総務部関連でございます。

平成27年度長崎県総合防災訓練の実施についてです。

5月24日、日曜日、長崎県と対馬市の共同主催による長崎県総合防災訓練を実施し、自衛隊をはじめ、県警、海上保安部など49の防災関係機関など、約1,000人が参加して、有事即応体制の連携強化を目的とした訓練を行いました。

市内からも、消防本部、消防団、防火クラブ、病院、医師会のほか建設業協会やアマチュア無線クラブなど十数団体にも参加していただき、情報伝達、避難誘導、消火、救急・救護、炊き出し等59項目について、総合的な訓練を行ったところであります。

また、当日は、地元志多賀地区において、自主防災組織による避難誘導訓練もあわせて実施をされ、参加した区民の皆さんからも意義深い訓練であったとの評価をいただき、ほかの地区における自主防災組織の拡大につながる成果も得ました。

次に、総合政策部関連でございます。

国境離島新法制定対馬市総決起大会についてでございます。

4月25日、対馬市交流センターにおいて、国境離島新法の早期制定に向けた総決起大会が開催され、予想を上回る約780名の市民の参加をいただきました。

また、島外から谷川弥一衆議院議員、金子原二郎参議院議員をはじめ、長崎県知事、長崎県議会議員など、多くの来賓参加をいただき盛況裡のうちに閉会することができました。

6月5日には、谷川弥一衆議院議員の御尽力のもと、自民党内での調整が行われ、今通常国会で法案が提出される見込みとなりました。

今後は、長崎県離島3市2町議会国境離島特別委員会連絡協議会及び市議会、期成会と連携を図りながら、中央要望行動を引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、太田国土交通大臣の対馬視察についてであります。

4月29日、30日の2日間、太田国土交通大臣が対馬島内を視察されました。中村法道長崎県知事とともに随行し、国道382号の大地バイパス、比田勝商店街、比田勝港湾の現状と整備状況、2日目には、厳原港湾、川端商店街と現状と計画について説明をいたしました。

さらに、対馬市の要望書を大臣宛て提出をし、国境離島新法の早期制定について、市道堂坂線の早期完成について、市道尾浦浅藻線の早期完成について、航空路及び航路に係るハード・ソフト両面の施策についての4項目について、特段の配慮をお願いしたところであります。

次に、日本遺産の認定についてです。

4月24日、「平成27年度日本遺産」18件の一つとして、「国境の島 壱岐・対馬～古代

からの架け橋～」が認定をされました。

国境の島ならではの融和と衝突を繰り返しながらも、大陸との交流・交易が連綿と続けられてきた歴史的魅力や特色が認められたものです。

また、6月29日、東京国立博物館で執り行われる日本遺産認定書交付式に先立ち、去る5月22日に、長崎県、対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町及び関係団体からなる「日本遺産「国境の島」推進協議会」を設立し、今後、国から示される日本遺産魅力発信推進事業の補助対象事業を協議会全体として、また対馬、壱岐、五島及び新上五島の各部会において計画・実施される予定となっております。

次に、対馬高校と環境省、対馬市との協定の締結についてであります。

6月12日、対馬高校と対馬市及び環境省において、持続可能な地域づくりのための担い手育成に係る環境教育に関する協定の締結を行いました。

同高は、平成27年2月19日に国際的な教育科学文化機関であるユネスコから平和や国際的な連携を実践する学校であるユネスコスクールとしての登録を受けられ、今後、地球規模の問題に対する国連システムの理解、環境教育といったテーマについて、質の高い教育が実践されます。

次に、観光情報館ふれあい処つしまオープンについてであります。

5月16日、多数の御来賓の御臨席を賜り、「観光情報館ふれあい処つしま」のオープニングイベントを開催いたしました。

当日御列席の皆様には、本施設の象徴である長屋門から御入場いただいた開門式から始まり、鏡開き、マグロの解体ショー、イノシシ、鹿の食肉加工品の販売、試食などで賑わいを見せ、盛会のうちに終了いたしました。

なお、当日の入場者数は、1,500人を数えました。

この日を皮切りに、観光案内業務のほか、対馬の歴史や文化を写真や年表から知ることができる「観光の間」や、特産品等を販売する「特産品の間」なども稼働しており、観光客の皆様を「おもてなしの心」でお出迎えするウェルカムゲートとしての第一歩を踏み出したところでございます。

次に、日韓友好の集い開催についてです。

5月30日に対馬市交流センターにおきまして、日韓友好の集いを開催しました。在釜山日本国総領事館の山下主席領事、釜山文化財団の李文燮代表理事をはじめとする御来賓に御出席をいただき、午前中に信原修先生による記念公演「雨森芳洲—誠信の生涯」とセレモニーを行いました。

セレモニーでは、朝鮮通信使をユネスコ記憶遺産に登録申請するための活動推進団体による御挨拶や山本副議長から提案いただきました対馬宣言が採択をされました。

次に、市民生活部関連でございます。

漂流ごみ回収プロジェクト（対馬島漂流ごみ収集アレイに関する実現可能性調査）の合意書の締結についてであります。

5月25日、東京のオランダ王国大使館におきまして、オランダのNPO法人「オーシャン・クリーンアップ」と漂流ごみ回収プロジェクトに関する合意書を締結いたしました。

本年度は、漂流ごみ回収施設整備における海洋調査を7月ごろから佐須地域沿岸海域で行う予定としております。

次に、保健部関連でございます。

地域包括ケアシステムのあり方検討委員会についてでございます。

超高齢化社会を迎え、高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、地域医療施設の充実をはじめ、在宅医療と介護の連携強化など、福祉と医療施策を一体的に推進することが求められており、その検討協議のため、「対馬における地域包括ケアシステムのあり方検討委員会」を設置いたしました。

早速4月21日、顧問の東京大学高齢社会総合研究機構の辻特任教授をはじめ、委員20名――2名の方が欠席でございましたが、の出席をいただき、第1回目のあり方検討委員会を開催したところであります。

また、検討委員会開催に先立ち、顧問の辻教授より、「超高齢化社会への挑戦―柏プロジェクトからの問題提起」と題した講演をいただき、検討委員をはじめ、市民の皆様におかれましても、地域包括ケアシステムに関する見識を深めていただけたものと思っております。

ところで、本日配付させていただいておりますが、保健部関連でもう一件ありますので、それに目を通していただければと思います。

予防医療の普及を目指した拠点づくりについてでございます。

本市の人口ピラミッドにおいても、若者と高齢者のバランスは大きく崩れはじめ、2025年には、高齢化率が40%を超えるものと予想されております。

その課題解決に向け、市においても、「人口減少対策本部」や「対馬における地域包括ケアシステムのあり方検討委員会」等を設置し、さまざまな視点から検討を行い、とりわけ地域医療に関しては、長崎県病院企業団病院と連携した体制づくりを早急に整備すべきと考えております。

対馬いづはら病院跡利用問題につきましては、対馬市議会でも取り組んでいただき、また市民の皆さんからのたくさんの貴重な御意見を踏まえ、関係機関とも真摯に向き合い、議論を重ねる中、予防医療の重要性を再認識したところであります。その跡利用については、医療施設と介護施設の設置を目指しておりますが、地域包括ケアと予防医療を積極的に推進する拠点づくりと医療機関と行政も一体となる体制づくりが必要であると考えております。

このたび、地域医療・予防医療に取り組んでおられるNPO法人ロシナンテス様より、市立診療所の指定管理による経営は受諾できないものの、医師の確保等については継続して協力するとの機関決定をいただきました。

同法人は、2006年5月に「地域の方々と共に歩む」ことを理念として設立され、その活動範囲は国内外を問わず、スーダン共和国における巡回診療事業や病院支援事業、東日本大震災以降の宮城県における健康農業事業などを通じた復興支援活動も展開しており、その高い理念は国においても高く評価されている団体であります。

次に、農林水産部関連でございます。

長崎県乾しいたけ品評会について。

6月6日、「第55回長崎県乾しいたけ品評会」が、対馬市交流センターで開催されました。品評会には、グラム物151点、箱物23点が出品され、団体賞は、厳原町支部が3年ぶりの優勝に輝きました。

昨年12月から2月にかけて降水量が少なく、収量が昨年の5割～6割と凶作で出品点数が若干減少しましたが、若い生産者が入賞するなど、後継者育成の成果が見えた品評会となりました。

次に、九州の森林・林業・木材産業交流会 in 対馬についてでございます。

6月11日、美津島町文化会館において、一般社団法人九州経済連合会主催の「九州の森林・林業・木材産業交流会 in 対馬」が開催されました。当日は、悪天候にもかかわらず、島内外から約80名の参加をいただき、元林野庁長官で東京大学大学院非常勤講師である沼田正俊先生による「木質バイオマス発電について～地方創生と木質バイオマス発電～」と題した基調講演の後、引き続き、「対馬における木材のカスケード利用について」をテーマにパネルディスカッションが行われ、対馬の豊富な森林資源の有効活用について意見交換が行われました。

次に、海洋保護区設定の取り組み状況についてでございます。

これまでの海洋保護区設定の取り組み状況については、既に承知のことと思われませんが、現段階における取り組みについて報告いたします。

26年12月、海洋保護区科学委員会から、海洋保護区設定の基礎となる科学的知見をまとめた報告書が提出され、現在協議会において、海洋保護区設定の取り組みを進めているところです。

27年度以降は、具体的な取り組み内容を魚種や漁法ごとに議論できるよう、7つの部会を設置し、海洋保護区内での資源管理計画の策定に取り組みます。

申し訳ございませんが、あとの2行については削除をお願いいたします。

引き続き、教育委員会関連でございます。

赤米サミット2015 in 新本についてであります。

本市と岡山県総社市、鹿児島県南種子町との間で「赤米伝統文化交流協定」を昨年3月1日に

締結いたしました。その交流事業の一環として、6月14日から15日にかけて、総社市において「赤米サミット2015 in 新本」が開催され、豆蔵赤米行事保存会の皆さんとともに出席をいたしました。

今回のサミットは、「歴史のバトンをこどもたちへ」をテーマに、伝統行事をどう未来へ伝えていくかについて、主に情報交換が行われた後、次年度以降の交流のあり方について協議がなされるなど、有意義な交流となりました。

以上が、行政報告でございます。

最後に、本定例会において御審議願います案件でございますが、平成26年度一般会計補正予算等専決処分の承認案件9件、平成26年度一般会計繰越明許費繰越計算書ほか報告5件、平成27年度一般会計補正予算案件など2件、条例の一部改正1件、あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更7件、市道の認定及び廃止7件、合わせて33件について、御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど担当部長に説明させたいと思いますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○議長（堀江 政武君） 以上で行政報告を終わります。

15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 行政報告については、質疑は、従来対馬市議会であった経緯はございません。ただ質疑ができるということで、私は事務局の説明を受けておりますので、この中について一つお尋ねします。

1ページに5月17日から対馬病院が開院したことを報告ということで切り出しになっております。その前に、5月9日の長崎県対馬病院の開院式が行われました。その際に、参議院議員の金子先生ほか北村誠吾代議士、それと県知事、そして県内の医療関係の要人、それだけの構成の中で、この行事催しが、なぜその行政報告にないのか。担当部長もしくは総務部長にお尋ねをしたいと思います。

なければ、市長、直接あなたのほうからも、このことが行政報告になかった、取り扱わなかった、このことにどういう意味でそういうふうな取り扱いになったのか、お尋ねをします。

○議長（堀江 政武君） 保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） 失礼いたします。5月9日の開院式の件なんですけれども、その件につきましては、行政報告の中には書いておりませんが、冒頭、長崎県病院企業団病院の開院式ということで、対馬市が招待を受けたような内容でございます。

それで、行政報告の中には、招待を受けたような内容でございますので、行政報告としては挿

入いたしませんでしたが、冒頭1ページのほうに、その開院式、それから対馬市民が待ち焦がれておりました対馬病院が開院したということで、冒頭に挿入をさせていただいた次第であります。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） このことについては、一般質問でまたお尋ねしますが、当然この行事については、私は報告の中に入れるべきだと思っております。一応見解の相違ですが、そのようなことで私の意見は終わります。

以上です。

○議長（堀江 政武君） これで質疑を終わります。

次に、4月1日付をもって市職員の人事異動がっておりますので、異動された幹部職員3名に自席から自己紹介をさせます。総務課長、有江正光君。

○総務課長（有江 正光君） 失礼いたします。4月1日付、総務課長を拝命いたしました有江でございます。出身は美津島です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 美津島行政サービスセンター所長、根メ英夫君。

○美津島行政サービスセンター所長（根メ 英夫君） おはようございます。

4月1日の人事異動で美津島行政サービスセンターの所長に拝命させていただきました根メでございます。地元に戻りまして、また地元住民の方々と接しながら業務を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 監査委員事務局長、松尾龍典君。

○監査委員事務局長（松尾 龍典君） 皆さん、おはようございます。

4月に監査委員事務局長を拝命いたしました松尾と申します。監査委員のもと、能率的に職務に邁進する所存でございますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） これで紹介を終わります。

日程第5. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第5、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） おはようございます。

対馬市議会議長、堀江政武様、厚生常任委員会委員長、脇本啓喜。厚生常任委員会所管事務調査報告書。

平成27年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第105条の規定により、閉会中の所

管事務調査の承認を得ておりました本委員会の調査内容と、その概要を同規則第110条の規定により報告いたします。

当委員会は、4月24日に以下の3カ所を現地視察しました。

- 1、美津島町グリーンピア、長崎県病院企業団長崎県対馬病院。
- 2、美津島町根緒、生ごみ等堆肥化施設。
- 3、豊玉町仁位、豊玉診療所。

現地視察終了後、豊玉保健センター大会議室において、引き続き委員会を開催しました。調査施設ごとに特に質疑が集中した点を中心に報告します。

- 1、長崎県病院企業団長崎県対馬病院。

調査目的。

新病院が5月17日に開院を迎える前に、施設を現地視察する。また、建設費用の最終内訳、医療従事者の確保状況等も調査する。さらに開院後に設置に取りかかる地域包括ケア病棟についても調査研究を行う。

調査の概要。

まず、対馬いづはら病院川上院長をはじめ関係者の案内で、市役所担当部同行のもと、新病院の現地視察を行いました。その後、近隣のふれあいプラザに移動し、川上院長より、本委員会から事前にお問い合わせしていた下記質問事項6項目について説明を受けました。

- ①施設の概要（建設費用の内訳等も含む）について。

医療機能の充実と強化に関しては、救急部門の充実を図るため、ハイケアユニット（HCU）が設置され、がんに対する医療機能の向上のため放射線治療装置が導入される。また、統合前2病院合計32床であった人工透析ベッド数を40床に増床した。

建設にかかる事業費の総額は、当初の約88億円から11億円増加し、最終的に99億円となった。増加の主な原因は、東日本大震災による資材人件費の高騰、不測であった大きな石や岩等の地中障害物処理費用の発生、医療機器購入等にかかる消費税率3%増税により増加等が挙げられる。また、当初財源として予定されていた過疎債は、枠の関係上、当初計画より減額となったが、その分を企業団が病院事業債を借り入れることで充当した。

- ②医療従事者の確保状況について。

医師については、計画35名のところ4名不足の31名でスタートするが、大学病院からの診療応援によって対応するとのこと。看護師については、計画215名のところ派遣看護師都合8名を含めて217名と充足できている。

- ③地域包括ケア病棟の設置時期について。

一般病床222床のうち回復期対応として50床を地域包括ケア病棟として転換する。設置に

必要なデータ提出加算の取得がことしの11月以降であり、その後、病院の5階に設置する予定である。

④産科（付き添い用）の宿泊について。

家族宿泊室を4室設置した。対馬いづはら病院には3室設置されていたが、年間使用率は平成25年度実績59%であり、充足されると思われる。

⑤医療従事者の宿舎の完成時期について。

医師用15戸、看護師用20戸が、平成28年1月に完成予定である。

⑥診療報酬の請求（新病院で行う包括請求）について。

新病院で採用する包括請求については、DPC制度を中心に説明を受けた。

委員からは、すばらしい施設が完成し、基幹病院として対馬の医療発展にますます貢献いただけるよう期待する。開院当初は、電子カルテや新しい会計機器の導入の対応等で、待ち時間の増加が予測されるが、早期解消に向けた努力をお願いしたい。今後とも医療従事者の確保と質のさらなる向上に努めていただきたいなどの要望がありました。

2、生ごみ等堆肥化施設。

調査目的。

さきの3月定例議会において、マグロ残渣等の廃棄物を当該施設で処理すると悪臭等の問題が発生するのではないかと質問がなされた。現在は、マグロ残渣等の廃棄物の大量混入を行っていないが、その場合の対策の必要性について施設を現地視察する。

調査の概要。

①現在の稼働状況。

対馬農協に事業を委託し、車両5台で市内の約1,000世帯の協力及び事業所から定期的に生ごみを回収しており、平成26年度実績では、年間約158トン回収している。回収量の約10%の重量の堆肥が製造される予定である。

②マグロの残渣等の廃棄物処理の対応について。

担当課長より、マグロの残渣については、回収方法・回収量等について農林水産部と検討を進めていく旨の回答があった。

委員からは、マグロ残渣等を混入する際には、指摘のあった悪臭発生がないか、十分留意されたい旨の意見もありました。

3、豊玉診療所。

調査目的。

対馬いづはら病院跡利用として医療機関の設置が予定されている。紆余曲折を経て、現在、市立の無床診療所が方向性として有力となっている。既存の市立診療所としては最も大きな当該診

療所を視察し、対馬いづはら病院跡利用の参考としたい。また、対馬市では地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みが始まっており、中地区の医療に関して豊玉診療所の担う役割は大きなものとなる。地域包括ケアにどのように対応していこうとしているのか、現地視察する。

調査の概要。

①施設の概要及び現状について。

現在、医師3名、看護師4名、嘱託看護師1名、嘱託看護助手1名、事務職員1名、嘱託受付事務職員2名の都合12名体制で対馬市が直営している。土日祝日は休診の昼間診療のみで、1日平均84人の外来数がある。

委員から、看護師不足が指摘された。地域包括ケアシステム構築に向けた中地区の医療施設としての充実を図るため、スタッフの増員は必要不可欠であるので、早急に増員すべきである。

②地域包括ケアにかかる対応について。

担当課長より、本年度設置された対馬における地域包括ケアシステムのあり方検討委員会の協議内容を踏まえ、検討する旨の説明があり、診療所長からは、今の体制では現在の診療体制維持で精いっぱい、十分な対応が困難である旨の回答があった。

委員からは、あり方検討委員会の意見の前に市として方針を示すことも必要ではないか。いずれにしても看護師の増員は喫緊の課題であり、早急に対応すべきだとの指摘がなされました。

以上で、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第6. 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第6、国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

国境離島活性化対策特別委員委員長、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 国境離島活性化対策特別委員会の調査報告を行います。

国境離島活性化対策特別委員会の調査状況を、会議規則第45条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

本委員会は、平成27年5月1日金曜日午後3時から、対馬市役所豊玉庁舎3階小会議室において、入江委員は欠席でありましたが、委員7名と堀江議長にも同席いただき、午後4時から行政側から財部市長、平間総合政策部長、小島次長にも出席を求め、第11回特別委員会を開催しました。

調査内容につきましては、国境離島新法（素案）の内容協議についてを議題とし、協議いたしましたので、その概要について報告いたします。

谷川代議士事務所から入手した国境離島新法（素案）の内容を、対馬市要望項目と照合して協議いたしました。

市長からは、対馬市が要望していた全ての項目は網羅されておらず、21項目中8項目が該当すると思われること、一般旅客定期航路事業には、ジェットfoilも該当すること、法律ができることのほうが大事であり、法制局に問い合わせ、詳しい内容を確認したいとの説明がありました。

委員からは、素案に対する対馬市の要望を取りまとめる必要があるのではとの意見も出されましたが、法案を通すことが先決であり、肉付けは後ですとの結論に至りました。

次に、平成27年第1回定例会で報告しておりました対馬市国境離島新法制定期成会の設立総会が、3月20日金曜日午後3時から、対馬市役所別館大会議室で開催され、対馬市内の28の業界団体に組織する期成会が設立されました。対馬市商工会の浦田一郎氏が会長に選出され、4月中旬以降に新法の早期制定を求めて総決起大会を開くことが決定されました。なお、議会からの出席者は、堀江議長、長委員長、作元連絡協議会会長の3人で、堀江議長が参与に就任されております。

次に、平成27年第1回定例会以降の本委員会に関する行事等を、時系列で報告いたします。

3月24日火曜日から25日まで、東京都での国境離島新法制定についての国への要望を谷川代議士からの要請により、堀江議長が出席し、行いました。要望先は、古谷内閣官房副長官補、和泉内閣総理大臣補佐官であります。

4月16日木曜日午前10時から、対馬市役所別館第1会議室で開催された新法制定総決起大会開催協議会及び期成会会議に、堀江議長、長委員長、作元連絡協議会会長が出席いたしました。そのほか行政側から、平間総合政策部長、小島次長、期成会から浦田期成会会長、中島副会長、二宮副会長、桐谷副会長と坂本県議が出席されており、新法制定総決起大会実行委員会を組織し、会長に作元議員、副会長に糸瀬一彦議員と桐谷隆儀氏が選出されました。

4月18日土曜日午前11時から、長崎市のホテルニュー長崎において、新法制定総決起大会について、堀江議長、長委員長、作元実行委員会会長が出席し、谷川代議士と協議を行いました。

4月20日月曜日午前10時30分から、対馬市役所4階控室において、国境離島新法制定総決起大会打ち合わせが行われ、堀江議長、作元実行委員会会長、行政側から平間総合政策部長、小島次長と坂本県議が出席されました。

4月25日土曜日午後3時から、対馬市交流センター2階イベントホールにおいて、国境離島新法制定対馬市総決起大会があり、谷川代議士、金子参議院議員や中村知事をはじめ、県内離島

の首長、議長のほか、市内の農協、漁協などから約780人が参加いたしました。

国境離島からの人口流出を防止するため、国境離島に特化した独自の支援策を実現するための、国境離島新法の制定を目指すとする大会決議が採択されました。

5月9日土曜日午後6時から、壱岐文化ホールにおいて、国境離島新法制定壱岐市総決起大会があり、約1,300人が参加しました。対馬市からは、長委員長、作元連絡協議会長、浦田期成会長、財部市長が出席いたしました。

5月12日火曜日午後1時から、長崎市の長崎県市町村会館4階第1会議室において、長崎県離島三市二町市長・町長、議長会議との合同会議が開催され、堀江議長、長委員長、作元連絡協議会長、比田勝副市長が出席いたしております。

5月23日土曜日午前10時30分から、新上五島町石油備蓄記念館アリーナにおいて、国境離島新法制定新上五島町総決起大会があり、約1,500人が参加しました。対馬市からは、堀江議長、長委員長、作元連絡協議会長、比田勝副市長が出席いたしました。

5月23日土曜日午後3時から、五島市市民体育館アリーナにおいて、国境離島新法制定五島市総決起大会があり、約2,000人が参加しました。対馬市からは、堀江議長、長委員長、作元連絡協議会長、桐谷期成会副会長、比田勝副市長が出席いたしました。

5月30日土曜日正午から、小値賀町離島開発総合センター町民ホールにおいて、国境離島新法制定宇久・小値賀総決起大会があり、約350人が参加しました。対馬市からは、堀江議長、長委員長、作元連絡協議会長、比田勝副市長が出席いたしました。

6月5日金曜日に自由民主党の離島振興特別委員会——これは谷川弥一委員長です。と領土に関する特命委員会（額賀福志郎委員長）との合同会議で、国境付近の離島を保全するため、国による土地の買い取り促進や財政支援を柱とする法案（有人国境離島地域保全・地域社会維持特別措置法）概要が提示され、各党に賛同を呼びかけ、今国会に提出する方針であるとの報道がなされました。

これを受け、長崎県内の離島三市二町におきましては、市長、町長、議長、議会国境離島特別委員長等で、6月12日金曜日に東京都の谷川代議士事務所に集合した後、谷川代議士にも同行いただき、午前10時20分から、菅官房長官、額賀代議士、細田代議士、和泉内閣総理大臣補佐官、古谷内閣官房副長官補へ、各地区総決起大会の大会決議文を添えて、国境離島法案の早期制定に向けた要請活動を行いました。

本市からは、堀江議長、長委員長、作元連絡協議会長、小川自民党対馬六支部連絡協議会長、比田勝副市長が出席しており、長崎県内の離島が一致団結して新法の制定を目指す決意が、国に対して十分に伝わったと思われ、新法早期制定の実現に向けて、さらに前進したものと確信しております。

また、報告書には記載しておりませんが、6月27日午後2時より、国境離島新法制定期成会臨時総会が対馬市交流センターで開催され、商工会の浦田一郎会長の退任に伴い、役員改選が行われ、JA対馬の桐谷安博副会長が新会長に選任されました。前会長の浦田会長には、期成会発足、対馬市総決起大会の開催と大変な御尽力をいただきましたことに対し、衷心よりお礼を申し上げます。

最後に、新法制定総決起大会、国への陳情・要望活動において、日程調整等に多大な御尽力を賜りました谷川代議士に対し、心からお礼を申し上げ、国境離島活性化対策特別委員会の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

暫時休憩します。再開は11時10分からとします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第7. 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第7、国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

国県道路等整備促進特別委員会委員長、齋藤久光君。

○議員（12番 齋藤 久光君） それでは、国県道路等整備促進特別委員会調査報告を行います。

国県道路等整備促進特別委員会の調査内容について、会議規則第45条の規定により、報告をいたします。

本委員会は、平成27年5月29日、午後2時より、豊玉庁舎3階小会議室において、建設部より部長、次長、課長、また北部建設事務所長の出席を求め、第8回の委員会を開催いたしました。

本委員会は、昨年、平成26年5月16日、5月27日の2回にわたり、財部市長とともに、対馬振興局長、長崎県知事へ、国県道路の未改良箇所17カ所の整備促進、比田勝～博多航路のリプレイス事業の推進についての早期実現に向けての強い陳情・要望活動を行いました。今回は、その後の現状分析と今後の展開を図るため、国県道路事業の進捗状況等について調査・研究を行いました。

まず、建設部より資料に基づき説明を受けました。内容につきましては、一般国道382号線中、美津島町小船越一畠浦口間、美津島町緒方口一大船越間、上県町檜滝一弓張間、上県町美止々一佐護間の4カ所についてであります。

次に、主要地方道12カ所のうち、厳原豆殿美津島線の美津島町加志一箕形間、厳原町尾浦一安神間、厳原町浅藻一安神間、厳原町豆殿一瀬間、同じく厳原町瀬一久根浜間、厳原町上槻一椎根間、厳原町小茂田一阿連間の7カ所についてであります。

次に、上対馬豊玉線の上対馬町浜久須一舟志間、舟志一琴間、豊玉町曾一峰町櫛間の3カ所について。また木坂佐賀線の峰町大久保一佐賀間、峰町木坂一狩尾間の2カ所について。

次に、一般県道の大浦比田勝線の上対馬町豊、比田勝港線の上対馬町西泊、唐崎岬線の豊玉町水崎一廻間の3カ所についてであります。

以上、一般国道、主要地方道、一般県道の合計19カ所について、詳細な説明を受け、質疑を行いました。そのうち10カ所については、事業着手及び着手に向けての調査等が行われていることとなっており、長崎県の御尽力に感謝するところでありますが、残りの9カ所については、それぞれ財源確保、用地問題等が事業実施の障害となっております。本委員会の今後の取り組みの大きな課題となっていることを確認できました。

また、入会林整備の状況についても、整備の必要性が確認されている箇所も多く、市の取り組みが急がれるところであり、本委員会として強く要望しておきたいと思えます。

次に、本委員会の今後の活動方針についてを議題とし、協議を行いました。これまで、本委員会で調査・研究をしてきました国県道路は、本市の道路交通網の根幹を形成し、本市の今後の発展のためには、最重要な社会基盤であることは言うまでもありません。本市における国県道路の整備状況は、長崎県当局の御尽力により年々向上はしておりますが、県下平均では他の離島の状況と比較すると、立ちおくれている現状であり、早急に整備を要する箇所が数多く存在しております。

また、今回は議題としては取り上げておりませんが、離島航路の改善に向けての比田勝～博多航路のリプレイス事業及び運賃低廉化事業についても、大変難しい問題ではありますが、引き続き調査・研究を行っていく必要があります。

そこで、本委員会は、市長部局と連携し、長崎県はもとより、国への積極的な陳情・要望活動が必要不可欠との結論に至り、市長部局との早々の調整を進めていくことの考えで全会一致し、委員会を終了いたしました。

以上で、国県道路等整備促進特別委員会の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 8. 議会改革特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第 8、議会改革特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

議会改革特別委員会委員長、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） 議会改革特別委員会の調査報告を行います。

議会改革特別委員会の調査状況を会議規則第 4 5 条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

本委員会は、平成 27 年 4 月 14 日午後 2 時から、対馬市役所豊玉庁舎 3 階議場において、小川委員、小宮委員は欠席でありましたが、委員 18 名と堀江議長にも同席いただき、第 2 回特別委員会を開催いたしました。

調査の内容は、1、部会長の選任について。2、請願第 1 号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願の審査について。3、部会ごとの調査研究項目の洗い出しについてを協議いたしましたので、その概要を報告いたします。

部会長の選任につきましては、委員長の指名により、議員定数部会長に初村委員、議会活性化部会長に大部委員を選任いたしました。

請願第 1 号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願の審査につきましては、議員定数部会で審査することに決定いたしました。

部会ごとの調査項目につきましては、次回の委員会において報告を行うことに決定いたしました。

委員会終了後、別室において、各部会を開催し、調査研究項目の洗い出し等を行い、各部会終了をもって、特別委員会は閉会となりました。

その後の各部会の開催につきましては、議員定数部会は、第 2 回を 5 月 29 日に開催し、請願第 1 号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願について、請願者 3 人を参考人として招致し、意見陳述を聞き、質疑を行いました。さらに慎重審議を必要とするとのことで継続審査とすることに決定いたしました。

議会活性化部会は、第 2 回以降を 4 月 23 日、5 月 7 日及び 5 月 29 日に開催しておりますが、調査内容につきましては、この後の報告と内容が重複いたしますので、省略いたします。

平成 27 年 5 月 29 日午後 1 時から、対馬市役所豊玉庁舎 3 階議場において、波田委員は欠席でありましたが、委員 19 名と堀江議長にも同席いただき、第 3 回特別委員会を開催いたしました。

調査の内容は、請願第 1 号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願について。2、政治倫理

条例の見直しについて。3、一般質問等のあり方について。4、常任委員会の構成についてを議題といたしましたので、その概要を報告いたします。

請願第1号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願につきましては、部会長の報告のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

政治倫理条例の見直しにつきましては、市の公共工事に関する遵守事項を規定する第5条と、指定管理者の指定に関する遵守事項を規定する第6条において、親族の範囲を「1親等の親族（姻族を除く。）」に、社会福祉法人等の役員の就任に関する遵守事項を規定する第7条において、対象となる法人を、社会福祉法人、学校法人及びNPO法人に、それぞれ限定しようとするもので、一部改正条例案を発委により提出することに決定いたしました。

一般質問等のあり方につきましては、1、一般質問において、事前通告による同一会派からの関連質問を認める。その場合、発言時間を10分間延長する。

2、12月と3月の定例会で、会派代表質問を行う。発言時間は、「30分+（会派の構成人数×5分）」で算出する。事前通告による同一会派からの関連質問を認める。1人会派の代表質問は認めない。

3、本年12月の定例会において、常任委員会の付託議案審査の後に、会派代表質問、一般質問を行う。

4、3月定例会の会期日程は、12月定例会終了後に協議する。

5、6月と9月の定例会の会期日程は、従来どおりとすることに決定いたしました。

また、一般質問、会派代表質問の通告書様式は、配付のとおりとする。

この6月定例会から一般質問における関連質問を導入する。

一般質問、会派代表質問の通告は、議運の3日前までとする。

会派代表質問の発言時間の上限を90分とする。

会派代表質問は、最初は演題に登壇して行い、その後の再質問は一般質問席から行う。

関連質問は一般質問席から行うことが確認されております。

なお、市長の行政報告に対する質疑ができることも確認されております。

常任委員会の構成につきましては、部会長報告では、部会での調整ができず、2つの案が示され、第1案は、従来どおり2年交代の原則を崩さずに、現在とは違う委員会に所属することとし、各委員会において過不足が生じた場合は、各会派において調整するというもの。第2案は、あらかじめ各委員会の定数枠を各会派に割り振って、与えられた枠を各会派において調整し埋めていくというものであります。

採決により、第2案の、あらかじめ各委員会の定数枠を各会派に割り振って、与えられた枠を各会派において調整し埋めていくことに決定いたしました。

以上で、議会改革特別委員会の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第9. いづはら病院跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第9、いづはら病院跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

いづはら病院跡利用調査特別委員会委員長、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） いづはら病院跡利用調査特別委員会調査報告を行います。

いづはら病院跡利用調査特別委員会の調査内容については、会議規則第45条の規定により報告をいたします。

本委員会は、平成27年第1回定例会において、8名の委員構成で設置が議決されました。

長崎県対馬病院が平成27年5月17日に開院した一方、厳原地区から公的病院がなくなったことに対する不安を払拭するため、いづはら病院跡利用による有効活用の可能性を模索することを目的とし、調査・研究をしていくものであります。

本委員会は、これまでに8回の委員会の開催と、1回の長崎県病院企業団及び長崎県への訪問を行いました。

まず、第1回を平成27年第1回定例会最終日の3月20日に開催いたしました。正副委員長の互選を行い、その後、今後の本委員会の方向性について協議を行いました。

第2回は、3月25日午前10時から、豊玉庁舎3階小会議室において、福井保健部長に出席を求め、これまでの取り組みや現状についての説明を受け、その後、質疑応答を行いました。

また、4月3日には、正副委員長と長崎県病院企業団会議長に就任をしている大浦委員の3人で、長崎県病院企業団及び長崎県福祉保健部医療政策課を訪問し、意見交換をさせていただきました。

第3回は、4月9日午前10時から、豊玉庁舎3階小会議室において、4月3日の長崎県病院企業団及び長崎県福祉保健部医療政策課との意見交換会の内容について、委員全員に報告をいたしました。

第4回は、4月13日午後2時から、対馬市役所別館大会議室において、市長及び福井保健部長、阿比留地域包括・医療対策課長の出席を求め、跡利用に関する現時点での構想や取り組み等について説明を受け、質疑応答を行いました。

第5回は、4月22日午後3時から、対馬市役所別館大会議室において、厳原町在住の対馬市

医師会及び巖原町区長会、巖原町女性9団体の代表者の方々との意見交換を行いました。

第6回は、4月30日午前10時から、第7回は、5月19日午後1時から、どちらも豊玉庁舎3階小会議室において、福井保健部長、阿比留地域包括・医療対策課長に出席を求め、第6回は、第5回の折の巖原町在住の方々の意見を参考に、跡利用として可能な医療施設の条件等について協議を行い、第7回では、交渉を進めようとしている法人との現時点での状況について説明を受けた後、意見交換を行いました。

第8回は、6月18日午前10時から、対馬市役所別館大会議室において、市長及び福井保健部長、阿比留地域包括・医療対策課長の出席を求め、跡利用に関する現時点での進捗状況や今後の取り組み等について説明を受けた後、質疑応答を行いました。

本委員会では、可能な限りの情報の聴取を行い、その情報をもとに協議を行ってまいりましたが、医師の確保という問題が一番苦勞しているところであり、そのことで計画がなかなか思うように進んでいないようでありました。

なお、先ほど市長の行政報告でもありましたように、6月20日に特定非営利法人ロシナンテスの理事会及び総会が開催され、対馬市依頼の医師の派遣について協議がされ了承されたとのこととあります。

本委員会といたしましても、跡利用施設の有効活用による対馬市民のより安全な医療体制を築くため、跡利用施設の早期開設に向けて、今後も引き続きさらなる調査・研究を進めてまいります。

以上で、いづはら病院跡利用調査特別委員会の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） このいづはら病院跡地利用の問題は、巖原市民の一番注目していることなので、3人で県まで行かれたというんですけど、病院企業団と県の意見はどんなだったんでしょうか。お伺いします。

○議長（堀江 政武君） いづはら病院跡利用調査特別委員会委員長、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 3番議員の質問にお答えしたいと思います。先ほど報告をしましたように、長崎県の病院企業団、企業長それから副企業長、総務課長、それから医療政策課の課長、参事とお話をさせていただきました。

やはり病院企業団といたしましても、いろいろ今まで一般質問の折にも触れておられましたけれども、対馬の医療についてはいろいろ危惧されている面がございました。対馬市がそういう市立の診療所をつくるということであれば、病院企業団も協力はしていきたいと、そのような話もいただいております。

それから、長崎県医療政策課のほうでは、そういう協議を事務方で先に詰めた後に、対馬市の方向性というのをしっかり出させていただきたいと。それからその協議にしっかりと取り組んでいきたいとそのようなお話でございました。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 私は、この2年間、この跡地問題についてやってきたんですけど、市長の協力が全然ないみたいなんです。それで、行かれるなら市長も連れて行っていただけませんか。

○議長（堀江 政武君） いづはら病院跡利用調査特別委員会委員長、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） お答えいたしますが、市長は、今までに3回程度、報告とかいろいろ企業長とのお話もされたみたいです。

我々も行って来たということは確認をいたしておりますが、まず市長が先に出ていく前に、事務方で、どのような医療施設を対馬市がつくれば一番いいのかというのを、事務方でまず協議をした後に市長と企業長とお会いをする。またそれから長崎県のほうにもお願いをするというのが道筋じゃないかなとこのように思っております。

○議長（堀江 政武君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第10. 長崎県病院企業団議会議員の報告

○議長（堀江 政武君） 日程第10、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。

11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 長崎県病院企業団議会議員の活動及び審議内容について、次のとおり報告をいたします。

平成27年第1回長崎県病院企業団議会定例会は、平成27年3月27日、長崎市出島町、県農協会館において、午後1時30分から議員13名の出席により開会され、対馬地区は、大浦孝司議員と私2名の出席です。

会期は1日間と決定され、会議録署名議員に種村繁徳議員、荒尾正登議員が指名され、議事に入りました。

初めに、新しく就任された議員の紹介がありました。五島市議会から三浦直人議員、県職から山田伸裕議員であります。

次に、米倉企業長より開会の挨拶があり、前定例会以降の重要事項についての報告と、本定例会に提出された議案についての説明がありました。

その内容について簡潔に報告いたします。

まず、次の各項目についての説明がありました。

- 1、地域医療の現状と課題について。
- 2、企業団病院の経営状況について。
- 3、医療従事者確保の取り組みについて。
- 4、対馬病院の開院について。
- 5、壱岐市の病院企業団加入について。
- 6、所得税の源泉徴収事務について。
- 7、医療訴訟について。

以上の項目についての説明がありましたが、そのうち、企業団病院の経営状況について、医療従事者確保の取り組みについて、対馬病院の開院についてを報告いたします。

企業団病院の経営状況については、平成26年度の経営状況は、前年度に比べ、入院・外来患者ともに減少し、医業収益の減収が見込まれておりますが、費用面での節減等に努めたことなどにより、最終的には5年連続しての経営収支黒字が確保できる見込みであります。

次に、医療従事者確保の取り組みについてであります。

平成27年度の医師配置につきましては、県の養成医師、長崎大学等からの派遣医師や公募医師等により、昨年度と同程度の配置ができる見込みとなっております。

一方、上五島病院の精神科及び島原病院の泌尿器科は、常勤医の確保が困難な状況にありますが、募集活動を充実・強化しつつ、企業団病院からの応援体制の確立や民間病院への働きかけなど、その対応に向けあらゆる手段を講じていくとのことであります。

また、離島地域における看護師等の確保については、アイランドナースネットワーク事業により、これまで長崎医療センターや九州医療センターからの派遣をいただいております。

本年1月からは、嬉野医療センターからの派遣をいただき、さらに去る3月23日には、長崎大学病院と協定を締結し、平成27年度からの派遣が実現するなど、この事業の拡大を図ったところであります。

今後とも、医療技術修学資金貸与制度による養成や都市部の看護師の積極的な募集活動に取り組むなど、人材確保に努めてまいります。

次に、対馬病院の開院についてであります。

建設中でありました対馬病院につきましては、去る2月2日に建物の引き渡しを受けたところであります。

これまで議会並びに県、構成市町等関係各位の御理解、御支援を賜りましたことに、深く感謝を申し上げる次第であります。

開院に先立ちまして、本年5月9日には開院式が執り行われております。統合前の2つの病院からの円滑な医療継続に向けて、諸準備を進めるとともに、5月17日の開院当日には、自衛隊等の協力を得ながら、入院患者の安全な搬送を行ったところであります。

以上、3項目について報告いたします。

次に、本来の議案であります、条例議案7件、予算議案1件の提案がありました。

第1号議案、長崎県病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例。

第2号議案、長崎県病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例。

第3号議案、長崎県病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

第4号議案、長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例の一部を改正する条例。

第5号議案、長崎県病院企業団助産師養成支援資金貸与条例の一部を改正する条例。

第6号議案、長崎県病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

第7号議案、長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

第8号議案、平成27年度長崎県病院企業団病院事業会計予算。

以上、8件であります。

第1号議案は、企業団病院の安定的な経営に資するため、高度の専門的知識を有する者など、企業団外からの人員確保を可能とする制度を創設しようとするものであります。

第2号議案は、壱岐市の病院企業団加入等に伴い、職員定数について、所要の改正を行おうとするものであります。

第3号議案は、壱岐市の企業団加入に伴い、壱岐市において育児休業を取得し、平成27年4月1日以降も引き続いて育児休業を取得する職員について、企業団において休業の手続を行ったものとみなすためのものでございます。

第4号議案は、第3号議案と同様、壱岐市の企業団加入に伴い、壱岐市医療技術修学資金貸与条例に基づき、貸与を受けている者あるいは返還中の者に対してなされた手続を企業団において引き継ぎ、債権等の管理を行うためのものでございます。

第5号議案は、関係法である保健師助産師看護師法の改正に伴い、法律の参照関係を整理するために行うものでございます。

第6号議案は、準拠する長崎県条例の改正に伴い、参照関係を整理するために行うものでございます。

第7号議案は、災害等の非常時に管理職員が休日・時間外の時間帯に業務を行った際に、特例として手当を支給する規定を設けるものでございます。

いずれの条例も、施行期日は平成27年4月1日であります。

第8号議案、平成27年度長崎県病院企業団病院事業会計予算については、収益的収支におい

て、収入総額252億9,140万円、支出総額257億6,316万円。収支差では、平成27年度については、4億7,176万円の赤字となっておりますが、計上収支差では、2億1,500万円の黒字となっており、ほぼ前年並みの予算となっております。

資本的収支において、収入総額37億7,378万円、支出総額53億8,033万円。収入が支出に対して不足する額16億円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するということがございます。

次に、対馬3病院の予算について説明をいたします。

対馬病院の建築費4億5,253万円は、職員宿舍及び院内保育所を整備するもので、昨年8月の臨時会で債務負担行為を設定しており、昨年12月に契約を締結しております。

改良工事費4億9,748万円が計上されておりますが、これは中対馬病院の閉院に伴い、老朽化している施設の解体と宿舍と一体となっている本館浄化槽の解体に伴い、新たに宿舍の浄化槽を設置するものであります。

また、上対馬病院改良工事費約9,266万4,000円は、診療所等へのスプリンクラー設置費用に対する国の補助金が創設されており、この補助金の獲得を図った上でスプリンクラーを整備しようとするものであります。

また医療機器等購入費につきましては、対馬病院では1億3,100万円、上対馬病院が1,200万円となっております。

以上、8議案とも原案のとおり可決されました。

なお、本年度から長崎県病院企業団に加入している壱岐病院の開院式が4月1日に行われましたので、大浦議員とともに出席をいたしました。

以上で、長崎県病院企業団議会議員の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

昼食休憩とします。再開は、午後1時からとします。

午前11時50分休憩

午後0時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第11. 承認第1号

日程第12. 承認第2号

日程第13. 承認第3号

日程第14. 承認第4号

○議長（堀江 政武君） 日程第11、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度対馬市一般会計補正予算（第8号））から、日程第14、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容について御説明をいたします。

本議案は、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第8号）を、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、地方消費税交付金、地方交付税などをはじめとする交付金の額の確定によるもの、及び事業費の決定による財源調整等が主なものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度対馬市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ356億8,020万円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてございます。

第2条繰越明許費の補正は、6ページから9ページにかけての「第2表 繰越明許費補正」によるものとし、繰越明許費についての追加、変更及び廃止をいたしております。

追加の1件につきましては、比田勝小学校への図書購入費として、指定寄附を受け、行おうとする学校図書購入でございます。

変更につきましては、補正第6号及び第7号にて議決をいただきました繰越明許費のうち、比田勝認定こども園建設事業をはじめとした36件につきまして、その繰り越し額を変更し、志越多目的集会施設改修事業ほか4件を廃止をいたしております。

結果といたしまして、翌年度へは、合わせまして77件、37億729万1,000円を繰り越しております。

第3条地方債の補正は、8ページ及び9ページの「第3表 地方債補正」によるものとするも

のでございます。

事業費の決定により、変更及び廃止をし、起債限度額を62億1,760万円と定めております。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして、その主なものを御説明をいたします。

まず歳入でございます。

予算書の14ページをお願いいたします。

2款地方譲与税から、18ページの11款交通安全対策特別交付金まででございますが、交付額の確定によりそれぞれ予算措置をいたしております。

そのうち10款地方交付税につきましては、普通交付税を6,064万2,000円、特別交付税を3億3,117万円追加をし、補正後の交付額は、普通交付税149億4,603万6,000円、特別交付税12億117万円となっております。

12款分担金及び負担金、14款国庫支出金並びに、22ページからの15款県支出金につきましては、事業費等の決定に伴いまして、それぞれ予算措置をいたしております。

28ページをお願いいたします。

16款財産収入2項財産売払収入、土地建物売払収入の減でございますが、県工事による国道拡幅工事が、平成27年度に繰り越されたことによります土地売払収入を減額するものでございます。

17款寄附金2目指定寄附金981万7,000円につきましては、ふるさと応援基金895万9,000円、ツシマヤマネコ基金75万8,000円、学校図書購入10万円でございます。

18款繰入金につきましては、財源調整等の結果、さきに予定をしておりました基金からの繰り入れの必要がなくなり、それぞれ減額をいたしております。

30ページをお願いいたします。

20款諸収入5項雑入でございますが、県後期高齢者医療広域連合、東日本大震災支援派遣職員の人件費負担金などが主なものでございます。

21款市債につきましては、事業費の決定により2億4,840万円を追加をいたしております。

次に、歳出についてでございます。

36ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費でございますが、3目財政管理費につきましては、各種事業の確定による財源調整の結果、財政調整基金5億500万円、減債基金3億円、振興基金2億円など、積立金といたしまして10億6,650万円追加をいたしております。

5目財産管理費の集会施設等改修工事費の減につきましては、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、国の平成26年度補正予算（第1号）に伴う事業といたしまして、補正第7号において計上をし、議決をいただいたところでございますが、国の補助金内示が平成27年度予算になったことに伴いまして、全額を減額し、平成27年度補正予算（第1号）に改めて計上をしようとするものでございます。

7目企画費、19節対馬市国境離島新法制定期成会負担金として100万円、25節にがんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金として、指定寄附金の895万9,000円を追加、その他の事業の決定により執行残の減額とするものでございます。

42ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございますが、23節国費精算返還金につきましては、平成25年度未熟児養育医療費の国庫負担金交付額の確定による返還金でございます。

44ページの3項生活保護費につきましては、扶助費の減額が主なものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費につきましては、母子保健並びに予防接種事業及び合併処理浄化槽設置事業等それぞれ事業費の決定により不用によるものでございます。

46ページをお願いいたします。

2項清掃費1目清掃総務費につきましては、13節におきまして、生ごみ・廃食油資源再利用実証実験業務委託料の減、2目及び3目につきましては、塵芥処理、し尿処理に係る燃料費、処理委託料など、施設運営経費の不用分でございます。

48ページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の減につきましては、19節のイノシシ捕獲補助金1,239万円の減、青年就農給付金1,275万円の減。

予算書50ページをお願いいたします。

2項林業費2目林業振興費につきましては、13節の対馬しいたけ後継者・選別作業員育成及び新商品開発事業委託料512万2,000円の減、対馬しいたけ流通体制構築事業委託料372万3,000円の減、また25節の積立金につきましては、市有林の立木売り払い収入及びJ-VERクレジットの収入金を積み立てるものでございます。

3項水産業費2目水産業振興費につきましてでございますが、予算書は52ページとなります。

19節の負担金補助及び交付金で、活魚・鮮魚等輸送コスト助成事業補助金3,820万2,000円の減、漁業用燃油高騰対策事業補助金2,499万4,000円の減が主なものであり、4目の漁港建設費につきましては、各漁港間での事業費の組み替え等の調整でございます。

7款商工費につきましては、それぞれ各事業費の決定によるものでございますが、54ページ、3目観光費、25節の積立金につきましては、ツシマヤマネコ基金への指定寄附金を積み立てる

ものでございます。

56ページをお願いいたします。

8款土木費でございますが、2項道路橋りょう費、4項港湾費、それから58ページの5項都市計画費につきましては、それぞれ事業の決定などによる事業費の組み替え及び不用額の減でございます。

9款消防費につきましても、消防庁舎改修工事費の減など、事業の決定によるところでございます。

10款の教育費でございますが、予算書は60ページとなっております。

2項小学校費、3項中学校費につきましては、それぞれにおきまして、屋内体育施設改修を計画をしておりましたが、先ほど、総務費のところの説明を申し上げましたとおり、国の補助内示の関係で、今回全額を減額し、平成27年度補正予算（第1号）に改めて計上をいたすことといたしております。

予算書の62ページの5項社会教育費、64ページの6項保健体育費につきましては、それぞれ文化財調査及び保存整備に伴う事業、厳原総合公園施設改修、学校給食共同調理場建設事業など、事業費の決定による不用額を減額いたしております。

予算書は、66ページをお願いいたします。

13款の諸支出金でございますが、新船建造に伴う旅客定期航路事業特別会計の財源調整による繰出金の減額によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） 承認第2号、平成26年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案は、平成26年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の御承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、国・県の支出金、交付金等の歳入の決定及び保険給付費のうち、一般被保険者療養給付費の減少等による減額が主なものであります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

1億8,263万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,708万8,000円とするものであります。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、療養給付費等負担金を3,144万1,000円増額しております。

2項国庫補助金は、財政調整交付金を6,911万1,000円減額しております。

4款1項療養給付費交付金は、退職被保険者療養給付費に係る交付金で339万6,000円を減額しております。

6款県支出金2項県補助金は、県財政調整交付金を1,198万8,000円減額しております。

10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、1,038万1,000円を減額しております。主なものは、出産育児一時金等繰入金で504万円を減額しております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、1億2,270万3,000円減額しております。

12款諸収入4項雑入は、国民健康保険団体連合会特別会計業務勘定決算残余金350万8,000円の増額であります。これは、平成26年7月23日に開催されました長崎県国民健康保険団体連合会の通常総会におきまして、決算剰余金については、各保険者に返還されることになり、平成25年度の国保分の審査支払手数料件数をもとに按分されたものでございます。

次に歳出でございますが、12ページ、13ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、マイナンバー制度対応システム整備委託料の減、3目医療費適正化特別対策事業は、重複多受診者訪問指導謝金の減額などを、合わせまして78万円の減額であります。

2項徴税費は、嘱託職員を増員し、徴収率の向上を目指し、公募をいたしましたが、応募がなく312万5,000円減額するものであります。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は、1億7,575万2,000円減額しております。

次の2目退職被保険者療養給付費から、14ページ、15ページをお願いいたします。

6款介護納付金までは、財源内訳の変更であります。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、特定健康診査委託料等297万3,000円を

減額しております。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議の上、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀江 政武君） 中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） ただいま一括議題となりました承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。

本案は、平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第4号）を去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の御承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、航路事業に対する国県支出金の確定によるもの、及び事務事業の決定による財源調整が主なものであります。

では、別冊の補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ263万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,343万8,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条地方債の補正は、4ページから5ページにかけて記載いたします「第2表 地方債補正」によるものとするものでございます。

事業費の決定により変更し、起債限度額を7,110万円と定めております。

次に、補正予算の内容について御説明いたします。

まず歳入でございますが、10ページ及び11ページをお願いいたします。

1款1項事業収入は、観光利用による貸し切り事業の増加により24万円の追加、2款国庫支出金1項国庫補助金は、赤字航路事業補助金の確定により17万円の追加、3款県支出金1項県補助金は、航路事業補助金の確定により55万円の減額でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金は、財源調整の結果、航路事業債の変更増等に伴いまして、一般会計繰入金を2,239万3,000円の減額、8款1項市債1目旅客定期航路事業債は1,990万円を追加計上させていただいております。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、普通旅費を 3 0 万円の減額、2 款 1 項施設費 1 目施設管理費 1 1 節需用費は、燃料費及び修繕料で 1 5 0 万円の減額、1 3 節委託料は、新設いたしました待合所の設計監理業務で 1 2 万 8, 0 0 0 円の減額、1 5 節工事請負費は、待合所建設工事費で 5 5 万 7, 0 0 0 円、船舶建造費で 1 4 万 8, 0 0 0 円の減額でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） 一括して議題となりました議題のうち、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由とその内容について御説明いたします。

本案は、平成 2 6 年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を、平成 2 7 年 3 月 3 1 日付をもって、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の御承認を求めようとするものでございます。

今回の補正は、事業費の確定による減額が主なものでございます。

別冊の補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 6 年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによることを規定し、第 1 条第 1 項で、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 8 2 7 万 4, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 7, 5 3 7 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

第 2 項で歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、2 ページ及び 3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について主なものを御説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、6 ページ、7 ページをお願いいたします。

1 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目新設加入負担金 2 6 7 万 9, 0 0 0 円の増額補正は、水道利用加入金の追加によるものでございます。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 2 8 2 万 7, 0 0 0 円の減額補正は、建設費の減額によるものでございます。

2 項簡易水道繰入金 1 目簡易水道基金繰入金 2, 1 0 5 万円の皆減補正は、水道建設費の歳出減額によるものでございます。

次に、8 款諸収入 1 項 1 目雑入 2 8 1 万 8, 0 0 0 円の増額補正は、水道管移設補償費の増、建物共済金の増でございます。

続きまして、歳出でございますが、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

1 款簡易水道費 1 項水道管理費 1 目一般管理費 6 4 9 万 5, 0 0 0 円の減額補正は、主な内訳

といたしましては、7節賃金、27節公課費の減額によるものでございます。

2目施設管理費224万円の減額補正は、水道施設維持補修工事の減による15節工事請負費の減額が主なものでございます。

2項水道建設費1目水道建設費953万9,000円の減額の主なものといたしましては、簡易水道整備工事の事業確定による委託料、簡易水道整備工事費の減額と、水道管移設工事の減によるものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、承認第1号に対する質疑はありませんか。16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） 1点だけお尋ねをしておきたいと思いますが、一般会計の今議題となりました専決処分の第8号、企画費の国境離島新法制定期成会100万予算が補正が組まれておりますが、お聞かせ願いたいのは、これは長特別委員長の報告にありました28団体で構成されていると思いますが、その会費と合わせて、全体で幾らの予算なのか。まずその点を1点お尋ねして、次に移りたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） お答えをいたしたいと思います。

期成会の構成団体が28団体ありますが、その中で免除団体がございまして、結局のところ25団体から2万円の会費を徴収をいたしております。それが50万円でございます。それと対馬市から100万円の期成会への負担金ということで、合計150万円の予算となっております。

○議長（堀江 政武君） 16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） その総額150万円の予算になろうかと思いますが、もちろんこの4月の25日の総決起大会でも、その応分の支出がなされていると思います。

私が言いたいのは、その金額、その全体で150万の中で、総決起大会の経費、あるいは今大詰めであります今後の期成会としての予算が、果たしてそれで十分なのかなという気がいたします。

市長の行政報告でもありましたけど、やはり今この6月5日に自民党の中で、特に谷川先生の強いリーダーシップのもとに、この国会に法案として提出されようとしている中、情報によりますと、この通常国会も大幅に延長して、何とかこの国会中に日の目を見るような状況のようでございます。

私が言いたいのは、やはり我々この議会、特に合併後、平成16年からこの問題には、ほかの

市町村に先駆けて取り組んでまいりました。委員会名はそれぞれ違いますけど、初代の委員長は、作元議員がそのときの委員長であったように記憶いたしています。

この問題については、対馬市、そして議会とともに一緒に手を組んでやってきたものが、今ようやくその日の目を見ようとしております。果たして今後の活動として、この150万円で果たして足りるのかどうか。足りない分は、その加盟団体に負担させようとしているのか。そこはちょっと気になるわけですが。

もう一つ、私が市長にお尋ねをしておきたいと思いますが、私は、この問題については、非常に今、この対馬市が抱える問題、この世紀をまたいだ大きなやっばり画期的な新法になるかどうかと思います。それにしては、私は、その市の取り組み方が非常に希薄だとはっきり申し上げたいと思います。

なぜかというならば、私は、この4月25日の総決起大会、もう非常な市民で集まりました。対馬が第1番目であったということで大盛會裏に終わったということも、市長も評価をされておりますが、その後の動きが非常に市民に対しての認知度が薄い。

一つの例をとりますと、懸垂幕すら市の庁舎には掲げていない。今交流センターに一つ掲げてありますが、あれは個人が掲げた、下げたものと聞いております。私は、対馬市が、このセンターを含めて6庁舎に、やはり懸垂幕の1本ぐらいいは対馬市の名前で掲げるべきだと私はこのように考えます。

そしてもう一つは、今回、先ほど長特別委員長が報告しましたように、私も今回、自民党の代表として参加をさせていただきましたが、もうそこまで見えております。そして、だからこそ私は市民にもう一つ周知を、この目的、この新法の概略でもいいですから、目的、中身、それを示していただきたい。

私は、5月の市報にこれが出るのかなと思って見ておりましたが、出てこない。ようやく3面——3ページ目にトピックスという、わずか130字ぐらいいの原稿が掲げてあります。果たしてこれでいいんでしょうか。市長。

私は、市報の1面に、こうして今対馬市が過去合併から取り組んできたものが、ようやく日の目を見ようとしております。どうぞ、市民の皆様、皆様の力を結集して、この新法設立に向けて、ともに動きましようというぐらいいのアピールが必要なんじゃないでしょうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

私は、非常にこの5月号の市報を見てがっかりいたしました。トピックス2、「国境離島の未来に向けて対馬からの提言」、わずか130字。中身も何も書いていない。ただ来賓の名前が書いてありますけどね。

この点、市長、まだ今からでも遅くないです。庁舎に庁舎幕、あるいは沿道には、特に交通安

全協会あたりが掲げるあの桃太郎旗といますか、あれでもいいんじゃないですか。何かそういうものを掲げて——私たち、市民に説明するときに、市民は全くわかりませんよ。決起大会に来てあった方々は、ある程度その中身についての概略を理解されておりますが、どういう新法なのか。対馬にとってどういうメリットがあるのか。この法案が通ったときにはどういうメリットがあるのか。かいつまんでもいいじゃないですか。概略、公にできないところは公にできないところで結構です。そういう意気込みを今から先、取り組む姿勢があるのか、まず市長のその考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、9月27日まで延長された国会で論議がされるであろう国境離島の新法のお話でございますが、国会の動向も当然注視しながら、市民へのアピールのやり方も今の小川議員の御意見を踏まえてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） まだまだ遅くないと思っておりますよ。まず市民にこの法案の概略を示していただきたい。

それと、期成会、たったの150万の予算です。期成会で懸垂幕、あるいはそういう広報活動をやるのは非常に困難があると思っておりますので、私は、対馬市として懸垂幕、あるいはそういうもろもろの啓蒙活動をぜひやっていただきたい。

本庁の懸垂幕は今1本下がっております。それは記憶遺産に登録するのも非常に大事でしょう。それよりも、まずやはりこの新法を通したいという対馬の思いを、この懸垂幕6本に私は込めたいと、これを強く要望しておきたいと思っております。

これは、非常に今対馬が今後どうなるかという大きなこれは問題だろうと思っております。ただ国会議員にだけをお願いするんじゃなくて、やはり私たち足元からこの新法に向かって取り組む姿勢を示していただきたい。幾ら市長が頑張ったって、議会特別委員会が頑張ったって、市民が中身をわからなければ私は何にもならないと思っております。概略で結構です。今後の市長のそういう政治姿勢に期待をして、この件について終わりたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第2号から承認第4号までの3件に対する質疑はありませんか。9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 保健部長に国民健康保険の補正予算の第4号について、1点だけお尋ねをいたします。

予算書は12ページ、13ページになりますが、この2項徴税费の中で、賦課徴収費ですけれ

ども、嘱託職員報酬の減が312万5,000円減額補正がされておりますが、今、保健部長の説明では、いわゆる公募をしたが、応募者がなかったということでの減額というふうな説明のよりに聞こえましたが、少し詳しくどのような形でその公募をされたのか。

例えば、これは国保税に限ってのものだと思いますが、旧巖原町がやはり同じように、この嘱託職員を公募したことがございます。そのときには、かなりの方が応募をしていただきまして、その中で五、六名でしたか、それぞれの地区に配置をして、徴収事務をしていただいたという経緯があります。

お尋ねしたいのは、そのときに巖原町では、方法として、やり方としては、まず基本給を決め、そして歩合給、いわゆるその徴収した件数、あるいは金額等でもって報酬を出したというふうな経緯があります。お尋ねしたいのは、まず基本給をどの程度に設定をされておったのかということですね。

当時、旧巖原町では、少ない人でも13万程度ぐらいの報酬を受けてありました。多い人になりますと16万、17万という金額の方もおられたように、私も当時税務課の課長をしておりましたので記憶をしておりますが、今この皆さん仕事がないという時代に、やはりある程度のその報酬がもらえるということであれば、本当にその応募者がいないのかというふうな気がします。

確かにその税の徴収というのは、これは各家庭に回って税の徴収をするわけですから、非常に難しい苦勞の事務だというふうに思いますけれども、やはり皆さんやっぱり仕事を求めている中において、本当にこの応募をされる方がないのかというふうな気がしております。

したがって、もう一度言いますが、まず基本給、それから歩合給というふうな設定をされた中で公募をされたのか。そういうことじゃなくて、今、嘱託職員、臨時職員を雇用するときには、最初から金額幾らと。例えば11万だとか13万だとかいうふうな金額設定の中で公募をしておりますが、やはりこの税の徴収というのは少し違うんじゃないかと。そういう決め方ではなくてやはり基本給を、例えば基本給が8万なり8万5,000円なりを先に基本給をもう決めて、後は歩合給でもって徴収のいわゆる件数、徴収の金額等でもってやれば、当然それは頑張った人にはそれなりの報酬が得られるというふうな仕組みにすれば、私は、もう少し応募者があってもいいんじゃないかというふうな気がしますので、どのような形で公募をされたのか、少し詳しくお願いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） ただいまの徴収嘱託員の募集の件については、予算上は一般のほうと国保のほうとありまして、今回国保のほうの減額ということになっておりますが、一応事務としては、市民生活部のほうで対応しておりますので、お答えしたいと思います。

徴収嘱託員については、現在2名でやっております。今回の募集については、補助金等の対応

はできるということで、補正で対応してもらって、公募をかけたわけですが、公募の時点では、まず職安——職業安定所等に、それから区の回覧等で公募をいたしております。

なおかつ、募集、応募がありませんでしたので、人的にいろいろ知人等に対して、職員から、どなたかいないやろうかというようなことで当たっておりましたが、実質、応募がなかったということになります。

嘱託員の報酬等については、今議員さんが言われたとおり、基本給がありまして、その上で歩合というか、その上乘せを支給するようになっておりますが、上限が確かあったと認識しております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 基本給の額はちょっと教えていただかなかったんですが、この国保——他の税も同じように公募して、そして今現在2名だということですが、これはそれぞれの税でもってされているのか。それとも今回は国保税の分が減額補正が出ていますが、この国保税は、国保税だけの公募をされたのかですね。じゃあ何名、その公募をされたのか。

今回、応募者がなかったということで、いわゆる減額ということになっておりますが、今後どうするのか。これはもう今後応募がないからやめるのか。あるいはこの職安という、今、市民生活部長は職安をお願いをして、職安では応募者がなかったということですが、やはりいろんなことが、ケーブルテレビでもずっと流しておるわけですから、もう少しそのあたりを、本当にこの税の徴収率が悪いという中で、本当にやる気があるのであれば、もう少しやはり市報なり、あるいはケーブルテレビあたりを有効に活用してこの啓蒙をしていかないと、ただ職安をお願いしました、応募者がありませんでした、だから落としましたでは、少し芸がないんじゃないですかね。そのあたりを今後どのように考えてあるのか、もう少しお願いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） 現在、今2名で、主に巖原、それから美津島の2カ所をやっております。その税目については、国保税とか一般税とかいう仕分けではなくて、もう税全体を徴収をいたしてもらっております。

今回、徴収嘱託員が集める税金等について、大変うちの徴収に十分役立ってもらっているということで、2人の公募をかけたわけですが、2人ともいなかったということで、次年度以降、再度こういう嘱託員の応募をして対応をしていきたいというふうに感じております。そういうふうを考えております。

○議長（堀江 政武君） 9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 3回目ですから、最後に。

大体わかりましたが、一つはやはりちょっとこう不思議に思うのは、今これは6月の補正ですよ。だからやはり年度末もまだ先の話ですから、この時点で国保の会計のほうで減額補正をするというのは、どうも少しどうなのかなという気がするんですが。（「専決」と呼ぶ者あり）これは専決だからしたということか。（発言する者あり）はい、わかりました。それは訂正をいたします。わかりました。

それでは、今後についても、先ほど言いましたように、この徴収事務は、徴収嘱託というのが非常に嘱託員も大変な業務だということは理解しますが、やはり徴収率を上げるためには、一定の報酬が得られるように、基本給の今数字的な回答はいただけませんでした。少ないんであれば、少し見直しをかけるだとかいうふうなことも検討していただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（堀江 政武君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号から承認第4号までの4件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。4件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度対馬市一般会計補正予算（第8号））について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

承認第1号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。承認第1号は原案のとおり承認されました。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

承認第2号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。承認第2号は原案のとおり承認されました。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第4号））について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

承認第3号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。承認第3号は原案のとおり承認されました。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

承認第4号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。承認第4号は原案のとおり承認されました。

日程第15. 承認第5号

日程第16. 承認第6号

日程第17. 承認第7号

日程第18. 承認第8号

日程第19. 承認第9号

○議長（堀江 政武君） 日程第15、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例等の一部を改正する条例）から、日程第19、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市営航路船舶使用料条例の一部を改正する条例）までの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） ただいま一括議題となりました、承認第5号、対馬市税条例等の一部を改正する条例、承認第6号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、及び承認第7号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず、承認第5号、対馬市税条例の一部を改正する条例につきましては、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によ

り報告し、承認を求めるものであります。

議案書の9ページから28ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、平成27年度税制改正による地方税法の一部を改正する法律等が、平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、まず軽自動車税ですが、平成27年度に取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例が導入され、該当する四輪等の税率が軽減されます。

また、二輪車に係る税率の引き上げが、平成27年4月1日に予定されておりましたが、平成28年4月1日に延期されることとなっております。

たばこ税につきましては、旧3級品の製造たばこに係る税率の見直しが行われ、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに段階的に特例税率を廃止し、税率の引き上げを実施することとなっております。

その他行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、(通称)マイナンバー法の施行に係る個人番号または法人番号の規定の整備に係る条項の改正、ふるさと納税の申告手続の簡素化におけるワンストップ化特例の導入による条項の改正等が行われております。

今回の改正では、あわせて附則についても所要の改正が行われております。

なお、附則で施行期日を平成27年4月1日といたしておりますが、各号に上げる規定は、当該各号に定める施行期日を定めております。

続きまして、承認第6号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしておりますので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めるものであります。

今回の条例改正は、平成27年度税制改正により国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成27年3月4日に公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案書の29、30ページをお願いいたします。

改正の主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の「51万円」から「52万円」に、後期高齢者等支援金課税額に係る課税限度額の現行の「16万円」から「17万円」に、介護保険金課税額に係る課税限度額を現行の「14万円」から「16万円」にそれぞれ引き上げるものであります。

また、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定

においては、被保険者の数に乗すべき金額が、現行の「24万5,000円」から「26万円」に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額が現行の「45万円」から「47万円」にそれぞれ引き上げられるものであります。

なお、附則で施行期日を平成27年4月1日といたしております。

続きまして、承認第7号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、去る5月29日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしておりますので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めるものであります。

今回の条例改正は、対馬市国民健康保険税条例の税率改正について、対馬市国民健康保険運営協議会へ諮問し、その答申に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案書の31、32ページをお願いいたします。

改正の主な内容は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税分の所得割の税率を現行の「100分の7.9」から「100分の8.0」に、後期高齢者等支援金課税分の所得割の税率を現行の「100分の2.3」から「100分の2.4」に、介護給付金課税額分の所得割の税率を現行の「100分の2.2」から「100分の2.3」に、また介護保険金、給付金の課税被保険者に係る被保険者均等割額を現行の1人「8,000円」を「8,500円」にそれぞれ引き上げるものであります。

参考資料として配付いたしております一部改正条例新旧対照表を御参照くださるようお願いいたします。

以上で、承認第5号、承認第6号及び承認第7号の3件について、提案理由と内容の説明を終わります。御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） ただいま一括議題となりました対馬市診療所条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は34ページをお願いいたします。

この専決処分書は、議案配付後に字句の誤りが発見され、正しくは本日お配りしております正誤表のとおりでございます。まことに申し訳ございません。

なお、一部改正条例新旧対照表は、正しく表記しておりますので、参考に対照表の42ページを合わせてご覧いただきたいと思っております。

平成24年8月に、消費税法の一部を改正する法律が成立し、消費税率が平成26年4月から8%になっているところであります。

今回の一部改正は、同条例第5条の使用料及び手数料につきまして、第2号の手数を市独自の手数料と介護保険法による法定手数料に分離するため、新たに第3号を設けようとするもので

ございます。

附則で条例の施行日を平成27年4月1日と定めております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） 一括議題となりました承認第9号、対馬市営航路船舶使用料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書の35ページをお願いいたします。

あわせて、参考資料といたしまして、一部改正条例新旧対照表の43ページから45ページを御参照くださるようお願いいたします。

対馬市営航路船舶使用料条例の一部を改正する条例につきましては、去る5月15日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めるものでございます。

今回の条例改正は、市営渡海船のリプレイスに伴い、平成27年5月14日付で、九州運輸局から航路の変更に関する許可書の交付を受け、航路名が樽ヶ浜～仁位航路から、仁位～長板浦航路に変更になったことに伴い、起点を仁位、終点を長板浦とした三角料金表とすることで、所要の改正を行うものでございまして、乗船料金の改定はございません。

なお、附則で施行日を運航開始いたしました平成27年5月18日といたしております。

以上、承認第9号について提案理由と、その内容の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は2時20分からとします。

午後2時04分休憩

午後2時20分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

休憩前に続き、会議を開きます。

これから5件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。5件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。5件は委員会への付託を省略することに決定しま

した。

これから5件について、一括して討論、採決を行います。

5件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例等の一部を改正する条例）、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市診療所条例の一部を改正する条例）、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市営航路船舶使用料条例の一部を改正する条例）の5件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。5件は原案のとおり承認されました。

日程第20. 報告第1号

日程第21. 報告第2号

日程第22. 報告第3号

日程第23. 報告第4号

日程第24. 報告第5号

日程第25. 報告第6号

○議長（堀江 政武君） 日程第20、報告第1号、平成26年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第25、報告第6号、平成26年度対馬市水道事業会計繰越計算書についてまでの6件を一括議題とします。

各案について、報告を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま一括して議題となりました報告第1号並びに報告第2号は、総務部の所管でございますので、まとめて御説明をいたします。

まず報告第1号、平成26年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告をするものでございます。

議案書は39ページとなっております。

本議案は、平成26年度一般会計予算におきまして、繰越明許費の議決をいただきました77件の事業につきまして、平成26年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越すものでございます。

なお、繰り越し額につきましては、先に議決をいただきました範囲内で繰り越しを行っております。

続きまして、報告第2号でございます。

議案書は45ページとなります。

報告第2号、平成26年度対馬市一般会計継続費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本議案は、平成26年度一般会計予算におきまして、継続費の議決をいただきました比田勝港国際ターミナル建設事業につきまして、平成26年度対馬市一般会計継続費繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越すものでございます。

以上、簡単でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） ただいま一括議題となりました報告のうち、報告第3号、平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。

議案書の47ページをお願いします。

平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

なお、本特別会計は、平成26年度をもって廃止いたしましたので、一般会計の関連する科目へ繰り越しております。

繰り越し理由でございますが、施設の改修工事に係るものでありまして、施設側との協議により、業務に支障が出ないよう法定等の調整により翌年度へ繰り越すものであります。

繰り越し額につきましては、さきに議決をいただきました範囲以内で繰り越しをいたしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） ただいま一括議題となりました報告のうち、報告第4号、平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書の49ページをお願いいたします。

平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

本件は、市営航路船舶建造工事に係るものでございまして、航路改善計画の関係地区説明会において、意見の集約及びその調整に不測の日数を要したことから、工事の着手が9月上旬となり、

工事の完成が5月の上旬となることで、翌年度に繰り越したもので、繰り越し額につきましては、先に議決をいただきました金額の範囲で繰り越しをいたしております。

既に御案内のとおり、平成27年5月18日からの運航開始でございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） ただいま一括して議題となりました議題のうち、報告第5号と報告第6号は、いずれも水道局所管でございますので、続けて御説明申し上げます。

まず、報告第5号から御説明いたします。

平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議案書の52ページをお願いします。

繰り越しました事業は、1款簡易水道費2項水道建設費のグリーンピア樽ヶ浜線水道管布設事業859万6,000円と、雞知地区簡易水道整備事業6,521万円の2事業でございます。

繰り越し理由でございますが、グリーンピア樽ヶ浜線水道管布設事業は、市道整備事業との工程調整、雞知地区簡易水道整備事業は、関係機関との協議に不測の日程を要したため、年度内完成ができなくなりましたので、翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、報告第6号、平成26年度対馬市水道事業会計繰越計算書について、御説明いたします。

平成26年度対馬市水道事業会計の建設改良費を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3号の規定により議会に報告するものであります。

議案書54ページをお願いいたします。

繰り越しました事業は、1款資本的支出1項建設改良費3目簡易水道整備工事費の内院簡易水道基幹改良事業9,703万6,031円、巖原小学校線水道管布設替え事業260万円、市道久田日掛線水道管移設事業59万4,000円、小浦ダム上下循環装置設置事業2,400万円の4事業でございます。

繰り越し理由でございますが、内院簡易水道基幹改良事業は、浄水池及び配水池の用地選定に不測の日数を要したこと。巖原小学校線水道管布設替え事業及び市道久田日掛線水道管移設事業については、市道整備事業との工程調整のため、小浦ダム上下循環装置設置事業は、管理棟の設置場所、電気配線場所について、県及び関係機関との協議に不測の日数を要したことにより年度内の完成ができなくなりましたので、翌年度へ繰り越すものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第5号、報告第6号について説明を終わります。よろしく御

審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから6件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号から報告第6号までの報告を終わります。

日程第26. 議案第55号

○議長（堀江 政武君） 日程第26、議案第55号、平成26年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） ただいま議題となりました議案第55号、平成26年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御説明いたします。

提案理由は、平成26年4月1日より施行されました地方公営企業法の一部改正により、平成27年6月支給の期末勤勉手当の支払い額のうち、6分の4相当額については、平成26年度の会計処理上、賞与引当金として計上することが義務づけられましたので、平成26年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金4,921万7,613円のうち、340万円を賞与引当金に積み立て、残余を繰り越すことについて、議会の議決をお願いするものであります。

議案書56ページに、平成26年度対馬市水道事業剰余金計算書、57ページに、平成26年度対馬市水道事業剰余金処分計算書を記載しております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第55号、平成26年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、討論はあ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第56号

○議長（堀江 政武君） 日程第27、議案第56号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました議案第56号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由と内容を御説明いたします。

今回の補正は、平成29年度末までの導入を求められている公会計システムの構築に対応するための事業といたしまして、公共施設等総合管理計画策定及び固定資産台帳整備事業の経費、平成25年度からの期間限定事業として取り組んでまいっております、しま共通地域通貨発行事業の追加、平成28年4月からの阿連小学校の金田小学校への統合に向けてのスクールバスの購入などの環境整備を図る小学校統廃合事業、さらに去る5月の豪雨により発生をいたしました市道法面崩落を復旧する道路災害復旧事業などが主なものでございます。

また、先ほどの平成26年度補正第8号にて減額しておりました地区集会施設、小中学校の屋内体育施設改修などの避難施設改修につきましても、今回の補正にて全額を計上いたしております。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条第1項歳入歳出予算の補正でございますが、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ310億5,560万円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

第2条債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を6ページ及び7ページに記載をいたします「第2表 債務負担行為」によることを定めております。

これは、平成29年度末までの公会計システムの導入を見据え、平成27、28年度において計画策定及び台帳整備を行おうとするものでございます。

第3条地方債の補正でございますが、地方債の追加及び変更を6ページ、7ページに記載いたします「第3表 地方債補正」によることを定め、地方債の限度額を32億5,600万円としようとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容でございますが、12ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、10款地方交付税は、普通交付税を7,831万1,000円追加をいたしております。

13款使用料及び手数料、1項6目4節の港湾使用料でございますが、現在、建設中の比田勝港国際ターミナルの一部を部分供用開始するため、その部分に係る使用料を追加をいたしております。

14款国庫支出金1項国庫負担金でございますが、道路災害復旧事業負担金2,800万円を計上、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金でございますが、先ほど説明いたしました国の内示に伴う離島活性化交付金2,931万2,000円を追加をいたしております。

8目教育費国庫補助金へ、学校統廃合に伴うスクールバス購入補助金として、へき地児童生徒援助費補助金323万円を予算化をいたしております。

予算書14ページをお願いいたします。

18款繰入金2項基金繰入金でございますが、しま共通地域通貨発行事業の充当財源といたしまして、過疎地域自立促進特別事業基金9,320万円を追加をいたしております。

20款諸収入5項雑入でございますが、コミュニティ助成事業380万円、博物館シンポジウムの助成金として200万円、海洋保護区設定推進事業への充当財源といたしまして、市町村振興事業助成金500万円などを追加をいたしております。

21款市債につきましては、それぞれの事業の変更により1億2,980万円増額をいたしております。

続きまして、歳出でございますが、歳出につきましては、別途参考資料を配付いたしておりますので、合わせてご覧をいただきますようお願いいたします。

予算書の16ページでございます。

2款総務費1項総務管理費3目財政管理費でございますが、資料につきましては、1ページの上段並びに2ページのほうでございます。

公会計制度の導入に向け、固定資産台帳の整備、公共施設等の全体把握、管理運営を図るため、公共施設等総合管理計画策定事業といたしまして、13節委託料などに1,505万8,000円を計上いたしております。

なお、この事業は、27、28年度の2カ年で実施予定であるため、業務委託料につきましては、限度額2,990万円の債務負担行為を設定しております。

また、25節積立金9,320万円の追加でございますが、しま共通地域通貨発行事業に係る充当財源といたしまして、基金に積み立てを行うものでございます。

5目財産管理費でございますが、資料につきましては、1ページの中段をご覧ください。

市民の皆様が市役所庁舎を安全安心に御利用いただくため、本庁舎へ防犯カメラを設置をする防犯システムのシステムリース料といたしまして、291万6,000円を計上いたしております。

また、先ほど説明いたしました平成26年度の補正第8号にて減額しておりました避難施設改修事業といたしまして、13節委託料、15節工事請負費に合わせまして、863万2,000円を計上いたしております。

続きまして、7目企画費でございますが、先ほどの専決の補正の際に御質問いただきました国境離島新法の推進に係る懸垂幕の設置に伴う経費といたしまして、需用費のほうに消耗品追加といたしまして46万円、今回、上げさせていただいております。

予算書は、18ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費5目老人福祉費、19節の特別養護老人ホーム日吉の里施設改修負担金249万5,000円でございますが、この特養施設につきましては、本年4月に民間移譲いたします前の3月28日に、ボイラーの故障が発生をいたしました。

これに係る修繕は、譲渡後に譲渡先が実施することといたしまして、これに伴う経費につきまして市が負担をするものでございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございますが、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の併給が可能となったことにより、当初見込みを不足することが予想されるため、169万5,000円追加をいたしております。

6款農林水産業費につきましては、予算書の20ページをお願いいたします。

3項水産業費2目水産業振興費、資料は1ページの下段でございます。

魚残渣の堆肥化推進を図るため、魚類処理用高速粉砕機購入事業といたしまして、18節に246万3,000円、市内漁協の信用事業の譲渡に伴うATM設置補助といたしまして、19節へ漁協経営安定化支援補助金144万円を、また4目漁港建設費につきましては、公共工事に係る諸経費率の増嵩による事業費の組み替え等でございます。

7款商工費2目商工振興費につきましては、しま共通地域通貨の追加発行に伴う委託料9,323万円の追加。

3目観光費でございますが、資料は3ページの上段でございます。ツシマヤマネコ基金を活用

して実施をする普及啓発事業といたしまして、スタンプラリーに係る印刷製本費、デザイン製作委託料など、93万2,000円を計上いたしております。

なお、同事業によるスタンプラリー参加者への商品代につきましては、商品引き渡しが、平成28年度となるため、限度額83万円の債務負担行為を設定をいたしております。

また、11節需用費に観光施設等の修繕料としまして、247万4,000円の追加、13節委託料にふれあい処のバスロータリーに設置をするモニュメント制作委託料といたしまして、183万8,000円計上いたしております。

予算書22ページをお願いいたします。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費に、市道の維持補修工事713万2,000円の追加、4項港湾費につきましては、部分供用を開始をする比田勝港第1国際ターミナルに係る光熱水費、浄化槽法定検査料などの施設管理費といたしまして、687万8,000円計上いたしております。

6款住宅費でございます。資料は3ページの中段でございます。県事業を受け、住宅のバリアフリー化、省エネ・防災化など、住宅性能向上のためのリフォームを行おうとするものに対し、その一部を助成するもので、事務費を含めまして124万2,000円計上いたしております。

予算書24ページをお願いいたします。

9款消防費でございますが、消防施設の修繕料129万6,000円の追加。

10款教育費1項教育総務費でございますが、資料は3ページの下段でございます。今年度末に統合が予定されている阿連小学校への閉校行事補助金62万円、2項小学校費2目教育振興費にスクールバス購入費806万円など、小学校統合事業として915万4,000円を計上いたしております。

また、先ほど来、説明をいたしております避難施設改修事業と同様、2項及び3項の屋内体育施設改修事業につきましては、小学校費3,299万5,000円、中学校費1,700万円を今回改めて計上いたしております。

予算書の26ページをお願いいたします。

5項社会教育費4目博物館費でございますが、資料は4ページの上段でございます。博物館建設に向けてのシンポジウム開催事業といたしまして、自治総合センターの100%助成を受け、実施するもので、講師謝礼、旅費など200万円を予算化いたしております。

6項保健体育費3目学校給食費は、学校給食施設の修繕料194万8,000円。予算書の28ページでございます。学校給食共同調理場解体工事613万7,000円の追加など、合わせまして2,287万7,000円計上いたしております。

11款災害復旧費、資料は4ページの中段でございますが、市道木坂青海線道路災害復旧事業

3,530万円、五根緒線道路災害復旧事業229万9,000円を追加をいたしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 資料でいうと、1ページの公共施設等総合管理計画策定及び固定資産台帳整備事業についてでございますが、国の流れの事業でございますけれども、評価をしておりますけれども、2カ年度計画ということでございますが、これが終わって29年度以降を見据えましてちょっとお尋ねしたいんですが、今回委託ということで、丸ごと委託をされますと、毎年の一——29年度以降の毎年の固定資産台帳の更新、そして資産マネジメント、資産運用設計といえますか、そういうことが職員が理解しないというのは、非常に困ることだと思っております。要するに、ソフトだけきまして、宝の持ち腐れみたいなそういうことになるのを危惧をしております。

検討の過程の中で、ぜひ極力委託業者から職員にノウハウを意見してもらって、可能な限り固定資産台帳については、職員が手とり足とりしながらでも、職員が実際やると。さらに欲を言えば、資産マネジメント、資産運用設計といえますか、台帳を見て、それからどうして運用していくかという非常に専門的な知識で難しいと思っておりますけれども、そこまで知識を深めてもらいたいと思っておりますが、そこら辺、29年度以降を見据えてのどういうお考えか、お願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま黒田議員のお尋ねでございます。

この委託事業についての丸投げについての考え方が趣旨かなというふうに考えます。当然、私も事業を推進する上におきまして、特に総務部という立場上もでございます。当然、関係各課のほうからのそれぞれの予算要求の過程におきまして、特にこういった委託業務等につきましての丸投げの部分についての考え方は、その時々はまだ査定の中でいろいろと意見をやりとりする場合でございます。

当然、今回のことにつきましても、まず基本的に職員ができる部分については、職員がしますよというそのスタンスは、全くそのとおりでございます。

今回のものにつきましては、今現在におきまして、対馬市が保有をする構築物、それから土地、そして市道をはじめ林道、農道、漁港等々全てのありとあらゆる資産につきましても資産価値を算定をしなければならないというそういう中におきまして、当然期間的な制約もございます。当然ある程度一定のルールもございます。

そういう中におきまして、今現在も、組織の中でも今回のこの業務の立ち上げにつきまして、作業部会なりを立ち上げをいたしまして、まずどの程度の資産があるのかというそういう資産の洗い出しから当然入っております。

当然、現時点におきましても台帳等はございます。しかしその台帳のほうに、価額としてまだ登載をされていない部分もございますし、ですからそういったもろもろの資産の残存価額の一件一件の洗い出しについて、職員では手が及ばないという部分もございます。

したがいまして、例えば税のほうの評価でございますけれども、基本的に木造建築物につきましては、私ども市役所の職員が評価はいたしております。一方、非木造につきましては、これは私どもの職員ではなくて、県の職員と連携をしながら、非木造につきましては評価をしているというところございまして、そういう観点の中から、今後につきましても、できるだけ市の職員で対応できる分についてはやっていくということは、もうそのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） わかりました。そこで専門的な知識ということで人材育成があると思うんですが、複式簿記をしっかり学んでほしいというのと、その上の資産運用というか、そこら辺も学んでほしいとは思いますが、まずその簿記からだと思うんですが、実際にそこら辺、簿記試験を受けさせるとか、何らか人材育成のスケジュールはあるんでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） 組織の運営につきましては、人材育成がまず第一義に優先されるべきものだろうというふうに考えます。したがいまして、今回の公会計の導入を見据えまして、当然、長崎県のほうが主体的になりながら職員の研修等々についての機会はございます。

私どもまたそれ以外の民間ベースで行う、そういう簿記関係の研修につきましても、限られたわけでございますけれども、職員の派遣については、もう実際に実行を行っているというところでございますし、そしてまた今後のことにつきましても、なかなか複式簿記というものを習得している職員が非常に少のうございます。

ですから、その件につきましても、当然のことながら今後の課題といたしまして、そういった習得をでき得る職員の育成、もしくは採用等々についても検討の必要性があるのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 最後ですが、短期で身につく業務ではないと思いますので、どうか万全を期して準備をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 次。16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） 1点だけ。企画費なんですけど、これは付託で、私どもの総務のほうに付託されるんですけど、ちょっと先ほどの関連でございますので、お許しをいただきたいと思いますが、企画費の中でこの消耗品の追加46万、先ほど総務部長の説明の中では、この国境離島新法の懸垂幕という説明がございました。これは納得するんですけど、そういうことであれば、先ほどのときにそういう説明をいただければ、ある程度納得したわけですが。

もう一つ、この件について要望しておきますが、この予算が付託されて、7月2日に多分採決になると思いますが、やっぱりそれからしますと、また日がかかります。私は、必要なものは、必要なときに、そのときに、何らかの形で、46万の消耗品ですので、何らかの形でしてほしいなと。先ほど補正の8号で専決で承認いたしましたので、できたらそのときでも何でできなかったのかなという気がいたします。

今後のこともありますので、やっぱり同じ使うならば必要なときに、できるならばその早目早目にやっていただきたいなということをお願いしておきますので、今後そういうふうなことで取り組んでいただけますようお願いをしておきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） ほかに。ほかは誰か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第56号は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第28. 議案第57号

○議長（堀江 政武君） 日程第28、議案第57号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 議案第57号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

厳原町の対馬市立阿連小学校が、対馬市立金田小学校に統合に係る関係地区との合意を交わすことができました。そこで統合を行うための所要の改正をお願いするものであります。

議案書59ページをお開きください。

別表の第1の1小学校の表、対馬市立阿連小学校の項を削るものです。

なお、施行日を平成28年4月1日としております。

また、学校統合に伴う受け入れの金田小学校の校区内の区長さん方へ、統合に至った経過等を

説明いたしております。

今後は、児童等の交流事業等を行い、スムーズなる統合ができるよう関係者と協議を進めていくことといたしております。

以上で、議案第57号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第57号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第58号

○議長（堀江 政武君） 日程第29、議案第58号、市公葬の執行についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました議案第58号、市公葬の執行についてにつきまして、その提案理由と内容を御説明いたします。

議案書は61ページでございます。

本議案は、去る4月17日に亡くなられました対馬市名誉市民故永留久恵先生の生前の功績をしのび、哀悼の意をささげるため、対馬市名誉市民条例に基づく市公葬といたしまして、対馬市名誉市民故永留久恵先生追悼の会を執り行いたく、対馬市名誉市民条例第4条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

日時及び場所につきましては、平成27年6月27日、対馬市交流センター2階イベントホールでございます。

以上、簡単でございますけれども、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第58号、市公葬の執行について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第59号

日程第31. 議案第60号

日程第32. 議案第61号

日程第33. 議案第62号

日程第34. 議案第63号

日程第35. 議案第64号

日程第36. 議案第65号

○議長（堀江 政武君） 日程第30、議案第59号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（小船越地区）から日程第36、議案第65号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（東里地区）までの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） ただいま一括議題となりました議案第59号から議案第64号までのあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての6議案については、その

管轄区域が中対馬振興部でございますので、私のほうで提案理由とその内容を説明申し上げます。

本議案のあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更につきましては、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するために議会の議決をお願いするものでございます。

では、議案ごとに説明をさせていただきます。

初めに、議案第59号の小船越地区でございますが、議案書は63ページをお願いいたします。

本件は、長崎県が整備をいたしました鴨居瀬漁港整備事業に伴い、野積み場用地等として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を美津島町小船越、字在所、字河岸川、字梅寺庵及び字ビシヤゴノ浦に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、位置図及び字図を後ろのほうに添付をいたしておりますが、本箇所は、黒塗りで示しておりますとおり、対馬市美津島町小船越字在所270、281及び282に隣接する道路地先並びに287、288の1、288の2、291の1、292及び294地先並びに対馬市美津島町小船越字河岸川355の2、357及び358の4地先並びに356に隣接する道路地先並びに対馬市美津島町小船越字梅寺庵389の1、394道、389の3、389の12、389の13、399の3、404の2、406の2、409の5及び409の7地先並びに389の8、389の9、392の2、395及び398に隣接する道路地先並びに411の1及び417に隣接する道路地先並びに対馬市美津島町小船越字ビシヤゴノ浦418の2、419の2から419の4まで、419の6及び419の7地先で面積9,911.57平方メートルの土地でございます。

次に、議案第60号から議案第62号までの3件につきましては、鑓川地区でございます。

まず議案第60号ですが、議案書の69ページをお願いいたします。

本件は、対馬市が事業主体で施工いたしました千尋藻漁港修築事業に伴い、船揚げ場等の用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を豊玉町鑓川字陰在所に編入しようとするもので、土地の位置につきましては、次ページ以降に位置図及び字図を添付いたしておりますが、黒塗りで示しております部分の対馬市豊玉町鑓川字陰在所292及び296地先で、面積468.33平方メートルの土地でございます。

次、議案第61号、議案書は75ページをお願いいたします。

本件も対馬市が事業主体で施工いたしました千尋藻漁港修築事業に伴い、加工場用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を豊玉町鑓川字江川に編入しようとするもので、土地の位置につきましては、位置

図及び字図を添付しておりますが、対馬市豊玉町鑓川字江川412の第1、413・414合併、417の第1及び418の2地先並びに412の第1に隣接する埋立地先並びに418の2に隣接する埋立地先並びに415の2に隣接する水路地先で、面積1,442.27平方メートルの土地でございます。

議案第62号、議案書は81ページをお願いいたします。

本件も、対馬市が事業主体で施工いたしました千尋藻漁港の修築事業に伴いまして、野積み場の用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を豊玉町鑓川字江川及び字片平に編入しようとするもので、土地の位置につきましては、次ページ以降の位置図及び字図を添付しておりますが、対馬市豊玉町鑓川字江川418の2、433の1、447、452の2、453の1から453の3まで、454の5及び455地先並びに418の2に隣接する埋立地先並びに419の1、419の2に隣接する道路地先並びに454の4に隣接する道路地先並びに対馬市豊玉町鑓川字片平456及び456の1地先で、面積が4,289.72平方メートルの土地でございます。

次に、議案第63号、仁位地区でございます。

議案書は87ページをお願いいたします。

本件は、長崎県が整備いたしました仁位港湾整備事業に伴い、公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を豊玉町仁位字ハロウに編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、A工区一2及びB工区の2カ所でございますが、位置図及び字図で黒塗りで示しておりますとおり、A工区一2が対馬市豊玉町仁位字ハロウ2089の17、2089の19、2089の22、2089の26及び2089の36地先で、面積1,885.41平方メートル。B工区は、対馬市豊玉町仁位字ハロウ2089の1、2089の2、2089の18、2089の30及び2089の31の地先で、面積2,149.14平方メートルの土地でございます。

最後に、議案第64号の志多賀地区でございます。

議案書の93ページをお願いします。

本件も長崎県が整備いたしました峰港湾整備事業に伴い、公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を峰町志多賀字鹿ノ浦及び字北浦に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、位置図及び字図を添付しておりますが、本箇所は、黒塗りで示しておりますとおり、対馬市峰町志多賀字鹿ノ浦748の1、748の2、748の3、749の14、749の15、749の68、749の98、749の99、749の100、749の

101及び749の102並びに対馬市峰町志多賀字北浦750の1及び750の3地先で、面積9,070.24平方メートルの土地でございます。

以上、議案第59号から議案第64号までの説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 建設部長、西村圭司君。

○建設部長（西村 圭司君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第65号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（東里地区）は、建設部所管となりますので、提案理由とその内容を説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するために議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の99ページをお願いします。

本件は、平成21年度より、対馬市が事業主体で実施しました厳原港都市機能用地埋立事業に伴い、下水場用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を厳原町野良に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、添付しております議案書100ページの位置図、101、102ページの図面の黒塗りで表示をしている部分でございますが、対馬市厳原町東里字野良293の1、296の2、301の3、301の6、301の39及び301の45地先で、面積1万1,740.56平方メートルの土地でございます。

以上、簡単でございますが、提案理由とその説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから7件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております7件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。7件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから7件について、一括して討論、採決を行います。

議案第59号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（小船越地区）、議案

第60号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鑓川地区）、議案第61号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鑓川地区）、議案第62号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鑓川地区）、議案第63号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（仁位地区）、議案第64号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（志多賀地区）、議案第65号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（東里地区）の7件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

7件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。7件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は3時30分からとします。

午後3時20分休憩

午後3時30分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第37. 議案第66号

日程第38. 議案第67号

日程第39. 議案第68号

日程第40. 議案第69号

日程第41. 議案第70号

日程第42. 議案第71号

日程第43. 議案第72号

○議長（堀江 政武君） 日程第37、議案第66号、市道の認定について（尾浦浅藻線）から日程第43、議案第72号、市道の認定について（もみじ街道1号線）までの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、西村圭司君。

○建設部長（西村 圭司君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第66号から第71号までの6議案は、建設部所管となりますので、提案理由とその内容を続けて説明申し上げます。

議案第66号から第70号までの6議案は、市道の認定及び廃止についての議案ですが、議案

第66号、68号、69号、70号、71号の5議案は、いずれも市道に認定するために道路法第8条の第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

また、議案第67号は、市道を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

まず、議案第66号、市道の認定について（尾浦浅藻線）でございますが、議案書の105ページをお願いします。

本路線は、平成25年度より市道尾浦浅藻線、安神工区として事業に着手しておりますが、今回市道認定をお願いする区間は、事業を着手しております議案書106ページの位置図のとおり、市道尾浦線に接続する対馬市厳原町尾浦字池石を起点とし、対馬市厳原町安神字陽上原を終点とする延長2,300メートルの道路でございます。

議案第67号、市道の廃止について（安神線）、議案第68号、市道の認定について（安神7号線）、議案第69号、市道の認定について（安神8号線）についてですが、この3議案は、66号議案で今回市道に認定しようとする尾浦浅藻線と現在の市道安神線に重複する区間が発生しますので、議案第67号で議案書108ページの位置図のとおり、現在の市道安神線3,292.8メートルを廃止し、分断された市道安神線を議案第68号で、議案書110ページの位置図のとおり、対馬市厳原町安神字陽上原を起点とし、対馬市厳原町安神字陽上原を終点とする延長2,489メートルの道路を市道安神7号線として、また議案第69号で、議案書112ページの位置図のとおり、対馬市厳原町安神字陽上原を起点とし、対馬市厳原町安神字大米を終点とする延長407.8メートルの道路を市道安神8号線として市道の認定はお願いするものでございます。

続きまして、議案第70号、市道の認定について（東里1号線）ですが、議案書の113ページをお願いします。

本道路は、議案書114ページの位置図の黒塗りのとおり、市営棧原団地奥の国家公務員合同宿舎横の道路でございますが、一部国有地がございましたので、平成26年12月24日、財務大臣宛て、国有財産譲与申請を行ったところ、平成27年3月30日付、譲与契約が締結でき、27年4月2日には対馬市への登記も完了しましたので、今回、市道棧原1号線に接続する対馬市厳原町東里字立石を起点とし、対馬市厳原町東里字立石を終点とする延長81メートルの道路を市道として認定のお願いをするものでございます。

最後になりますが、議案第71号、市道の認定について（瀬地区内線）ですが、議案書115ページをお願いします。

本道路は、平成26年度県施工により、瀬川を河床路により横断し、豆殿瀬地区内を周回できるように整備された路線でございます。

議案書116ページの位置図のとおり、一般県道巖原豆酥美津島線に接続する対馬市巖原町佐須瀬字茂ノ原を起点とし、市道豆酥瀬1号線に接続する対馬市巖原町豆酥瀬字在家を終点とする延長134.7メートルの道路でございます。

以上、簡単ですが、議案第65号から第71号までの提案理由についての説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） ただいま提出議案となりました議案のうち、議案第72号につきまして、提案理由とその内容について御説明をいたします。

議案書の117ページをお願いいたします。

議案第72号、市道の認定について（もみじ街道1号線）でございますが、市道に認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本路線は、主要地方道上対馬豊玉線のバイパス工事完成に伴い、行政財産の移管に係る調整により市道として引き継ぐもので、次ページの添付図面のとおり、主要地方道上対馬豊玉線に接続する対馬市上対馬町舟志字大畠を起点、終点とする延長474メートルの道路でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから7件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております7件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。7件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから7件について、一括して討論、採決を行います。

議案第66号、市道の認定について（尾浦浅藻線）、議案第67号、市道の廃止について（安神線）、議案第68号、市道の認定について（安神7号線）、議案第69号、市道の認定について（安神8号線）、議案第70号、市道の認定について（東里1号線）、議案第71号、市道の認定について（瀬地区内線）、議案第72号、市道の認定について（もみじ街道1号線）の7件について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

7件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。7件は原案のとおり可決されました。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

あすは定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時40分散会

平成27年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

平成27年6月24日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成27年6月24日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(21名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 小宮 教義君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 小川 廣康君
17番 大部 初幸君	18番 兵頭 栄君
19番 作元 義文君	20番 山本 輝昭君
21番 堀江 政武君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	糸瀬 美也君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	有江 正光君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	根メ 英夫君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	松尾 龍典君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。ただいまから議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（堀江 政武君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は4人を予定しております。それでは、届け出順に発言を許します。3番、入江

有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） おはようございます。3番議員の入江有紀と申します。よろしくお願ひいたします。

ここに部長さん方がおられますので、一般質問に入る前に一言お願ひをしたいと思いますので、個人情報保護法が平成15年5月23日に施行されているんですが、第4条では、取り扱い者のみが見ていいということになっていたんですが、平成17年4月1日から、取り扱い者も見てはいけないということになったんですが、それを当対馬市では職員が窓口に来られた人の個人情報を打ち出しては、今の女は離婚歴があるとか、今の女は2回離婚したとか、そんなことを口に出して言っているんです。それで、私は一応4月30日の日に市長以下部長集まってもらって話をしたんですが、それにもかかわらず、6月8日の日に窓口に来られた方のまた個人情報を打ち出して、今の女は1回離婚をしたとか、そんなことを言っているんです。全部職員が。それで、忘れ物をしたから引き返したら、盛んに自分の個人情報を言われていたということで、一応、私は部長に電話しまして、職員に注意をしていただくようお願いしておりますが、こういうことを職員がするという事は、これは違反だと思うんです。それで、こんなことをずっとこれから続けるようにあれば、私は顧問弁護士を通じて、徹底的にやるようにしておりますので、部長さん方も一応注意をしてください。

以上です。

一般質問に入らせていただきます。

いづはら病院廃院後の医療対策について、巖原市民が、いづはら病院廃院後、医療を受けるための苦勞を市長はお考えになったことがありますか。

2番目に、巖原町内の寂れ方をどう考えているか。

上対馬網代の埋立地について、現在、国内ターミナルのみですが、後に何か予定がありますか。

第3番目に、新病院のあり方についてを質問に出したんですが、一般質問に出したら、市長は新病院には関係ありませんという担当者から言ってきましたが、新病院に対して市民の意見を言うのは、市民の代表の私たち議員ですので、きょうはお願いごととして言わせていただきます。

第4番目に、MERSについて、MERS感染者が釜山で出ておりますが、このまま釜山からの旅行者を受け入れるおつもりですか。旅行者に対する対策はしておられますか、お答えください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 3番議員の質問に答えていきたいと思ひます。

旧いづはら病院が廃院後の問題でございます。その中で1点目が旧巖原町民が医療を受けるための苦勞を市長は考えたことはあるのかというふうな御質問でございますが、この5月17日に

開院しました対馬病院を計画した段階におきまして、場所の決定等々の段階から、さまざまな問題や、そして旧厳原町民の方たちに苦勞を強いる部分は、ある程度予測というものはされるところでありましたし、その中でも、イの一番に考えましたのは、場所が変わったときの交通手段の問題というものを頭に浮かんだところでございます。

医療という観点から、島内全体の医療をどのように組み立てていくのかということが、その18年度からずっとこの問題については論議をされてきているわけですが、平成20年の9月に、離島医療圏という団体から、21年の4月に向けて病院企業団という経営体が替わるという結論を議会のほうでもいただいたところであります。

そういう中、どのように、そういう環境下において、島内全体の医療をどう考えるのかという形で場所を決定をさせていただいたところであります。

先ほど申しました交通手段の問題等につきましては、この開院までの一、二年の間に、公共交通の問題を扱う委員会等におきまして、ずっと話し合いを持っていただき、そして、対馬病院に乗り入れるバス便をふやす施策を策定しなければならないという思いで皆さんが考えていただきました。

それで、現在の対馬病院と、また近隣にあります空港への利便性を考慮し、対馬病院に対して、南のほうからの便数としまして、27便が通過する交通網を策定をし、通院の足を確保したところであります。

また、運賃につきましては、遠くから来院される患者さんには、1日乗り放題のフリーパス券を1,000円で、厳原地区の方にはお得な2枚回数券や12枚回数券を販売をし、対馬全域において通院される患者様の経済的負担というものを極力平等にし、地域格差は全くないものというふうに思っておりますし、個人的な金銭面においても、負担軽減を図ったつもりでございます。

その後、開院後の問題としまして、駐車場が予想以上に込み合って、不足気味ですというふうな話も聞いておりますが、ぜひとも通院の足として公共交通でありますバス等を御利用いただきたいというふうに思っているところであります。

2点目の厳原町内の寂れ方をどう考えているかというふうにおっしゃられ、その寂れ方の客観的な数字等をおっしゃっていただかないと、私自身はその寂れ方と言われても、答えようがないなどというのが今の率直な部分でございます。

実際問題、以前から申し上げておりますように、厳原地域、特に厳原地域におきましては、厳原地域の持っているその潜在能力というものを、やはり市民の方たちというのもしっかりと引き出していくことにもお力を貸していただかないと、市民の皆様も貸していただかないとまらない部分があります。全てが行政がやるというわけにもいきません。ほかの地域と違う厳原地域はもっともっと輝ける地域だというふうにも思っておりますし、そういう意味におきまして、できま

すれば、その寂れ方の現状というものを、3番議員さんが感じてある客観的な表現で教えていただきたいと思いますし、それについて個別的に答えていきたいというふうに思います。

2点目の上対馬町網代の埋立地の問題、国内ターミナルはもう使っているわけですが、その裏、背後地の問題というふうに受けとめました。この背後地につきましては、平成21年度から公共事業の残土を利用した埋め立てというものででき上がっておりまして、最近まで一部残っておりまして河川の流末部の埋め立てが平成26年度、昨年度に完成いたしましたので、公有水面埋め立て竣功認可申請のための確定測量を実施し、現在、申請協議を進めているところでございます。

この協議が整いますと、現時点におきましては、この場所につきましては、土地再開発用地、また、水産関連施設用地という計画のもと、埋め立てを進めておりますので、それらの方向で進まなくてはいけないのかなと思いますが、しかしながら、社会情勢や水産業を取り巻く環境というのも大きく変化をしておりますので、それらの変化を踏まえて、計画の見直し等を考えなくてはいけない場所であるというふうに、私自身は理解をしておるところでございます。

3点目の新病院のあり方についてという御質問がございました。

この問題につきましては、先ほど、入江議員のほうから、直接的に私のほうでどうのこうのという権限的なものは一切ございません。もうそれについては、先ほど3番議員さんが言われたとおりでございます。ただし、年一、二回、企業団の運営会議というのに、私のほうは呼ばれております。ただし、ここでは、経営方針に対して意見を述べる場ということにとどまっております。物事の可否をそこで出すというふうな場面はありません。

今、3番議員がおっしゃられた質問の中で言われたように、この病院のさまざまな、今の問題点とかというのについて、きちんとお伝えは、逐次これは病院長なんかにはしております。市民の人の意見としてこういう意見があって、困ってあるみたいですよということでお伝えはしております。

ただし、そこに対する自分自身の権限というものはないことをまずお伝えをしとかななくてはいけないのかなというふうに思います。

4点目の問題でございますが、MERSの問題でございます。

このことについては、連日、マスコミ等で報道をされておりますので、十分なる御理解いただいているものと思っておりますが、先月、5月20日に韓国のほうで感染者が、MERSの感染者が確認をされ、約1カ月後のこの6月、昨日の23日現在の感染者数は175名、そのうち死者数、死亡者数は27人でございます。また、隔離対象者は5,900名ということでございます。今後につきましても予断を許さない状況にあると思っております。

まず、このMERSの問題でございますが、このことについて、市民の皆様にも御理解をいた

だかなくてはいけないのかと思いますが、専門用語で申し訳ないんですが、感染症法によりますと、その感染力、そしてその重篤度、危険性の程度によって3段階に分類をされております。昨年秋のエボラ出血熱というものは、最も程度が高い第1類の感染症でありました。このMERSは、ポリオや結核などと同様、2段階目の2類感染症という分類に入ります。感染力につきましては、季節性のインフルエンザよりも低いという研究もあります。症状としては、感染から2日から14日で発熱やせき、息切れなどの症状が出て、重い肺炎になることもあり、時に高齢の方や慢性肺疾患等の基礎疾患がある人が感染すると、重症化する傾向があります。

今回の韓国での死亡者のほとんどが、このような基礎疾患を有していたという報道もあっております。

感染経路でございますが、その患者のくしゃみやせきの飛沫を吸い込むことにより起こる飛沫感染、また、手に付着したウイルスが口や鼻から体内に入ることにより起こる接触感染によるものと考えられており、インフルエンザのように次々に人から人へ感染することはないと言われております。

今回の感染の拡大の一因は、韓国独特の何軒も病院に行くというドクターショッピングとされているみたいですが、これや、大勢の人が見舞いをする習慣というものがこの拡大につながったんじゃないかと考えられているところであります。

ワクチンについては、現在、開発されていない現状では、予防法は患者との濃厚接触を避けたり、飛沫を浴びないということになりますので、マスクの着用、手洗いやうがいの徹底を図ることが有効であるとされています。

また、感染した場合も、特別な治療もなく、発熱やせき、下痢等の症状ごとの対症療法になります。

韓国からの入船時の検疫での対応について説明をさせていただきます。

検疫所では、昨年11月のエボラ出血熱発生時より、厳原、比田勝港の旅客ターミナルでサーモグラフィーによる体温検知は継続をずっとされております。韓国国内において、患者と診察、介護などで濃厚に接触していたり、あるいは患者と同居していた人が検疫で38度以上の発熱を伴う呼吸器症状を呈していた場合、検疫所において診察、検体採取を行い、疑似症患者、または患者の確定をし、指定医療機関であります対馬病院へ搬送をいたします。また、患者と接していても、検疫時に発熱等がない場合は、健康監視の対象者として1日2回、体温、その他の健康状態を確認いたします。健康監視対象者が発熱等を呈したという連絡があった場合は、検疫所は県に連絡し、県は保健所に連絡します。それにより、保健所は対象者に対して、自宅待機を要請をし、移送等全般の対応をいたします。

入国後にMERS疑い患者が発生した場合の対応について説明をいたします。

保健所は、一般の医療機関が本人からの相談により、疑いのある患者が出た場合、指定医療機関である対馬病院に搬送をし、医師からの疑似患者の届け出があった場合は、県、国のそれぞれの検査機関で検体検査を実施を行います。

先月末の韓国での発生以来、市内では県の振興局をはじめとした関係機関の連絡会議を6月5日と11日に開催をし、情報の共有をはじめ、今後の対応について協議をしております。6月5日よりCATVでの文字放送、11日からは1日8回放映をされております。つしまる通信の後半でMERSの症状、予防法等をアナウンスしております。また、今月の市報にも同様の内容で掲載をしております。

今後につきましては、啓発の充実とともに、ほかの関係機関が主体となる水際対策や、万一のときに被害を最小限にとどめるために素早く対応できる体制づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） いづはら病院廃院後、厳原市民のお年寄り是最寄りの病院に行くようにしたんですけど、バス代も往復1,400円かかるということで、払えないからということで、個人病院に行ったんですけど、いづはら病院にかかった人は、個人病院は診ませんということで断られているんです。それで、厳原市民は、本当もう市長の4年前の選挙公約を信じて、病院は残すということを信じて市長に投票したんですが、今、厳原市民は本当に苦労してます、お年寄りは、新病院まで行ききらんで。このような事実をわかっておられますか。こんなにしてるといふことを。断られているんです、普通の個人病院から。あなた、残す言うてから、厳原市民をだましたじゃないですか。どんなに苦労してますか、厳原市民が。

そして、厳原町の中の寂れ方を、廃院後に歩かれたことがありますか。厳原町の中を。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） いづはら病院を残すが公約であって、それができてないという御指摘でございました。いづはら病院の跡について、今まで努力をしておりますし、また、昨日の行政報告におきまして、新しい医師確保に協力をしていただける法人ということで発表をさせていただきました。

そして、以前から、この場でも申し上げてまいりましたが、いづはら病院の跡につきましては、いづはら病院が転院後に物事をすぐにそこに設置するということは、物理的に不可能でございますので、それは御容赦いただきたいということは、ずっとこの場でも言ってきたつもりでございます。決してだますとか、そういうつもりはございませんし、自分の言ってきた方向の中でやれる部分をしっかりとやっていっているつもりでございます。

それと、5月17日以降に厳原の町なかを歩いたことあるかというふうにおっしゃられました

が、何度かお昼なんかにも川端のほうまで、あえて食堂に3回ほど出向いて、昼に行ったりはしたところでございます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） そのくらいじゃないんです。お店を私はずっと回って見たんです。いづはら病院廃院後、もう直行するんです、新病院のほうに。それで、今までレッドキャベツで買い物して、帰りに帰りよった。丸栄で買い物して帰りよった。そんな人とか、食堂、病院帰りに食堂に入ってたんです、みんなが。それもない。そして、各商店街に衣料品屋、靴屋、全部行ってみました、私。そしたら、全然だめです。お茶屋からもう全部回りました。全然売れませんということです。もちろんそうですよ。新病院に直行するんですから、巖原で買い物する人はいないのが当たり前ですもん。こんなになることは、市長、わかってたんですか、こんなに巖原町が衰退してしまうということは。新病院つくれば衰退するのは当たり前でしょう。みんな直行するんですから。当たり前じゃないですか。

だから、こういうことをあなたはしておいて、食堂に行った。たった食堂に行っただけですか。あの町を歩いてくださいよ。巖原市民じゃないで、対馬市民が歩きよるかどうかな。韓国ばかりじゃないですか、町の中は。

もう商店街も2軒やめましたよ。もうこれではやっていけませんから、たばこも何も全然売れなくなりました。お茶も売れなくなりました。みんなこれですよ。

おまけに、ふれあい処つしまというのをつくられましたけど、あそこにお客さんがいるのを見たことありますか、あなたは。あんな4億も出してあんなのをつくって、私は時々行ってみますよ。お客さんいませんよ、全然。中に売ってあるあれは、みんな値段が高いし、中の職員に私質問してみました。そしたら何て言ったと思います。「これでは赤字よね。」って言ったんです。

「赤字の分は対馬市が補填してくれるんです。」これどういうことなんですか、これは。そこまですて、あの4億をつくって、いづはら病院が廃院になると同時にあそこをつくって、お客さんおらんようになるのは当たり前じゃないですか。おまけに駐車場もないで、バスの乗り入れさせて。あなた、対馬市民のことを考えてないじゃないですか、全然。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 大変、お言葉を返すようですが、対馬市民のことを考えてないっておっしゃれましたが、対馬全体のことを考えて、私は施策展開をしているつもりでございます。地域主義的なものに固執したときに、本当に対馬がよくなるのかというふうな視点でも質問をしていただきたいものだと思います。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 今の発言ですが、対馬市、この8年間で全島を見たときに、どん

なになりましたか。人口も減る、若い者は向こうに出てしまう。あなたが8年間でこんなにしたんじゃないですか。何を言っているんですか。巖原町だけのことを言っているんじゃないですよ、私は。巖原町だけじゃなくて、対馬全島がなっているじゃないですか、今。人口も減ってしまう。まだ終わってません。終わってません、まだ。

大体、人口の一番多い巖原町から基幹病院をなくす。当たり前のことですよ、本当に町が衰退してしまうのは。どんなに考えているんですか、責任をとって辞めたらどうですか、あなたは。みんな巖原、全島市民は言っています。この市長を替えん限りは、対馬町はよくならんって言っています。あなたの責任じゃないですか、8年間でこんなにしたんですから。全然企業誘致も引いてこんから、若い者の働く場所がない。全然ないじゃないですか。だから、全部本土に出てしまう。この8年間で人口がどれだけ減りましたか。あなたが一番わかっていることじゃないですか。何でえらそうなことを言うんですか、あなたがしておいてから。あなたの能力のなさがこんなになったんです。巖原町だけじゃないじゃないですか、衰退してしもうたとは。全島が衰退してます。あの立派ないづはら病院を廃院にして、巖原町民を泣かせて、巖原町の中を衰退させて、全島は衰退させてしまっ、あなたはどんなにしてから全島につぐないをするおつもりですか。言ってください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 人口減少がこの8年間で、私になってから増えたんだ。お前の責任だっという言い方をされますが、日本全国どこ見てもなっているんです。客観的に物事を判断してほしいと思います。いつから日本は人口減少の国に入りましたか。そして、十数年前から国の予算の流れというのが変わり、そして、そこに依存してた対馬というのが、十数年前から約3分の1に公共事業も減り、国の予算自体が減ってくる中で、物事をどのように作り込んでいくかということ。以前のような形でこの対馬をつくり込むということは不可能な状況になっているということ客観的に物事を判断してほしいと思います。

今ある人材、財源、さまざまなことを考慮し、政策は打ち込んでいるつもりでございます。能力のなさと言っていたいただきまして、ありがとうございます。私も子供のときから、自分の名前の中に能力の能が入っておりますので、もしかすると能力のないほうで、親が名前をつけたのかもしれない。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） その言い方は何ですか。対馬市民に対して、謝るべきじゃないですか、この8年間衰退させて。幾ら国がどうあったところで、対馬市を盛り立てていくのがあなたのあれじゃないんですか。あなたの責任じゃないんですか、市長として。8年間で企業誘致の一つも引いてこん。若いもんはどんどん出てしまうのを見過ごす。何ですか、これは。おまけに

厳原町はこんなになってしまう。みんな怒ってますよ、全島市民にあなたの意見を聞いてみませんか。あんな市長は辞めてもらいたい。みんな言っていますよ。あなた、今度は通りませんから。

○議長（堀江 政武君） 入江議員に申し上げます。入江議員、ちょっと聞いてください。入江議員に申し上げますけど、議員も御承知のように、地方自治法第132条では、無礼な言葉の使用、他人の私生活に当たる発言はしてはならないと法で決められておりますので、ちょっと無礼な発言のようなこともありますので、今後は気をつけて、適切な言葉で冷静に質問をしてください。

○議員（3番 入江 有紀君） あれだけ議会で、いつはら病院跡を残せんなら辞めます。ぐだぐだ言わずに辞めますって言ってありました。それやとに、いまだにそこに座つとるやないですか。あれだけ堂々と、24年の12月の議会で言っていますよ、あなたは。それでも辞めないで、自分の責任でこんなになったことも全然考えなくて、あなたの能力のなさがこんなにしたんじゃないですか、8年間。わかりませんか、それは。お答えください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほどから申しますように、いつはら病院の跡利用につきましては、次の展開というものが組み立てられるように、今、努力もしておりますし、昨日の行政報告でも次の展開というのがこういうふうに決まりましたという発表をさせていただいたところでございます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 今になってからですね、開院になってから、病院を廃院にしてからじゃなくて、今までに病院企業団にお願いに行けば、小さい診療所ぐらいは残せたんです。私は、この前、セレモニーのときに企業長とお話をしました。そしたら、「対馬市がもう少し早く小さい病院でもいいから残してください。連携のとれる病院を残してくださいということをやってもらえば、残せないことはありませんでした」と言ってあります。今になってからもう遅いんです。あなたが全然行ってないじゃないですか、お願いには、企業団には、それやとに、何かえらそうに、今になってから動いておりますとか、何ですか、それは。今までに動くべきだったじゃないですか。今まで廃院になる前に動くべきですよ。それを、企業団にろくにお願いにも行かん。企業長の顔も見きらん。そんな状態じゃないですか。おかしいですよ、あなたの言っていることは。言い逃ればかり。あなたの能力でこんなにしたんじゃないですか、8年間で衰退に。お答えください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小さい病院だったというお話がございました。市民の皆さんが求めていたのは、小さい病院ということは求めてなかったわけです。だから、それなりの病院をつくり込まなくてはいけないということで、私どもは動いてきましたし、それについては、県の医療政

策課のほうが、年が替わる1月7日に、認めがたいというふうな方向を出されたというふうな結論に至ったということも御理解をいただきたいものでございます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） あなたはそう言いますが、企業長とセレモニーでお酒を飲みながら話したんですけど、対馬市が早目にお願いでもしてくれとれば、透析と医者をして1人残して、あれができたんですよって、自分たちのほうからどうですかということとは言えませんでしたからっていうことを言われました。親しく話しましたから、今度は、それやとに、あなたは全然動いてないじゃないですか、口ばっかし。対馬市のことを思うなら、あなた責任をとってもう辞めるべきです。そして、次の市長に、今、こんな衰退した対馬を盛り上げてもらうようにしたほうがいいです。お辞めになればいかがですか。

それと、新病院のことなんですけど、新病院のあり方について出したんですけど、担当課から、新病院のことは、市長には関係ありませんからという返事が返ってきました。市長に関係ないことではないと思うんです。なぜかと言うと、対馬市が6,000万から7,000万の借金を1年間に6,000万から7,000万の借金をかぶって、対馬市民は30年間ずっと払っていくんですが、私たちが死んでからもずっと払うんですが、その病院をつくっておきながら、新病院のことは関係ありませんということはどういうことなんですか、お答えください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 直接病院の新病院、病院企業団病院に関してのことで、直接的な権限を有していないという意味でそんなふうに答えたんだらうというふうに、私は今、お話を聞いて、思います。

財源等の負担というのは、当初から、これは決められた中で病院企業団という形づくりが起っておりまして、その中で負担をせざるを得ないというふうなことというふうに私は理解しております。

先ほど申しあげましたように、病院企業団運営会議というものだけに、私は呼ばれ、経営方針等に意見を述べる、それはあくまで場です。意見を述べる場が設定をされて、そこに呼ばれるというだけのものがございますので、（「わかりました。さっき聞きました」と呼ぶ者あり）市民の皆さんの、しかしさまざまな新病院ができ上がってから、混乱していることも聞いております。それらについては、こういう御意見がありますよということを病院長のほうにはつなぎはしておるところでございます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） この病院問題を市民の方は市長にしか言えないんです、苦情が。企業団にわざわざ言えないんです。だから、あの病院の中でも市長を出せ、市長を出せという間

題が起こるとやるやないですか、大きな声でおらんで。市民は、誰に病院の苦情を言うんですか。市長しかいないじゃないですか、苦情を言うのは。それを聞いてやるのが、私たちと市長じゃないですか。すごい苦情ですよ、これは、病院の苦情は。

それと、きのう大浦議員が行政報告に新病院のセレモニーのことをなかったということで意見がありました、私もおかしいなと思ったんです。何でこれだけの借金をかぶってつくった病院のセレモニーのことを発表しないかということと、対馬市民がわかってあるかわからんかわからんけど、6,000万から7,000万の金を30年間払い続けていくんですが、毎年。その病院のセレモニーの報告をしないということは、行政報告の中に入れるべきだと私は思いました。おかしいんじゃないですか、これは。

そして、ましてその病院のこの対馬市にできた大きな病院のセレモニーに市長が出席をしてない。副市長が代理で挨拶をした。あれはどういうことなんですか。お答えください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私、年間のスケジュールの調整の中でも、早くから5月17日という日は、完璧に空けて臨んでおりました。3月末だったと、確かと思いますが、病院企業団のほうから、5月9日の案内文書が届いたというふうに記憶しておりますが、私自身にとっても、その日が当然ながら、5月17日ともっぱら思っておりましたので、5月9日に、1週間前ですか、8日前ですか、そういうセレモニーがあるということも聞いておりませんでしたので、私自身の自分の家の親父の25回忌と母親の17回忌の祥月でございましたので、5月9日に早くからお寺さんとの調整を終わらせ、そして島外に住んでいる親族との連絡をし、物事を組み立てておいて、そのことになっておりましたので、私は、当初から、それには時間がかぶったので、参加できないというふうにまずお断りを、その日にまずさせていただいたところでした。

その後、時間の調整の範囲の中で、おれるだけおっていただけないかというお話もあり、私がおれるのは40分間かなということで、自分自身、その40分間おったところでございます。

（発言する者あり）

○議長（堀江 政武君） 傍聴者は静かに願います。

3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 代議士とか県知事とか県議とか、全部出席をされているんですけど、これは公務じゃなかったんですか。公務じゃないんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、公務じゃないのかとおっしゃられました。公務の一部だとは思いますが。ただし、1日の中で、公務、そして私というものは当然混在して、1日は成り立っておりますので、そして、私は終わってから、3時の今度はフェリーで壱岐に国境離島の関係で渡るとい

うふうなことで動いたところであります。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 公務を大事にするべきだと思うんですが、公務を嫌がる人は市長の資格はないと思います。

この挨拶状が、みんなが口々に言ってあったんですけど、よその市に、副市長が代理でした挨拶状なんですけど、よその市に病院ができた挨拶状でした。これだけの借金をかぶってつくった病院で、自分の所にある病院なんですけど、よその市に病院ができた挨拶状。それは、代議士も県議もみんな言ってありました。あの挨拶状は誰がつくったんですかということで、誰がつくったんですか、あんなの。恥かしい。市長がつくられたんじゃないんですか。もうちょっときちっとした挨拶状を代理でさせるべきだと私は思います。

米倉企業長からも、市長さんはどうしてセレモニーに出席なさらないんですかって質問されましたので、私は、企業長に会う顔がないんですよということで言うておきましたので。

今から私が言いますことは、市民を代表して、病院の、もう5分間しかないですけど、病院のことを言わせてもらいますので、このことは、市長が企業団のほうに、こういう不満があつてますよということを、要望があつてますよということを言うてください。

病院の待ち時間なんですけど、受付に入って診療が済んで、計算に入って2時間、そして薬に行って2時間、上のほうの人は1時51分のバスに乗りおくれたら、もう6時しかないんです。だから、本当に1日かかりです。

それと、もう一つは駐車場の件ですが、駐車場が、お年寄りが奥のほうにとめて、美津島タクシーを呼んで、玄関まで行っているのを御存じですか。ほとんどの人がそんなにしているんです。美津島タクシーの人が「何で呼ぶんでしょうか」ということで言ったら、「いや、病院の玄関まで歩けません」ということで、それもしてありますので、お年寄りを前にとめさせるとかいうことを考えてもらいたいと思います。

それから、玄関のバス停のことですが、一応、6人しか椅子がないんです。だから、あとの人は、雨の日やなんか、立ってからじっと待たないといけないので、これを12人ぐらいに増やしてもらえないだろうかというあれです、要望です。

それと、離島の病院には全然ないようながん治療の機械がリアニックというのが入ってますよね。その機械を使いこなす医者がないんです。医者がいなくて、どんなにしていると思いますか。福岡のがんセンターのほうに紹介状を書かれて、行かれた方が、私のわかった中でも6人おられます。だから、何のための機械、これは高い機械だと思うんですが、何のための機械ですか。使いこなすだけの医者を置いてください。

そして、6月17日の夜の9時、救急車で行かれた人が1人と急患が2人おられたんですけど、

夜勤の医師が1人、看護師が1人、具合が悪くて、うなりよるのに、2時間から3時間待たされました。これは、もう少し、医師の当直と看護師の当直を増やしていただけないだろうかという市民の要望です。

それと、リハビリに今まで1週間に1回行ってた人が1カ月1回しかもう診てもらわなくなつて、腕も何も固まってしまったらしいんです。だから、これも今までどおり1週間に1回してもらえないだろうかという要望ですので、市長から病院なりに、こういう要望が市民からあつてますよということを言ってください。

あその病院の中で、市長出せ、市長出せ、大騒動が起こってますのをわかってますか。大変なんです。パチンコ屋の整理券もらいですよ。朝7時から、具合の悪い人も何も全部ガードマンの人があれを渡すんですよ。

○議長（堀江 政武君） 時間になりましたので、簡明に願います。

○議員（3番 入江 有紀君） だから、その点も改善できないか、お願いします。

以上です。網代は次回に回します。

○議長（堀江 政武君） 市長答弁はいいですか。

○議員（3番 入江 有紀君） はい。

○議長（堀江 政武君） これで入江有紀君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。11時5分から再開します。

午前10時51分休憩

午前11時05分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 会派つしまの小島徳重でございます。

2年前、平成25年5月の市議会議員一般選挙において、多数の有権者の皆様方の負託により、議会に送っていただき、議員として活動させていただいておりますことに感謝申し上げます。

任期の折り返し点を過ぎ、改めてその責務の重さを感じながらこの場に臨んでいます。

今後も「聴きます市民の声、届けます市議会へ、活かします市政に」をモットーに、市民本位の立場で議員活動に取り組んでまいります。

昨日の市長の行政報告でもありましたように、4月24日、文化庁の日本遺産第1号として、「国境の島 壱岐・対馬 ～古代からの架け橋～」が認定されたことを喜びたいと思います。国境の島ならではの連綿と続く交流は国と国、民と民との深いきずなが感じられる稀有な地域であ

ることが評価されました。認定を機会に、対馬が国内外に広く知られ、地域の活性化に弾みがつくことを期待しています。

昨日、小川議員さんが質疑の中で述べられたように、国境離島のPRとともに、この日本遺産認定も対馬市として大いにアピールすべきであるというふうを考えております。

うれしいニュースの反面、国境の地であるがゆえに、現在、対馬市民は、韓国で流行しているマーズコロナウイルスの脅威にさらされ、不安におののいています。市としては、先ほど入江議員さんの質問に対し、市長のほうから詳しい説明がありましたけども、今後とも、国県の関係機関、あるいは病院との連携を密にして感染防止に全力を期すとともに、市民に的確な情報を流していただくことを切望いたします。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

今回は、人口減少対策を首座に据え、関連する3項目についてお尋ねいたします。

まず1項目め、第2次対馬市総合計画策定と地方版総合戦略対馬市人口ビジョンについてお尋ねいたします。

総合計画は当市の最高理念であり、対馬市が目指すべき将来像を明らかにするとともに、その実現のための基本的な方向と施策の大綱を示すものであり、第2次対馬市総合計画の期間は2016年度から2025年度までとなっています。

当初の策定スケジュールでは、本年7月に素案発表、9月、市議会に上程となっています。策定の進捗状況は予定どおり進んでいるかどうかお尋ねをいたします。

また、主要目標の1つである総人口の見通しについてお尋ねします。

総人口の目標設定は、まち・ひと・しごと創生法に係る地方版総合戦略においても重要なポイントになります。第2次総合計画期間中、前期の目標年度である2020年度、後期の目標年度である2025年度の人口目標を何人に設定するのかお尋ねします。

中長期的な視点で2040年度、2060年度の目標についてもお尋ねします。

2項目め、学校教育における「ふるさと教育」の推進についてお尋ねします。

市民の間で対馬の現状が話題になるとき、子どもの姿が見えない。若者が少ない。このままでは対馬はどうなってしまうのだろうかという声をよく聞きます。総合計画等審議会資料を見ても、子ども、若者が減少し続けていることに対する市民の危機感が非常に強いことが取り上げられています。

第1次総合計画の理想のまちづくりの項で、若者の定住とU・Iターンを促すためには、誇りと郷土愛を育むことができる環境づくりが掲げられています。子どもの数は減少の一途をたどり続け、その上、進学、就職で島外に出た若者がUターンして対馬を支えようとする機運が高まらないという現実があります。

ふるさと対馬に定着し、対馬を自分たちの手で支えようという若者が少ない理由の1つとして、総合計画等審議会資料では、子どもたちの心の中に郷土愛が育ってないという分析がなされています。ふるさと対馬を知り、対馬を愛し、対馬を誇りに思う子どもを育成する教育、すなわちふるさと教育を充実することが若者の定着増加につながると考えます。

長崎県教育委員会では、本県教育の基本的方向性、10項目の2番目に、我が国と郷土を愛する心や豊かな人間性、社会性を育むことを提唱し、第2期長崎県教育振興基本計画の人づくりに向けた重点施策の5番目に、ふるさと教育の推進を掲げています。

対馬市教育委員会では、学校教育におけるふるさと教育を、教育方針や教育努力目標、重点事項等にどのように位置づけ、各学校ではどのような実践がなされているかお尋ねします。

3項目めとして、対馬市立保育所の人材確保と保育の質の向上についてお尋ねします。

対馬市公立保育所の職員構成を見ると、正規保育士が29名、嘱託保育士が34名、臨時保育士が三十数名となっています。この三十数名というのは、こども未来課でもまだ途中で増えたりしているからということで、正確な数は出ませんでした。ただ、三十数名という現実の数はいらっしやいます。

各保育所には、正規保育士と嘱託保育士を同数程度配置するような職員構成になっているようですが、正規保育士より嘱託職員数が多い保育所が4カ所あります。特に、規模が最も大きい雞知保育所では、正規の保育士6名、うち産休中の方が2名に対し、嘱託保育士が10名、臨時職員が十数名勤務しています。このような職員構成で円滑な保育所運営がなされているのか、保育の質が十分に確保されているかお尋ねします。

また、関連して、嘱託保育士、臨時職員の職務内容、勤務条件はどのようになっているかお尋ねします。

以上3項目について、簡潔で明解な御答弁をお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 順番は違いますが、2番目のふるさと教育について、私のほうからまず御答弁をさせていただきたいと思います。

対馬市の将来を担う子どもたちが郷土を知り、郷土を愛し、郷土対馬を活性化してくれることが市民の願いであり、そのような心を育てていくことが教育委員会の使命と考えます。

対馬市教育委員会は、対馬市教育努力目標に地域教育資源の活用と生涯学習を通じた地域教育力の再生を掲げ、その中で、郷土を愛するつまっ子の育成に力を注いでおります。

第1に、学校では、総合的な学習の時間を使って、対馬の自然、歴史、文化、産業について、地域学習を行っています。教室でパソコンや資料を使って調査するだけでなく、地域へ出て調査をしたり、体験したりすることを重視した学習活動を行っています。その過程で得た知識や地域

の方々との触れ合い、感動をまとめ、発表することで地域のすばらしさを発見したり、再確認したりして、郷土に対する誇りと愛着を持つことができていると信じています。

各学校の地域学習を本年度から対馬ケーブルテレビのつしまテレビ学習塾の新しい番組内容として、放送しようと準備を進めております。子どもたちの地域での活動と、それぞれの校区の自然、歴史、文化、産業の紹介により、対馬全体の理解にもつながると期待をしております。

これらの学習活動は、全ての学校で実態に応じて、さまざまな形で実践がされております。

対馬市教育委員会では、これらの活動の資料や社会科での郷土学習の補助教材として、昨年度、社会科副読本を改訂し、児童に配付いたしました。中学校でも、教育研究会で作成した社会科教材集を活用しています。また、昨年度から、つしまっ子郷土読本の編集を行っており、今年度、印刷製本を行い、児童生徒、小学校5年生以上でございますが、配布する予定としております。

第2に、地域学習の一環として、E S D、持続可能な開発のための教育の考えを取り入れた教育活動を進めております。E S Dとは、現代社会の課題をみずからの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それによって持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。

これは、対馬の自然や暮らしを考える上で将来を見据えた子どもたちの行く末には効果のあるものだと考えております。

特色のある3つの小中学校のE S D教育を紹介したいと思います。

ウナギの生態学習、イノシシ、鹿の被害の現況と皮の活用学習等を題材として、対馬の将来を考え、できることから取り組んでいく事業モデルを実践をしております。今後も多くの学校で取り組んでもらうよう働きかけていきます。

また、対馬高等学校が長崎県下初のユネスコスクールの認定を2月に受ける中、同校と本市、環境省、3者が協力して環境教育の充実を図る協定を6月12日に締結がなされております。

小中学校におけるE S D教育を高等学校へ結びつけ、推進していくことも重要であると考えているところであります。

第3に、直接の学習活動ではありませんが、現在、各学校では、対馬の木材でつくった机の天板を使い、対馬の木のよさ、温かさを体感させているところです。

今年度は、これに加えて、学校にまきストーブの導入を計画しています。対馬の木をエネルギーとして活用することにより、自然エネルギーの大切さを学ぶとともに、ふるさとの森林の豊かさにも目を向けてほしいと考えております。

この4月に施行された改正地方教育行政法で設置が義務化されました総合教育会議でございますが、市長招集で5月26日に第1回対馬市教育総合教育会議が開催されました。今回の会議は、教育大綱の策定の取り扱いについてということで協議をしたところでございます。地域との連携

を大切にし、人の温かさを感じさせながら、郷土学習を進めることで、対馬を愛し、誇りを持つ子どもの育成につながるように、さらに充実した教育活動を進めたいと考えております。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 2番議員の質問に答えさせていただきます。

ちょっと順不同になりますが、今の2番の分についても、私のほうに通告があっておりましたので、ただいまの教育長の答弁にわずかばかり補足をさせていただきたいと思っております。

ふるさと教育というものについて、私どものほうとして、市長部局として、まずもって、今年度取り組もうとしている部分につきましては、例年、9月に開催をしていただいておりますふるさと実践塾がございます。これについては、9月に入ってからやってた関係もありまして、島内の子どもたちが参加することが不可能であったものですから、今年度から夏休みの8月の末に終わらせる日程に変更をして、全国からの大学生、大学院生、研究者も含め、呼びかけを今行っておるところでございます。既に、もう対馬高校のほうからも、五、六名の申し込み、参加申し込みがあつている状況であります、できれば対馬というものをわかるために、島外の人たちがどう見るのかというところをまた肌で感じる、直接意見を聞く場に、子どもたちをそこに入れていってもらふ仕掛けを今しているところでもあります。

また、今年度から、島外の人たちに今声をかけておりますが、小中学生を対象としたこども寺子屋関係をまず実践をする予定です。単にその場の宿題をとというだけではなくて、先ほど申しましたように、対馬をどのように島外の学生さんたちが感じているかということを感じてもらふ場に、そのときがなればというふうにも思っております。

また、高校生を対象とした学び舎対馬というものも、この夏休み期間中からも実践をしていく予定です。方向としては、先ほど言いましたこども寺子屋の高校生バージョンというふうに理解してもらえばよかろうかと思っております。

また、民間団体の取り組みとしまして、市のほうが助成を出している事業としまして、芳洲会のほうが雨森芳洲先生の歩みを小学生に理解できるようにということで、漫画の作成を今回予定をさせていただいているところでもあります。

また、5月27日の西泊を舞台にしました日露海戦の問題でございますが、この西泊の方たちの行動といいますか、そのあたりについても西泊の地区の人たちが、わがまち元気創出支援事業の市民特任事業を受けながら、そういうものをつくっていくと。そして、それを学校に配布をしていきたいというふうなお話も届いているところであります。

また、鹿見のほうの原田三郎衛門の功績というものをきちんとイベントとして今年度からやっていきたいという地区のほうが届いております、思いが。それらについても、校区の子どもたちも含め、そのイベント等で参加する中で地域の偉人のこととか、対馬に思いをめぐらしていただ

けるように、こちらとしてもそういう動きを支援をしていくことで進めておるところでございます。

2番目のふるさと教育の問題につきましては、私のほうは、それで終わらせたいと思います。

1点目の総合計画の問題と人口ビジョン及び総合戦略策定の御質問がございました。

1点目の総合計画、第2次の総合計画の策定状況について説明をさせていただければと思います。

このことにつきましては、本年の9月議会上程で策定を進める予定で、一昨年11月の議会全員協議会の折に、策定方針の説明会をさせていただいております。26年度より着手をし、地域マネージャー制度活用による地域づくり宣言、地域づくり計画からの本計画への反映、それから外部集落支援による関係団体、事業所等のヒアリングによる意見の反映等の整理が終了し、今、素案をまとめている状況であります。

現在、7月下旬に予定をしております第4回目となります対馬市総合計画等の審議会へ素案を提示する予定であります。その後、その御意見をいただき、修正したものを市議会のほうに説明する予定でございます。

先ほど申しましたように、当初の予定では9月に上程予定でございました。各地域、各校区の地域づくり宣言の策定がおくれている部分、それから総合計画等審議会の指摘事項の整理というものに時間を要している部分もございます。若干この予定がずれ込みかねないような状況でございまして、12月議会での上程というふうなことになるかという部分でございまして、

と申しますのも、この1点目で御質問がありました人口ビジョン、それから総合戦略の問題が、これには実は絡んでおります。どのような施策を来年度以降打ち込んでいくのかというふうなことで、国のほうから、今来ております。それらも並行して物事を組み立てている関係上、連動させる意味においても、そちらが12月に予定をしておりますので、これは国の施策との当然整合性をとらないといけませんので、そのあたりになっていくのかなというふうに思っております。

昨年の12月に立ち上げました対馬市人口減少対策本部において、3つの作業部会をこの6月10日に開催をしております。本年1月末から2月中旬にかけて実施をした、まず1つ目の子ども子育てアンケート調査、そして3月から4月に実施をしました転入転出窓口のアンケート調査の結果を示し、議論を始めたところであります。6月12日には本部会議を開催して、部会での意見紹介を示したところでございます。現在、さらに3つ目のUターン推進政策に関するアンケート調査というものを実施中でございます。平成26年度、27年に転出された18歳から29歳までの対馬市に本籍を有する男女1,000名を抽出し、Uターン意向、Uターンをする際に求める条件等を検証をする調査を、この5月12日から7月15日の間に、今している最中でございます。また、7月9日には、産・学・官・金・労・言及び市議会議員等を含めた外部委

員会組織として対馬市総合戦略推進会議を開催する予定でございます。作業部会と本部会議、そして外部の推進会議が両輪となって、必要な施策の提示及び検討、提案事項を相互に受けながら連携を図り、策定を進めてまいります。

御質問の今後の対馬市の人口目標設定でございますが、創業、仕事づくり関係施策、移住対策関係施策、結婚、出産、子育て関係施策、交流人口促進関連施策、高齢者等生きがい対策関連施策における各施策の連携及び波及効果、相乗効果というものを考慮して、成果目標を設定した上で、それらによる抑制幅を検討し、総人口や年齢3区分別の将来人口目標を設定することとしております。総合戦略の設定年度である2020年を基準年として、国の長期ビジョンの期間に合わせて2060年を将来目標年次として設定したいと考えております。今後、庁舎内の部会、本部会議と外部組織の推進会議の議論等を踏まえながら、対馬版の人口長期ビジョン及び総合戦略を策定していきたいと思っております。素案ができ次第、議員の皆様には説明の機会を予定しておりますので、御理解のほど、よろしくお願いたします。

次に、3点目の市立保育所の人材確保と保育の質の向上の問題について説明させていただきます。

正規職員、嘱託職員の数等につきましては、2番議員のほうがおっしゃられたとおりでございますので、割愛させていただきます。

本年、4名の正規保育士の退職がありましたが、2名の保育士が再任用という形で保育所に残り、後輩保育士の育成に当たっております。また、2名の正規保育士を採用しております。保育所全体としましては、配置基準に沿って運営をしておるところであります。

また、2点目の嘱託、臨時非常勤職員の勤務条件の問題が2点目に出されておられました。正職、嘱託を問わず、早出、通常、遅出のこの3つのシフトで、対馬市嘱託員管理要綱により適切に勤務に当たっております。また、臨時職員につきましては、正職、嘱託保育士の代替えとして、保育に従事をしており、こちらも適切な勤務体制となっております。

しかしながら、職員の年齢構成も高くなっております。このことを考慮しながら、今後とも正規職員の確保に努めていきたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 御答弁いただきました。

まず、ふるさと教育のほうから話を少し詰めていきたいと思っております。

今、教育長のほうから答弁いただきましたように、各学校、教科、それから総合的な学習を中心に進められているということで、私も地域とか、あるいは訪問させていただいた学校でその状況は把握をさせていただいている面もありますし、また、新しく今年度市教委が有線テレビを使

って、そういう子どもたちの活動を発信して、そして対馬市民の方々に元気をとということで、そういう狙いを持ってあるということも評価したいと思っております。

それから、市長のほうからも答弁もあったように、いろんな地域ぐるみで子どもたちを育てようという、そういう支援を、市当局、それから教育委員会当局、わかったわけですが、ただ、私きょうこれを取り上げたのは、先般の議会でも大浦議員のほうからも同じような趣旨の質問があったんですけども、今回、私に取り上げたのは、学校教育において、具体的にどう展開されているかと、市教委はどういう方針のもとに進めているかということをお聞きしたわけです。

教育長の答弁にもありましたんですけども、地域ぐるみで子どもを育てるとか、あるいは地域の素材を生かすということは十分わかりました。ただ、私が質問の中で言ったように、市教委の教育方針、あるいは努力目標、あるいは学校教育課の重点施策の中に、ふるさと教育なり、あるいはふるさとを愛する教育なりということ、文言が掲げられてないように拝見しているんですが、このあたりは、教育長のほう、いかがでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 市教委の方針としましても、ふるさと教育というのは、ここ数年、重要な教育内容だということで進めてきております。先ほども言いましたように、郷土を愛するつしまっ子の育成ということ掲げて、将来は対馬のために頑張ってくれることを期待しながら、市民ともども、対馬についての愛着、理解、そういうものを深めていきたいというふうに考えております。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 確かに、生涯学習課のほうの目標の中には、つしまっ子を育てるという言葉があるんです。ところが、残念ながら、学校教育課のほうにはないんです。それから、大もとである市教委の教育方針、努力目標の中にも、やはり具体的に掲げられてないというのが少しこの場で指摘をした上で、今後ぜひ御検討いただきたいと思っているわけです。

なぜそのことを申すかということ、県教委の教育方針、それから重点施策を見ていただくとわかると思います。はっきりと、私が質問の中で取り上げたように、そのことが取り上げてあります。とてもそれは大事な項目として県教委が取り上げているわけでありまして、ぜひ対馬市教委もこのことを次年度以降の教育方針、努力目標、そしてぜひ学校教育課の重点施策の中に掲げていただく。そうすると、各学校も、またそれを受けて、具体的なふるさと教育についての年間指導計画ができていくと思います。

私が知り得る限り、そのことを学校の教育方針なり、教育目標に掲げているのは、大船越小学校が1校だけ見つけることができました。

そうすると、それが教育目標なり努力目標の中に掲げられていますと、教育長答弁があったよ

うに、社会科の分野でも、それから理科では自然環境について、それから今度は学校行事においては特活含めて、それがまた具体化していくわけです。そして体験学習に結びついていくということになると思います。ぜひこのことについては御検討をお願いしたいと思います。

それから、教育長答弁にもありましたけど、やはり今年度から新教育委員会制度が発足したわけですから、今1回の教育総合会議を開いたということですが、市長の思いも今聞いたわけですが、それをぜひ教育総合会議で具体化していただいて、大綱の中にもふるさと教育ということを打ち出していきたいということを考えます。

それで、教育振興計画、これは去年の9月の議会で私指摘したと思うんですが、この作成制定のほうは進んでいるでしょうか、お尋ねをします。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 先ほどの1点目の関連ですけれども、学校教育課の教育環境の充実ということの中に、対馬を知るための総合学習のステップアップと、自然環境、歴史文化などの対馬らしさの学習ということで掲げておりますので、言われたことも含めながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） ぜひ、今申し上げたように、目標の中に掲げることと、そして各学校にふるさと教育の全体教育、教科領域全てにわたったものをつくっていただくことが、今既に準備されている副読本とか資料とか、あるいは地域の人材とか素材とかを生かすために必要だと思います。特に、昨今、対馬外から赴任いただく先生方が多いわけですので、一旦計画、素材があっても、それが計画がないと、担当が替わると生かされないということになりますので、ぜひそのことをお願いしたいと思います。

それから、ふるさと教育、やはり対馬の聖人、三聖人と言われる陶山訥庵、雨森芳洲、それから賀島兵介、これらの方々なんかは、社会科とか総合的な学習だけじゃなくて、道徳の教材あたりでもぜひどの学年かどの段階かで取り上げていただくということをお願いをしておきます。

そして、総合的な学習が主な体験の場になっているんですけど、小と中の連携がよくとれている学校ととれてない学校があります。それで、これもぜひ小中の連携、そういう意味では、佐須奈小中学校の総合的な学習は併設校ですから、一貫性がありました。ここはすばらしいと思いました。こういうのを隣接校でぜひつなげるように、そして、市長からも答弁があったように、高校にもこのことをつないでいただくということで、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、ふるさと教育の一番きょうの中でお願いしときたいのが、この前、市民劇団の漁火が対馬物語を公演されました。私も島内であったやつ3回見せていただいたんですが、すばらし

い公演だと思っています。これをぜひ中学生のうちに1度対馬島内の全部の中学生に見せていただきたい。そうしますと、この中に、やはり対馬人の思い、あるいは対馬の立つ位置というのが劇の中に盛られているように思うんです。このことは、劇団の方々のあの熱気というのは、やはりこれは生でないと伝わらないわけですから、その思いというのをぜひ実現をしていただきたいと思いますが、これは予算を伴いますので、市長、どうお考えですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、2番議員がおっしゃられた対馬物語のミュージカルの話がありました。私もそれだけではないんですけども、学校教育課長と話す機会があったものですから、学校教育課長に、私も今年度から教育総合会議ということで一定のソフト部分に関しましても物が若干言えるようなことにもなりました。そういう意味で言わせていただいたことが、学校現場にお勤めの先生方、大変部活の指導等でお忙しいかもしれないけども、さまざまな生涯学習的な中で、今のふるさと学習に通ずるようなイベントというのが、対馬物語にしてもそうですが、あると。これらに学校現場の先生方の参加というのが少ないのではないかと。まず、子どもたちもそうだけど、先生方もやはり極力時間をつくっていただきながら、参加して、そして感じられて、子どもたちにさらにおろし込んでいくということも、どうか学校教育課としても取り組みをしていただけませんかということもお願いしたところでございますが、今、その意図するところは、全く今おっしゃられた部分と同じだというふうに思っています。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） ぜひそういう広い考え方の中の具体化として、対馬物語をぜひ対馬で生まれ育った子どもには1回見せていただいて、義務教育のうちに、そして島内に残る、あるいは島外に出ても対馬への思いを持ち続けるいい素材だと思いますから、ぜひこれ教育委員会と一緒にって具体化していただきたいということもお願いしておきます。

それから、2番目の人口減少対策に対しての問題で、総合戦略、総合計画と、それから人口ビジョン作成の地方版総合戦略のことをお尋ねしたんですが、その中で、ちょっとずれ込むかもしれないという御答弁です。これはちょっとまずいんじゃないかと思うんです。総合計画については、既に長期的なプログラムができています。長期的なプログラムができていて、全国の自治体が競ってやはりそれぞれの特色を生かした計画を早くつくろうと、もう既に3月の段階でそういうものを、人口ビジョンまでつくり上げたところもございます。対馬市の場合は、優に第2期の総合計画を今作成中ですから、それと連動させるというのは市長答弁わかるんです。それにしても、さまざまなデータ分析とか、アンケートも今一部やってるということですが、これをやっぱり早急にまとめ上げていただいて、そしてやはり早い時期に策定するということを考えていただきたい。

そして、私が聞きたいのは、これを第2次の総合計画をつくる段階で、市民を巻き込んだ計画ということをアピールしてありました。それで伺いたいんですけど、昨年12月には、対馬の地域ごとに発表会、できたものの素案を発表会を7回開く。そして、ことしの5月には、地域住民にできた素案を報告会を開くというふうな提示があってました。このことは住民の意見を酌み取る、住民の力を生かすという意味でぜひ必要だと思うんですが、そのことは進んでいるかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の進捗の段階につきましては、担当部長のほうに答えさせたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） 以前、御説明をいたしましたとおり、この第2次の対馬市の総合計画には、従来、コンサル等に委託をして、ある意味、行政が行政主導の総合計画づくりということになっておったんですが、今回、地域の声とか、地域の特色を生かした総合計画づくりを目指すということで、そのためには、まず地域づくり計画を反映したものにしようということでございまして、その中で、地域の行動宣言というのを各地域につくっていただいております。現在、その行動宣言作成済みの地域が86ございまして、作成中というのが92地区ということでございまして、なかなか地域によって温度差がございまして、その辺の行動宣言、地域づくり計画の策定の進捗状況、そういったものが予定よりもやっぱり少し遅れ込んでいくということで、当初、9月の議会に上程を予定したものを12月と、これは地域版の総合戦略の策定ともちょうど重なる部分がございますので、連動したのもございますので、じっくりとそのあたりは人口ビジョンとともに、総合戦略の策定、そして総合計画の策定というものを固めていきたいと考えております。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 私聞いたのは、いわゆる発表会や報告会は、総合計画をつくる段階での重要なステップだと思うんですが、そういうことは行われましたかということについてはどうですか。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） いわゆる各181の行政区を単位として考えるものであれば、いわゆる地域づくり計画、そして行動宣言の策定、これをお願いしておりますので、この地域づくり計画、そして行動宣言の総合計画における位置づけというのは御説明を各地域で行っております。また、地域審議会等でも行っておりますし、現在、それぞれの地域でそれに取り組んでいただいているという状況だと認識しております。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 今、部長答弁あったんですけど、やはりこうしてスケジュールをつくったなら、やはりそれに基づいて、それは少しずれたりはすると思うんですが、やはりこれだけ財部市長が打ち出したことは、市民協働、そして市民参加で、市民が自分たちで動くんだという理念のもとにやっているわけですから、ぜひやっぱこれはきちんと守りながらやっていくということをお願い、強く要望しておきたいと思っています。

そして、人口の目標はどうしますかということを探ねたら、市長のほうが、今からいろんな関連があるから、これからだということですけど、やはりこれ、今年度中に総合計画も立ち上げなきゃいけない、つくらなきゃいけないし、人口ビジョンもそうしないと、つくらないと、国に交付金も申請できないというわけですから、各自治体、全国競ってそれをやってるわけですから、やっぱ対馬市は立ちおけているなというイメージを与えたらいけないと思うんです。これはぜひ、やっぱ私、この前、総合政策部のほうに行き、担当の方に話伺ったんですけど、担当は必死でやってあります。担当必死でやってあるのはよくわかりました。データ分析もなされています。なされているから、あとはそれをいかに打ち出すか、詰めるかということで、やっぱトップ、財部市長が、人口はここに目標を置くんだと、何年度には何人の人口減で食いとめるんだという、それをやっぱりはっきり示して、市民にも示して、そして打ち出さない限り、これ立ちおけてしまうという危惧をすごく私今しています。だから今回これ取り上げたんです。

そういう意味で、これを特に若者をいかに定着させるかということで考えていただきたいわけです。この表を、グラフを見ていただくと、これは市の出された情報です。これ2010年を基準にしてありますが、この推定の数字はいろんな機関とか国の機関とか出したものですが、押しなべてもう人口減っていくと。そして、このまましとくと、2060年には1万人を切るかもわからないという、このカーブです。これをどれだけとめるかということが、今対馬市にとって一番大事なことだと思うんです。そのためには、やっぱ具体的な数字を示して、今1年間に600人出ているわけですから、600人減っているわけですから、その600人減るのを、どこで何で食いとめるかということをお急ぎに打ち出すべきだと思うんです。それは総合計画にも人口ビジョンにも絶対必要なわけですから。

それから、時間が来たんですけど、3番目の保育所の問題は、きょう詳しくしている時間がなくなりましたので、1点だけお願いをしておきます。

特に、難知保育所については、正規の保育士が6人で、それ以外の保育士が、嘱託が10名、そして臨時が十数名で回転しているということで、私は未来課長さんに、職員の勤務表を出してくださいと言ったら、それは出せませんと言われたんですけど、それ勤務表を出していただいた上で、それぞれの保育士がどんな状況で勤務しているか。そして、保育の状況、現場をまた見せ

ていただいた上で、改めて質問をしたいと思っております。一応、きょうは、このことは資料提出だけお願いしたいんですが、どうですか。雞知保育所のだけやないでいいんですけど、保育所の先生方の勤務実績表で結構です。出せるか出せないか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 担当部長のほうに答えさせます。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） その勤務実績表の件につきましては、また課内で協議して、出せるものでしたらお示ししたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） そういうことで、今、部長のほうから約束いただきましたので、勤務表をいただいた上で、また詳しくこのことは職員の採用とか勤務条件等については、改めて尋ねたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） これで小島徳重君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 昼食休憩とします。再開は1時からとします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 市民の声を生かす、市民の市政をモットーに頑張っております13番議員の小宮教義でございます。きょうは昼から1番ということで、眠とうございましょうけども、私の持ち時間はわずか50分でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

どうですか、この経済大国第2位になったこの中国の動き、今、ベトナム、そしてフィリピンが領海と主張する東シナ海、ここに一方的に侵入をして、そしてサンゴ礁を埋め立てて、3,000メートル級の滑走路をつくったわけです。これに対して、寂しいことか、アメリカは何も言わない。アメリカは、世界の警察官と言われておりました。その力はどこに行ったのか。本来のアメリカの力を再度取り戻していただきたいと思っております。

最近うれしい話が1つございまして、今月の17日に公職選挙法の改正案が成立をいたしました。これは70年ぶりだそうでございます。そして、18歳から選挙に参加できるようになったわけでございます。18歳というと、もう高校3年生は18歳になるわけですが、このような若

い世代の意見がこれからどのように生かされるかということでございます。これは、施行が来年の夏の参議院選挙からだそうでございます。楽しみにしております。

今、国会では、今国会中でございますけれども、第189回国会でございますが、この国会で、安全保障関連法案、これは自衛隊法をはじめ、現行の法の改正、これが10本、10議案です。そして、新たにつくる法律、恒久法でございますが、国際平和支援法の1本、1案です。トータルで11の議案が今審議をされておられます。報道では、いつもやっておりますけれども、日本の有名な憲法学者3名の方が、集団的自衛権の行使は憲法違反だという話をされておられます。日本も戦後70年を迎えております。国際的にも大変な変化を遂げております。やはり、これからは新しい国際秩序の構築、これが必要ではなかろうかと思っております。

それにしても、今回のこの法案、なかなか国民にはわかりづらうございます。幸いなことに、国会も9月いっぱい、下旬までになったそうでございますので、やはりここは、政府としても国民にわかりやすく、丁寧に説明をしていただきたいと思っております。

安保法も大事でございますけれども、この私どもの対馬、やはり国境離島新法これもまた大事でございます。この新法につきましては、市長のほうの行政報告にもございましたが、今国会に提案の見込みができたということでございます。このすばらしい国境離島新法、この制定に当たっては、並々ならぬ御尽力を賜りました谷川代議士にただただ感謝を申し上げる次第でございます。

この対馬でございますけれども、先月でしたか、大阪都構想ということで、住民投票がなされました。そして、この大阪、橋下市長は、私どもの財部市長とは親交があるようでございます。たしか、5年ほど前ですか、定額給付金の差し押さえ問題で、この橋下氏から、その政策は愚策だというコメントをいただいた経緯がございます。この橋下氏が、自分の選挙公約の大阪都構想、これがだめになったんだということで、自分の任期が終わるこの12月をもってその職を辞すという話をしておられます。はいたつばは飲み込めない、これは当然でございます。もっともだと思っております。

では、この対馬はどうなのか。市長の最大の選挙公約であったいづはら病院跡地にケアミックス型の病院をつくるんだという公約をされましたが、これはできていない。やはり、大阪市長のように、選挙公約がだめだったんだから、たしか任期は来年の3月でございます。多分、3月にその職を辞すと思っておりますが、いかがでありましょうか。この点についてもお尋ねをいたします。

質問に入る前に、市民の声を久方ぶりにいただいておりますので、この市民の声を3名の方からいただいておりますので、皆様にお伝えをしたいと思います。

これは、入江議員のほうからも話があったおりましたこの病院開院式ですか、5月9日の会場に出席をされた2名の方のお話でございます。

まず1人目です。よろしいですか。

私は、5月9日に式典に参加をさせていただいた者です。中村知事の挨拶の途中で、急に市長が大事な会場を出ていかれましたが、急に体調が悪くなったのですか。身内に何かあったのではないんですかと心配でたまりません。

というふうな市民の声も届いております。

そして2人目でございますが、同じ内容でございます。

会場で見えていましたが、中村知事の挨拶の後に、副市長が市長の挨拶文を代読されました。5分ぐらいで終わったと思います。代読させるということは、最初から会場を出ていくことを決めていたのですか。大変多忙とは思いますが、なぜ5分ぐらいの時間が待てなかったのですか。来賓といえども、対馬市には大事な新病院ではないですか。関係者に対し、非常識じゃないんですか。常識が通じないようなら、早く市長を辞めてください。

と、こういう市民の声も届いております。

そして、これは市長も話されましたが、これが終わった後に壱岐で決起大会をされました。3時のフェリーで行かれたということですが、そこに出席をされた人の御意見です。対馬の方です。

決起大会後の懇親会には、市長の名前はありましたが、出席されていませんでした。理由は、壱岐の友達と親交を深めるためだとのこと。新法の結成の大事なときです。国会議員も中村知事も出席してあるのに残念です。市長は、対馬市民の代表です。対馬市民に恥をかかせないでください。

というふうな市民の声をお伝えをしておきます。

では、さきに通告しておりました3点について、市政一般質問をさせていただきます。

まず第1点の市長の公私について。

市長は、昼夜問わず、対馬市民のために奔走をされておられます。市民も非常に感謝をしております。市長の行動の中で、私的行動と、それと公的行動の区分は、区分けはどのようになされておるかということでございます。

2点目は、ふるさと納税についてです。

今は、インターネット関係でもよく皆さん御案内のとおり、ふるさと納税をすると返礼品とございますか、その地域の物産がいただけるわけでございます。やはり、島の振興を図るためには、まず物流が先じゃないかと、物を流すということが大事でございます。市長のお考えですと、考えはないようでございますが、その理由については、昨年12月の小島議員の一般質問でお聞きをしておりますので、こういうふるさと納税を再度見直して、そして実行するのか、しないのか、これはイエスかノーかで、するんだよと、しないんだよというこの2つの返事をお願いをしたい

と思います。

もう一点目が、航空運賃の低廉化事業、これは、ことしの9月、10月、11月ですか、3カ月間にわたって1億円を使って、対馬と福岡の運賃を下げ、そして、その結果をもって国に航空運賃低廉化制度の設置をお願いをするということです、目的は、先ほど申しましたように、今回は、国境離島新法が今国会で提案をされるということでございます。国境離島新法ができるんだから、あえてこのモデル事業、1億円も使うんですから、モデル事業の必要性はないんじゃないかと、法律ができるんですから。という3点でございます。市長の答弁を求めます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小宮議員の質問に答えたいと思います。

1点目の通告に従い、まず、市長の公と私の公私について、公的と私的の区分はどのようにしているのかというふうなお話がまずありました。これにつきましては、市長の法律上の身分というのからまず始まりますが、地公法の第3条第3項第1号に定めるとおり、特別職に属する地方公務員となります。つまり、特別職に属する地方公務員は地公法の適用を受けないものとなっておりますので、条例等において、明確な勤務時間の規定はございません。ただし、常識的に考えましても、長の命令により、職員が代わって事務を進めるわけでありますので、一般職の勤務時間に準じて執務することが効率的であるということ言うまでもございません。

また、公の執務に当たっては、時間と場所を選ばず、職員に対しても土日であっても、出勤を命令し、また、早朝でも夜中でも協議調整を行うなど、ある意味、私を顧みることができない場面が多々あります。

また、よくちまたで言われる公私混同とか執務放棄などというようなことは一切ないというふうに自負をしております。

次に、2点目の御質問のふるさと納税の件でございます。

これにつきましては、小宮議員のほうも十分に御存じかと思っておりますけども、総務省のほうから、4月1日に大臣通知が出されております。この大臣通知といいますのが、返礼品のことについて言及をしたものであります。さらに、総務省のほうとしましては、返礼品をもらった方に対して、一時所得というふうに、これから見ていきますというふうなこともあり、今、返礼品の問題について、見直しを発表された自治体等も既にございます。

また、この問題につきましては、せんだって、対馬市のほうに総務省のほうから取材がございました。ふるさと納税について、総務省、ホームページを持っているわけですけども、返礼品を出していない自治体の考え方というものをホームページに載せ込んでいくというふうな動きもあることもここでつけ加えさせていただきたいと思っております。

3点目の航空運賃の低廉化事業の件でございます。

これにつきましては、3月の議会でも申し上げましたが、この対馬の国境離島活性化の対策の一つとして、航空運賃の低廉化支援制度を国に求めていくためにも、この事業が必要だというふうに考えております。

現在、全日空株式会社様の御協力を得まして、対馬福岡間の航空運賃の低廉化を9月1日から11月30日までの3カ月間行わせていただくことで事業を進めております。

このPRとしまして、先週の6月19日にANAのホームページでプレリリースを行い、6月20日から航空券が販売をされ、7月1日に福岡空港におきまして、チラシ配布等のPR活動というものを行う予定でございます。

航空運賃につきましては、特割が2,000円安くなり、9,500円から購入でき、旅割につきましては、8,000円から8,700円で購入できるというものであります。島外からの旅客者数は例年月平均で約9,900人、1万人が利用されており、この事業を活用して、例年比でも5%以上の利用増が図られるようにというふうな思いを持っております。

先ほど、旅割、特割のお話をさせていただきましたが、対馬福岡間の運賃は御存じのように1万5,900円でございます。運航距離が、これは向こうが出している運航距離でございますが、190キロというふうになっております。キロ当たりの運賃というものが84円となっており、この福岡羽田間におきましては、キロ当たり40円、ほかの主要航空路線と比較しましても割高なキロ当たり運賃単価となっております。この国の施策として、あくまで離島住民に特化したところの離島住民運賃割引制度というものがあるとは思いますが、島外の利用者には適用できないということもあり、島外からの交流人口の拡大を図るための施策として、島外利用者が低廉化の対象となるよう働きかける必要もございます。

今回の実証事業で特割、旅割について、低廉化を行うものでございますが、観光とタイアップをし、対馬の魅力をPRしながら、航空運賃の低廉化を行うことにより、これだけの運賃設定をすれば、島外からこれだけの人が対馬に来島いただけるという実績を持って、支援制度創設に係る基盤づくりを行い、国に働きかけていきたいと考えております。

先ほど申し上げました国の離島住民運賃割引の基準運賃の引き下げ限度額は、キロメートル当たり運賃が41円という設定でございます。これをベースに考えますと、現在の対馬福岡間の普通運賃のキロ当たり運賃が84円で、交流人口拡大のために、このキロメートル当たり運賃の差43円をどうしていくかが課題になると考えております。

今回の実証事業の特割では、特割Cという、ABCのCという区分がございますが、1万1,500円が9,500円の設定で、キロメートル当たりの運賃に直しますと60円が50円となり、旅割ではキロメートル当たり運賃に直すと43円から46円というものになります。現在の島民割引のアイきっぷでは、1万1,200円ということで、キロメートル当たり運賃が

59円でございます。

今後の取り組みとしましては、国境離島新法制定に向けた動きといたしましては、有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持に関する特別措置法案の素案におきまして、特定国境離島として対馬も位置づけられており、国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化の措置も盛り込まれているところでございます。新法が制定をされ、国の予算がつき、航空運賃の低廉化が実施できるようになったとしても、どこまで低廉化されるかということもございますので、今回行います実証事業のキロメートル当たり運賃をもとに、基本運賃の低廉化を目指していきたいと考えております。

この法案制定を待って、航空運賃の低廉化の動きを行うよりも、先行して実証事業を行うことにより、効果を検証し、その効果をもって、より具体的な国への支援制度の創設を働きかけようとするものでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、答弁内容と直接は関係ないかもしれませんが、現在、この対馬にたびたび足を運んでいただいております対馬ファンとも言えますが、哲学者である明治大学特任教授の中沢新一さんが、週刊誌に連載されているアースダイバーという連載がありますが、これにつきましては、対馬に関する記事を9月から4カ月間、時を同じくしてロングランで取り上げていくというふうなお考えもこちらには伝えていただいております。この事業と合わせて、対馬がPRされるということで、御紹介をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） この1点目の公私についてちょっとお尋ねしたいんですが、この市長の公私については、私が23年の9月の議会で質問したら、市長はこう答えております。

私における公務の時間というのは、ある意味で365日でございますので、勤務時間というものはありません。年休もございません。勤務出勤時間ありません。そういう勤務体系の中で私は就業をしておることを御理解ください。

と、年中無休なんだというふうな御答弁でしたが、このとおり御理解してもよろしいでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 年休というのは全くありませんので、年中、ある意味心としては無休でありますけども、しかし、人間でございます。リフレッシュしなくてはいけないときもございます。年々そのあたりは感じておりますので、一定のときにまとまったお休みを年末年始を含め、もらうこともございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） この市民の声にもあったように、この5月9日の件なんですけ

れども、入江さんの一般質問においては、法事があったんだからというお話をされました。しかし、この新しくできる病院、できた病院、これは工事費の約3分の1、約10億は市が負担しておるんです。そして、あの莫大な土地も市が向こうに与えておるんです。そのような事業の中で、出席をされるということは、法事よりもこの公務のほうが大事じゃないんですか、法事よりも。このように大きい事業の式典に出席するほうが。公務のほうを優先すべきじゃなかったんですか。どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 両親の祥月が5月でございましたので、また、25、17という節目の5月ということで、私ども親族、その日を早くから設定をさせていただく中で動いてきたところでございます。

個人的なこと、法事よりもというお話でございます。3分の1を負担しているんだからというお話もございましたが、それぞれ両親というものに対しての思いとかいうことも十分わかっていただけではないかと思えます。まして、13番議員さんにおかれましては、二十四、五年前ですか。5月の葬儀の際も、受付等をしていただいたその親父に対しての法事でございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 個人的なことはいいんです。これは、確かに案内が出たのは、3月19日付で出欠の案内が出ておるんです。2カ月間あるんだから、法事は1日ずれてもいいんです。前でもいいんです、法事は。仮に、その日に設定をしたとしても、その日に設定をしたとしても、この開院式の式典は11時半には終わっておるんです、式典は。私も会場におったんですけども、中村知事が挨拶しておられました。その前におられました。そして、知事が終わる1分ぐらい前です。ぱっと席を出ていかれた。知事は、挨拶をしながら、ずっと目を追っておいりましたよ。わずかそれからすぐ副市長が挨拶をしたんですよ。会場の者から見ると、不謹慎も極まりない。知事が挨拶の途中で出ていくなんてことは考えられないです。そういうことをやってのけるんだから。同じ日にあったとしても、時間を5分、10分ずらせばいいじゃないですか。11時半にセレモニー終わったんだから、その辺の打ち合わせもできなかったんですか。どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 確かに、知事の挨拶の途中で退席をさせていただいたのは事実であります。

ところが、私、それからさかのぼること10日以上前に、知事と国土交通大臣が対馬に訪問をされた際に、中村知事と2人で3時間半ほどずっと話をした案件がございます。その場におきまして、知事のほうにも、5月9日においては、大変申し訳ないが、10時40分という一つの時

間で退席をさせていただきますのでということは、知事のほうにきちんとお話をさせていただいて、了承はいただいているところでございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 了承をもらうとももらわんじゃなくて、これは市長の完全なる公務ですから、法事は時間を10分、5分ずらせば済むことじゃないですか。なぜ途中で帰ったのか。それはウマの合わない企業団のところには出席したくなかったというのが本当の考えじゃないんですか。どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほども申し上げましたが、3月末ぐらいに、この日程が来たときに、もう既に私はお断りを、バッティングしておりましたし、私はてっきり5月17日がオープンだというふうに自分自身が1月の時点で考えておりましたので、その日程については空けておりました。そういうことで、私事じゃないと言われるかもしれませんが、私が主催する法事とはいえ、親族が集まるその日を設定をして、5月17日にバッティングしないように、自分たちも気をつけたつもりでございますけれども、ふたをあけてみるとその日だったというのが後でわかった次第でございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） その後すぐに壱岐に行っておられます、その日の3時の船で行っているわけですから、法事の時間をわずかずすだけで、仮に対馬のほうが行事は重いんだから、壱岐には代読をした副市長に代わりに行ってもらえば、十分に時間の段取りはできたんじゃないんですか、壱岐に行く時間があるんだから。どうなんですか、そういうところでも考えなかったんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その時点において、五島のほうの日程が決まったかどうかは、ちょっと私も記憶はありませんが、うちが4月25日に始めてから、壱岐、五島、それから宇久、小値賀ですね。というふうな順番で物事が、決起大会がずっと行ったわけですが、順次日程は来ておりましたが、それらについては、手分けをしながらやっていこうということで、副市長とは話しながら手分けをしてきたつもりでございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 公務をやれば優先をせんといかんと思いますよ、常識的に考えて。

この2番目のふるさと納税なんですけど、これはできない理由というのが、この12月の、さきの12月のところで、小島議員に対して、このようなできない理由を述べておられます。これは、

経済学者の発言だと思います。すごいです。「国が持っている国税、地方税とか、さまざまな税の形が壊れていく」と、「税というものを大きく間違っはいけない」と、これができない理由なんです。税そのものがおかしいんだという話をされておられます。

このふるさと納税は、住民税の寄附金を拡大した法改正によるものです。それが基本なんです。それが、どのような形で、税が大きく間違っていると言えるのか。どの分が間違っておるんですか、この税法上の。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このことについても、前回から申し上げてまいりましたが、本来、どこかの自治体で一定の税というものを所得に応じて払わなくてはいけないのは国民の義務だと思います。その仮に東京で払ってるという方が、違うところにふるさと納税をすることによって、返礼品をもらう行為によりまして、その東京都の本来入るべき税というのが入らないということと、その地域での経済活動に本来は使われるべきものが、返礼品で入ってくることによって、その地域の経済との問題が出てくると。だから、このやり方は、物事としておかしいのではないかと。いうふうに、私はずっと思っておりますし、実を申しますと、6月の初旬だったと思いますが、東京のほうで、総務省の自治税務局長が講演を市長宛てにされました。その中でも、このふるさと納税のことについて、やはり4月1日の大臣通知をもとに、自粛をお願いしたいんだということも局長さんも申されております。

これについて、賛成、反対のそれぞれ市長さんの意見というのも出されたというふうな状況であります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 要するに、税の体系がおかしいんだということですよね。これは、改正されたのは、地方税法37条の2で改正をされておるわけですが、その手続上問題があると。ただ、寄附金が全てというわけじゃないんです。住民税の限度額があります。住民税の2割までしかできないんです。4月前までは1割だったけども、地方の反応が非常にいいということで1割を2割にしたんです、国が、地方を活性化させるために。だから、2割という枠を設けておるんだから、税的には問題は発生しないんです。ということで法律を改正しとるんだから。もし市長が、その法がおかしいと言うならば、先ほどの税の執行上の問題については、地方自治法の250条の7には、そういう不満があったら訴えてくださいよと、国を相手に。係争の委員会というのがございます。そこに訴えたらいいんじゃないですか、おかしいというんならば。さらに、税法そのものがおかしいんだということであれば、憲法に違反するんだから、日本憲法に違反すれば、98条に違反するんだから、それは正々堂々と裁判所に訴えてみたらどうですが、間違っるとするならば、どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ふるさと納税の仕組みを私は言っているのではなくて、返礼品でそれが処理されていくことは、この本来のふるさと納税の税という体系をゆがめていくという意味で、私は説明をさせていただいたつもりです。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 言われるように、この本年の4月1日付で、総務大臣から文書が来てます。この中で、先ほど言われたように、この中に、ふるさと納税について、このような記述があります。これは4月1日の通知です。いいですか。「次に上げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品を送付する行為は行わないようにすること」、次に上げるです。2つあります。「換金性の高いプリペイドカードなど」2番目には、「高額または寄附額に対し返礼割合の高い返礼品」これはだめなんだと。逆に言うと、これ以外はいいいんです。そのようにして、政府も地方の活性化を図りよるんです。これは法律なんだから、これに沿ってやればいいじゃないですか。自分の思想だけで物事を判断したらいけないと思います。市民のためを思えば、法に従って粛々とやる。それが執行者じゃないんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その大臣通知のもう一つ下に書かれている部分が、2,000円という金額がございます。それを除く部分については、一時所得というふうに考えていきますというふうな考えもきちんと示されているという部分です。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 一時所得でもいいじゃないですか。そういうふうな形で、物が流通すれば。じゃ、対馬の品をそういうふうにして売らなきゃいけないというけども、長崎県の県自体のホームページは見られたと思うけども、そこには、対馬のこのような品物があるんです、ネットには。なぜじゃ、長崎県のほうになぜ対馬の品物を売ることか、市の考えと違うんじゃないかと、抗議されたことはあるんですか、ぴしゃっとあります。県は売っておるんだから、対馬の品物を、返礼品として返しておるんです。県に苦情を言ったことがあるんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 県のふるさと納税の返礼品のリスト等については、私自身は今初めて知った次第でございます。そこに上がった経緯というのも、ちょっと私のほうには聞いてない部分がございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 聞いてるとか聞いてないじゃなくて、これは既に前からこういうふうにしてるんです。聞いてないと言うならば、これは議会が終わった後にでもいいし、県に

物申さんといかんです。対馬の物を売ってくれるなど。返礼品なんてとんでもないということを、中村知事に言うべきじゃないんですか。今知った時点で、どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 県が返礼品といいますか、そのリストは別としまして、そういうことを考えていきたいという段階においては、私自身は、それは間違いじゃないかという意見は言わせていただいたことはございますが、今、返礼品の問題については、この議会が終わってから、きちんと県の考え方、私どもの意向というのも伝えていかなくてはいけないのかなと思います。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） よく最近、安倍総理が、この安保関係の法案審議の中でよく言われるんですが、木を見て森を見ずという話をよくされます。1人の考えだけで物事を見るんじゃないで、もっと遠くから見て、そして全体の流れをつかめばいいじゃないですか。皆さんがして、そして地方のためにやりよるんだから、そうしなければ、あらゆる手段を使ってやらなければいけないんです、特に対馬は離島だ。運賃が高い。いっぱいデメリットがあります。そのためには、あらゆる政策、対策を打って取り組むべきじゃないんですか。そうこじやくる必要はないじゃないですか。どうなんですか、考え直す必要はないんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このふるさと納税について、また、もうすぐしますと、総務省のホームページにも載ると思いますが、1つの方向は打ち出しているつもりでございますが、皆様方からたびたびこのふるさと納税の利用の仕方という提案がっております。私の考え方というのはそこにありますが、十分に検討をしていきたいとは思っています。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） そうですよ。何でもいいんです。この対馬の活性化につながれば。そういうふうにして、やっぱり物をつくる、物が流れるということであれば、そこにまた雇用が生まれるわけです。先ほどちょっと話がありましたけど、やはりそれなりに検討をお願いしたいと思う。こういう離島だからこそ、あらゆる政策を打つということです。

それと、もう時間がございませんけども、この3番目の航空運賃の低廉化については、全員協議会のときに、市長は、この新しい新法の中で、できる法律の中で、航空運賃低廉化の文面が、文章が入れば、この事業を中止してもいいという発言をされましたが、その考えはどうなんですか、変わりませんか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 確かにそのように申し上げました。通常国会の期間という当初の定められた範囲内でその形が見えてくればというふうには思います。ただし、もう本日が当初の国会会

期だというふうにも思います。まだ、上程もされてない段階でございます。どうかして、この9月27日までの国会に、この新法については上程してほしいという思いは当然持っておりますが、今の段階において、素案で掲げられた部分と、次の法律制定後の交付要綱の形というものの想定をこちらもいろいろしておりますけども、先ほど、そちらで説明をさせていただいたものが、まずもって基準となっていくものというふうに、こちらも想定をしながら、この事業には進んでおるところであります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 今回、今国会で上程をされるというその時点において、この事業は中止をするということでもいいんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど申しましたように、本日までの当初の期間において、物事がと、いうふうなことも当然考えていけないといけないという思いで私は答えさせていただきましたが、そこまで至っておりませんし、その間、ANAとの交渉は当然進めてきておるところでございます。さらには、旅割60等については2カ月前からの発売というふうなこともあります。これらのことを考えますと、ここで実証をきちんとやって、基本運賃を下げることによって、基本運賃キロ当たり単価と、41円という国が今、私どもに示しておるこの補助単価といえますか、その上の部分についてを補助するという考えでございますので、どのようにすれば基本運賃を下げていけるかということがすごく大事だというふうに考えておりますので、この事業については、現時点においては、進めていかざるを得ない状況になっているというふうに御理解いただければと思います。

○議員（13番 小宮 教義君） 議長、最後ですね。

○議長（堀江 政武君） 時間になりましたので、簡明にお願いします。13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 今、今国会に出すように、谷川先生が頑張っておられます。上程をすれば通ると思うんですけども、ここは今まで御尽力いただいた谷川先生の立場もあります。というのは、谷川先生を信用して、この事業を考え直してもいいんじゃないですか。一生懸命頑張っておられるんだから、どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 谷川先生を信用してないとか、そういう意味ではなくて、先ほどから申しますように、国が定めている41円という基本運賃との今の84円という、これをどれだけ下げることによって、今後の国も県も市も助かることありますので、そこを下げるための実証が必要だという話でございます。

○議員（13番 小宮 教義君） 最後、お願いします。

○議長（堀江 政武君） 簡明にお願いします。13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） はい。国にお願いをするということは、対馬市だけじゃだめなんです。今回の離島振興においては、新法においては、15の地区がございます。ともにやらなければいけないんです。ほかの15の地区と連携をとって、このモデル事業をやっておるんですか、対馬だけでしょう。どうなんですか。それで終わります。

○議長（堀江 政武君） もう時間ですので、よろしいですか。（「対馬だけなら対馬だけでいい」と呼ぶ者あり）市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 国境離島の区域がそれぞれ今示されておりますが、その区域において、私どものような航空体系を持っている離島はそうありません。そのことも御理解いただければと思います。

○議員（13番 小宮 教義君） 終わり。

○議長（堀江 政武君） これで小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。2時10分から再開します。

午後1時53分休憩

午後2時09分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 新政会の上野でございます。昨日より市長の行政報告、また国境離島特別委員長の報告で、有人国境離島地域保全地域社会維持特別措置法案、いわゆる国境離島新法が今国会に提出される見込みだという報告がありました。この法案の概要は、皆さんも御存じのとおり、国境付近の離島に人が継続的に移住できるよう、国などが地域保全や積極的に関与し、領海や排他的経済水域を保全することを目的としております。

振り返りますと、対馬市合併当時、私を含め数名の議員より、今後の対馬の20年、30年後、この地域社会を維持するためには、1つの自治体では困難であり、国の財政支援が必要であると前市長に訴え、この特別委員会が設置されたいきさつがあります。

あれから約10年、ようやくここまで来ました。特に、対馬市、対馬市議会は、この法案の成立に向けて、今まで先頭を走ってまいりました。今後、成立にはまだまだ一山、二山あるでしょう。市長、対馬のあなたはトップとして、ほかの市町もありますが、今まで私たちがやったこのような一生懸命ほかの地域に先立ってやってきたことを心に秘めて、今後、成立まで頑張ってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

通告をしておりました4項目について質問をいたします。

なお、4項目のうち2項目は3番議員、そして13番議員と重複するところがありますが、再度、質問いたします。

まずは、3番議員の質問にもありましたように、韓国の中東呼吸器症候群、いわゆるMER S感染についてであります。

先ほども市長のほうから説明がありましたけれども、再度、この対馬島内の感染を防ぐため、市としてどのような対策を講じているのか、再度、説明を求めます。

第2点目、ふるさと納税についてであります。

この2項目めにつきましても、先ほど13番議員の質問がありましたけれども、もう少し先ほどの市長の答弁では、前向きに考えているのか、やるかやらないのか、はっきりしたようには私は聞き取れませんので、市長の考えを再度尋ねたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、峰歯科診療所の再開院についてであります。

この問題は、私が12月でありましたか、一般質問でこの歯科医院は現在どうなっているのかという質問の中で、市長は、閉院ではないと、今は休院をしているという状況であると。しかしながら、今後、地域の方々の御要望があれば再考を考えるとということでございました。

そういう中で、地域の方々より、市長も御存じのとおり、そういう声が上がっております。そこで、まず再開に向けて、医師確保の公募をまず早期にしてもらって、医師の確保を求めるところであります。そこのところの市長の考えをお聞きします。

次に、消防職員採用についてであります。

消防職員の採用において、地元枠を確保する考えはないのかということでございます。

この問題は、市長も御存じだと思いますけれども、ここ25年、26年度で、中途退職の方々が島外の方々の間でこの2年間で4名ということになっております。こういうことを踏まえて、この状態がこのままでいいのかということがありましたので、この質問をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 11番議員の御質問に答えたいと思います。

1点目の韓国で発生をしておりますMER Sの問題でございます。市としての対策はどのように考えているのかというふうなお話でございました。

これにつきましては、先ほど答弁もさせていただいて、重複するところもございませぬけれども、どうか御容赦いただければと思っております。

まず、このMER Sという感染症のことを市民の方々に御理解をいただくことが大切だと思っておりますので、再度、その部分について、お話をさせていただければと思っております。

このMERSは、その感染力、重篤度、危険性の程度によって、感染症法では3段階に分類をされておりますが、昨年秋のエボラ出血熱、これは最も程度が高い第1類感染症でございましたが、今回のMERSは、ポリオや結核などと同様、2段階目の2類感染症に入ります。感染力は、季節性インフルエンザよりも低いという研究もあります。症状としては、感染から2日から14日で発熱やせき、息切れなどの症状が出て、重い肺炎になることも、時に高齢の方や慢性肺疾患等の基礎疾患がある人が感染すると、重症化する傾向があります。

今回の韓国での死亡者のほとんどが、このような基礎疾患を有していたという報道もあっております。

感染の経路につきましては、患者のくしゃみやせきの飛沫を吸い込むことにより起こる飛沫感染や、手に付着したウイルスが口や鼻から体内に入ることにより起こる接触感染によるものと考えられており、インフルエンザのように、次々に人から人へ感染することはないというふうに言われています。

今回の韓国における感染の拡大の一因というものは、韓国独特の何軒も医院に行くというドクターショッピングというものや、そして、大勢での見舞いという習慣があるものと考えられているというものであります。

この予防法でございますが、ワクチンが開発されてない現状では、患者との濃厚接触を避けたり、先ほど言いましたように、飛沫を浴びないなどということになりますので、マスクの着用、そして手洗いやうがいの徹底を図ることが有効であるとされています。また、感染した場合も、特別な治療もなく、発熱やせき、下痢等の症状ごとの対症療法というふうになります。

韓国からの入船時の検疫での対応について説明を再度させていただきます。

検疫所では、昨年11月のエボラ出血熱発生時より厳原、比田勝港旅客ターミナルでサーモグラフィによる体温検知は継続されております。韓国国内において、患者と診察、介護などで濃厚に接触していたり、あるいは患者と同居していた人が検疫で38度以上の発熱を伴う呼吸器症状を呈した場合、検疫所において診察、検体採取を行い、疑似症患者、または患者の確定をし、指定医療機関であります対馬病院へ搬送をいたします。また、患者と接していても、検疫時に発熱等がない場合は、健康監視の対象者として、1日2回、体温、その他の健康状態を確認いたします。健康監視対象者が発熱等を呈したという連絡があった場合は、検疫所は県に連絡をし、県は保健所に連絡します。それにより、保健所は対象者に対し、自宅待機を要請し、移送等全般の対応をいたします。

入国後、MERS疑い患者が発生した場合の対応について説明をいたします。

保健所は、一般の医療機関や本人からの相談により、疑いのある患者が出た場合、指定医療機関である対馬病院に搬送し、医師からの疑似患者の届け出があった場合は、県、国のそれぞれの

検査機関で検体検査を実施をいたします。

先月末の韓国での発生以降、市内では、県の振興局をはじめとした関係機関の連絡会議を6月5日と11日に開催をし、情報の共有をはじめ、今後の対応について協議をしております。6月5日よりCATVでの文字放送、11日からは1日8回放送されておりますつしまる通信の後半で、MERSの症状、予防法等をアナウンスしております。また、今月の市報にも、同様の内容で掲載をしております。

今後につきましては、啓発の充実とともに、ほかの関係機関が主体となる水際対策や、万一のときに被害を最小限にとどめるために素早く対応できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目でございます、ふるさと納税についてでございますが、先ほど、13番議員よりこの問題について質問があつて、答弁をさせていただいたところでございますが、私が先ほど答弁した内容をさらにかみ砕いてはっきりとした答弁でお願いできないかというふうなお話でございました。

制度の内容については、もう繰り返しいたしません、先ほど申しましたように、この税の問題と、そして税の根幹の問題を揺るがさない範囲、それから一時所得の問題等々をしっかりと見極めた上で、この返礼品の問題について、検討に入りたいというふうに思っております。今の段階において、どういう形でやっていくという具体的な案は、この時間では持ち合わせはありませんので、お許しをいただければと思います。

3点目の峰歯科診療所の問題でございます。

これにつきましては、峰歯科診療所は、15年前から御手洗歯科医師に運営をしていただいておりますが、患者が急激に減少して、将来の診療所運営について非常に不安であるとの報告があり、退任願いが25年11月に提出をされ、市においても26年、昨年4月より休診としているところであります。

この歯科診療所が休診となる以前からではありますが、佐賀地区等の患者さんが仁田や豊玉の歯科診療所に通院されており、休診の影響は少ないものというふうにも思っておりました。

しかしながら、先日、佐賀の東小学校及び東部中学校のPTA会長さんが来庁され、峰歯科診療所の休診後の子どもに関する歯の健康というものを心配をする保護者の声、通院に伴い、授業を休むこと、また、通院に伴う保護者の大変さは増すばかりであるとの現状が訴えられております。診療所再開をお願いする陳情書が提出されたところでもあります。

そもそも、峰歯科診療所は患者が減少し、経営が成り立たない状況に陥ったので、休診の手続をとった経緯があります。歯科医師を公募し、再開することについての継続性について、懸念しているところでもあります。

しかしながら、子どもとか高齢者の歯の健康をどう考えるのかということに重きを置くならば、何かの策を講じなければならないというふうには思っております。

市としましても、近隣の歯科医師の経営に影響を及ぼさない範囲で、出張診療が行えるような医療体制を確保したいというふうに思っております。

これからそのようなお願いができる近隣の歯科医師さんと協議をしていきたいというふうに思います。何とか早い時期に再開できるように努めていきたいと思っております。

4点目の消防職員の採用に関して、地元枠を確保する考えはないかという御趣旨の質問がございます。

対馬市として、広く人材を求める観点から、職員募集の採用試験案内は、ほかの自治体同様、市のホームページに掲載をしており、全国どこからでも見ることができます。そのようなことから、消防職員の採用試験においても、北海道から沖縄までの出身者が受験のため来島されている状況です。

受験資格につきましては、地方公務員法のくくりや、その他の法律及び憲法の定めるところにより、男女、出生、門地等に左右されることなく、採用を進めておるところであります。

試験は、一般教養、適正、体力テストまでが1次試験で、小論文、面接が2次試験となっております。それぞれ点数化され、採用判定を受けることとなりますが、消防職員の場合、採用後に入校いたします消防学校初任科において、3度の体力試験、20科目のペーパーテストや実技試験を受けることとなります。

現場に勤務するようになって、階級、昇任に係る試験期間が最低15年間設定されております。そのほか、救急救命士など、業務に必要な資格試験が待っておりますので、これらを備えるため、最低合格ラインというものを設定していることもあり、募集人数に満たぬ採用人数となる年度が生ずるところであります。

御指摘の地元枠でございますが、人の命を預かる消防職員を育てるという観点から、最低合格ラインは外せないところでございまして、地元枠を確保しても、枠いっぱい的人数を無条件で採用するわけにはまいりませんし、設けますと、成績優秀な者が多い場合、枠外の優秀な島内受験者をみすみす不採用とすることにもなりますので、現状を御理解のほど、お願い申し上げます。

一方、昨年10月に行いました市内中学生871名のアンケート結果によりますと、将来、消防職員を目指したいと目指す生徒は25名となっておりましたが、そのうち対馬に残りたいと考えている人数は5名にとどまっていたのが現状であります。高校までの数年間で変化も生ずるのではないかと考えますが、大変厳しい状況と受けとめております。

消防本部のほうでは、中高生の体験学習やインターンシップを職場で受け入れ、消防職務への理解を深めてもらったり、島内3高校へ消防受験のお願いに行くなどの努力をしておりますので、

こちらをあわせて御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） まず、消防職員の採用についてお尋ねをいたします。

先ほど、最低合格ラインは崩せないということ。私も島外の出身者の採用をどうこう言うわけやないんです。島外の方々もやっぱり対馬で、骨を埋める覚悟で私も来たと思っております。

ただ、市長、御存じですか。この2年間で、25年度中途退職者の中の、これは3人なんですけども、3人というけども、1人は免職者です。ですから、2人のうち1人25年度は島外の方が辞めておられます。そして、26年、これも5人になっておりますけども、これも免職者が1人おられますので、4名のうち3名が島外の出身者が辞めておられるわけです。この25年度1名、26年度のこの3名の島外出身者の採用者は、いつ採用された職員かわかりますか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 大変申し訳ありません。入庁年度というのは、私のほうは把握はしておりません。申し訳ありません。

その件につきましては、消防長のほうに答えさせたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 20年度と22年度に採用した者です。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 25年と26年の4名の方々が辞めとるとですけども、20年度と22年度採用ですか。ちょっとはっきり答えてくれませんか。25年度1名は何年度の採用者か、26年度の3名は何年度の採用者か、はっきり教えてください。

○議長（堀江 政武君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 25年度の島外出身者の採用は、20年度——失礼しました。19年度でございます。それから、26年度の退職者、先ほど間違っただけで答弁いたしました。22年度、24年度、それから26年度の採用でございます。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 今、話にあったように、この島外出身者の方々が、20年度を含めて、22年度、24年度、そして一番新しい26年度に採用した方も辞めたという現状なんです、市長。そういう中で、この2年間の採用はどうなっているかということ、26年度が11名採用です。11名の方が、島外出身者が9名もおられるわけです。27年度は4名採用で、半分が島外者です。この2年間で15人中11名が島外の方ということなんです。確かに市長が言われる、それは公平性、そういうことを考えたら、私も重々わかるわけですが、しかし、こ

ういう流れで行きよったら、幾ら前の条例でこの消防職員を増やした。幾ら採用をとって、また辞めたら、現場の職員はどうなりますか。今、市長、条例に基づいて、多分職員採用は、特に消防は年次計画があると思いますけども、その年次計画に合わせて、27年度でどうなっていますか。計画どおり行っておりますか。

○議長（堀江 政武君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 27年度は、11名が26年度中に定年退職いたします。それに加えて、5名ほどをプラスするという方針でやっておりますけれども、現在、第1回目の社会人枠の採用試験中であります。

○議員（11番 上野洋次郎君） 年次計画で、27年度が何名、今現在何名なのかということ。

○議長（堀江 政武君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 年次計画のほうをちょっとこちらのほうに手持ちがございまして、昨年度末に急遽3名の職員が退職をするというような事態になりまして、96という数字が、現在は92でございます——失礼しました。94ということになっております。それを定数に近めるべく、採用数を上げていきたいというふうに考えております。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 今、消防長の話ではっきり数字は出とらんと言うけども、多分、年次計画で言うたら、多分もうこの時点で102名ぐらい採用しとかなできん状態と思うんです。10人近く足らんわけです。そういうことを、私は市長、心配しているんです。幾ら採用しても、辞められたら、全否定はしないわけです、私も島外の方々。一生懸命やろうという気持ちでやっぱり採用試験を受けたわけでしょう。ただ、この退職者の数を見ても、やっぱりどうしても家庭の事情があって、帰らなければならないとか、そういう事情のことがあるわけです。ですから、この採用のことは、大変難しいとは思いますが、合格ラインが何点なのかどうか分かりませんが、まず、私の言う趣旨は市長わかるでしょう。そこのところをちょっと、どうも理解しとらんごとありますけど、ちょっとわかりますか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 出入りが激しいということが、この25、6年度、そして、定員が当然増えていかなくはいけない状況にある消防の状況というのはわかっておりますが、辞めるのは、それはそれでいたし方ない分はありますけど、島外の消防職に入っている島内出身者の方なんか、また、こちらに受け直しをするということも聞いてはおります。何か全国的にも、この消防というのが、流動の激しい今職種になっているといううわさは聞いてはおります。それが、市民の安全と安心につながるのかというふうなお考えだというふうに私は聞いて今、理解をしておるところでございます。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） もうこの問題は最後にしますけども、やっぱり市長、一番負担がかかるのは、現職の職員なんです。今も豆殻の分遣所ができて、本来なら、はっきり言って10人近く増員しなければならない中、今の消防長、職員は一生懸命やっていると思うわけです。私はそういうことを踏まえて、もう少し、難しいと思います、この問題は。採用の問題は難しいと思うけども、何とか今おられる職員を少しでも楽にしてやるようなことを考えて、また、そうしないと、これは消防長、やっぱり士気の低下にも私はつながると思うわけです。ここは、市長、この話はなかなか難しいと思いますけども、何とかいい方向に、こういう一番いいのは、島外の方々も退職されんのが一番いいわけですから、そういうことも踏まえて、消防長もそういう方の、また島外者のフォローも含めてやっていって、そうならないように努力してもらいたいと思います。よろしく願いいたします。この質問は終わらせていただきます。

次に、歯科診療所再開院についてでございますけども、先ほどの市長の答弁では、再開を目指す努力はしたいということですけども、私が言う医者の方の公募はできないのかということと、どのような方向でまず再開院する考えがあるのか。再開するのであれば、例えば週に何回を、私は常駐がいいと、公募して常駐の先生を雇うのが一番いいと思うわけです。そのところは、市長の答弁ではっきりわかりませんでしたので、もう一度、見解を求めます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 特に、東部地区を中心とした地域の皆様が、峰歯科診療所にお医者様が常駐されるのを望まれるのは重々承知はしております。

そういう中で、公募をとったとしても、それはするのは一向に構わないんですけども、なかなか手が挙がってこない、だろうという見通しを今しているところであります。まずもって、子どもたち、小中学生、お年寄り等々を安心してもらうためにも、近隣の歯科診療所との仮に週1なり週2なりの出張診療というものを組み立てていくのが現実的ではないのではなかろうかというふうに、こちらは考えております。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 担当課もそういう話なんです。現実的には、週一、二回ぐらいの程度で、ほかの所から回したほうが現実的ではないかという話をされております。ただ、私は逆の発想で、一応、公募をかけて、例えば島内の歯医者さんにしても、もしかしたら、来たいという方がおるかもわからんわけです、週に何回よりも、もう常駐で。

市長も御存じのとおり、これはもう市立ですから、年間240万の運営補助もあるわけです。そして、建物、住居、みんな無償です。また、それ以上に医療機器もある程度市が持つわけです。私は、反対に、島内でも公募したら、もしかしたら来る可能性もあるし、これが福岡でもどこで

も公募するような形になれば、行政側は、前の先生の話聞いて、もうお客さんが少ないからこうなったという話しかしません。それは前のお医者さんはそう話すでしょう、それは。

しかし、その原因になったとは、もしかしたら、私も前のお医者様をよう知つとりますから、あまり言いたくありませんが、もしかしたら、先生に責任の一部はあったかもわからん。どうも担当課のほうは、前の先生の話ばかり聞いとるわけです。現実的に地域の話は多分聞いとらんとします。

当初は、前の先生がやっておられたときは、最初は多かったわけですから、原因はこれは何かがあるわけです。最初からもう公募はどうかなと、一時的に1週間に幾ら、医者を探そうかじゃなくて、そういう後ろ向きな発想じゃなくて、公募して、常駐の先生をまず探してくるということが私は大事だと思いますけど、まずそちらのほうを優先しながら、そして、またその間、並行してはおかしいですけど、近くにそういう先生がおられれば一番いいわけですけど、まず公募して、常駐する先生を探すということを、その方向でやってもらいたいと思いますけども、どうですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 上野議員の今おっしゃられた公募をまずもってやってというふうなお話でございます。並行して、近隣の方に当たるといのは、それは信義にもとると思いますので、できないかと思いますが、段階として、公募という手続から入っていくことをお約束します。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） ちょっとこれは、今、市長がすばらしい前向きな答弁をしてくれた中で、大変読みにくい、これはコメントなんですけども、これは地区のほうに来たコメントで、少し読んでもらいたいということで、少し読ませてもらいます。

歯が痛くてたまりません。いつもなら歩いていけるのに、先生がいないということはどんなに不便であることか。役場の人にはわからないのでしょうか。歯が痛い、食べることが嫌になります。それこそ不健康そのもので、やる気もなくなり、体がより不調になる悪循環です。どうして歯科医院をつくってくれないのですか。もう1年になりますよ。役場の人は、協働とか地域づくりの話をしますが、今、私のこの痛みはわかってほしいです。

という、そういうコメントもありますので、早急に公募をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

次に、MER Sの問題ですけども、行政側の取り組みはよくわかりました。

ただ、市長、私が少し思うのは、この対策としては、ほとんどがポリオ関係のそういうマニュアルでやっている、それはもうそれで結構なんですけれども、一応、2類になっているそれはこのMER Sですけども、感染元は隣の韓国です。そして、この対馬に毎日何百人の方々が来ら

れます。そういう中で、市長の先ほどの話では、県と協議をなされたという話で、まず、そういう協議の中で話されたとは、県だけなんですか。もう一度、再度お願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 県、保健所でございます。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） このMERS感染が韓国で感染がわかってから、すぐ国のほうは、あれは6月5日が釜山でしたか、釜山じゃありません。ソウルですか、そして6月8日ですか、対策室が2カ所に設置されております。これは市長も御存じでしたか。韓国のほうに、もう国交省のほうから対策本部ができたということです、ソウルと釜山に。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 韓国内でどういう組織体制をとられたかというのは、正直言って、ちょっと私は詳しいことはわかりません。患者の数とか、どんどん増えていくとか、そういうのはわかっておりましたけども。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） これは、まずこれは岸田外相の話ですけども、これは6月9日に発表がっております。まず、在外邦人を守ることが1つです。それと、国内への感染を防ぐためということで、まず、6月5日にソウルの日本大使館、そして8日には釜山の日本領事館にそれぞれ対策本部をつくったわけです。

私は、確かに分類は2類ですけども、この地域性を考えたときに、まずこの対馬が危ないなど、これは緊急事態だなど、私はそういう感覚になると思うんですが、まず、この対策本部が国が立ち上げた。一番この対馬の状況を私は市長が室長に言って、この対策本部に行って、今後、対馬もこのような入る可能性があるから、国も協力してまずやってくださいというような話を、私は持っていく、そういう危機感があってもよかったんじゃないかと思えますけども、どうですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 手ぬるいんじゃないかと、動きがというお話でございます。もっぱらこの検疫の話につきまして、国、県が表に立ってやっていくということになっておりますし、確かに20万人、年間この島には韓国のほうから訪問客、観光客が訪れておられます。この数というのは、年間の日本への来訪者の数の確か6%か7%だったと記憶しております。ここからゲートウエーとなって、日本中に行っているのではなくて、あと九十数%の人は、それぞれの日本国内に入り込んでおられます。日本中の問題というふうに捉え、日本の国、そしてその防疫体制を県、保健所等が物事としてやっていくものというふうに私は理解をしておりましたので、今おっしゃられるように、釜山、ソウルでそのような対策本部ができて、それに対して、国に対してし

っかりとやれ、やっていってほしいという申し入れ等については、直接的にはしておりませんが、6月5日の時点から皮切りに、こちらで防疫体制の対策会議というものが行われてきて、その同日にCATV等にこのような対処、予防方をしてくださいというふうな告知をしていくということで取り組みをさせていただいたに過ぎないのかもしれない。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） その問題、もう少し私も危機管理と申しますか、もう少しそういうところは足りなかったのではないかと私は考えております。そのところは指摘をさせていただきます。

最後になりました。5分しかありませんので、ふるさと納税についてでありますけども、市長は税的なこと、あるいは返礼品といいますか、あまりそういうのを、そういうことは、私からすれば、どうでもいいとはおかしいですけど、それよりも、このふるさと納税自体が、いつも話に、ふるさと納税といえば平戸ですか、約14億円。そういう寄附金が入ってくるわけですけども、これはいうように、寄附金ばかりやないわけです。さっき13番議員の言うように、対馬の海、山、そういうものの物流もできます。雇用もできます。そして、PRも、一番これが大きいじゃないですか。そういうことを考えれば、このふるさと納税は、私は絶対やらなければいけないと思う。しかし、先ほどの市長の話では、検討する、一時所得をはじめ、そういうことを研究しながら、また検討しますという発言です。

市長、これは、もう来年3月が次の市長の選挙なんでしょう。市長、はっきり次の3月の市長選挙には立候補されますか。まずそれを聞きます。（発言する者あり）

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） まずもって、3番議員、余分なことは言わなくても結構でございます。謹んでください。

今の問題につきましてお答えします。

このふるさと納税の問題につきましては、先ほどの13番議員、そして11番議員のお話の答弁でも申し上げましたように、これについて、返礼品の総務大臣の通知のことで許される範囲で物事を組み立てていくことじゃないと、ふるさと納税をした人に迷惑がかかるという思いが私にはありますので、そういうことをしっかりと、どこをどういうふうな仕組みがいいのかということを考える検討をさせていただきます。そして、今のふるさと納税、私どものふるさと納税です。今のやり方というのも、年々金額は増えてはおります。去年も1,000万近くのふるさと納税は確かに入っております。もっと政策課題というものをしっかりと明確にすることも必要だというふうな意見も内部でもずっと出されております。

それらのこともしリニューアルをどっちみちしなくてはいけない時期には来ていると思っております。

ます。それと、あわせ、今、おっしゃられたことをしっかりと形にしていけるように協議を進めていきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 最後になりますけど、私は、例えば平戸が14億円あれば、多分私は対馬の海の品、山の品、あるいは観光、そういうことを含めたら、平戸以上にあるかはわかりませんが、10億あったとします。その半分がこの税源になって、今の市長が一番苦しんでいる財源がない。いろんな施策がとれない。私は、その5億あれば、特に私の考えは子ども子育て支援です。保育所の無料化、あるいはもう出生一時金をまだ増やすとか、私はそういう、まずお金をつくって、やっぱりそういうところに財源を使うという考えも、今後、私は来年の3月の市長選、誰が出られるかわかりませんよ。しかし、これは大きな市長の政策、どの市長が出る、当選するかわかりませんが、そのような大きな問題になってくると私は思っておりますので、そういう認識をしております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀江 政武君） 以上で上野洋次郎君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日予定の市政一般質問は終わります。

あすは、引き続き市政一般質問を定刻より行います。

本日は、これで散会とします。お疲れさんでした。

午後3時00分散会

平成27年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第3日)

平成27年6月25日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成27年6月25日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(20名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	13番 小宮 教義君
14番 初村 久藏君	15番 大浦 孝司君
16番 小川 廣康君	17番 大部 初幸君
18番 兵頭 栄君	19番 作元 義文君
20番 山本 輝昭君	21番 堀江 政武君

欠席議員(1名)

12番 齋藤 久光君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	糸瀬 美也君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	有江 正光君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	根メ 英夫君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	松尾 龍典君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。報告します。齋藤久光君より欠席の届け出がっております。

ただいまから議事日程第3号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（堀江 政武君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は3人を予定しております。それでは、届け出順に発言を許します。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） おはようございます。一般質問を行うわけですが、今回は同じ項目がかなり同僚議員から、その質問の内容が重複したということでもあります。それで、市長の答弁はその分を省略しても結構であります。それでは、今回3点の通告をしておりましたが、その内容について質疑をしたいと思います。

ただいまから通告に従い市政一般について質問を行います。

第1点目であります。しま共通地域通貨事業についてお尋ねをいたします。

本事業は、平成25年度より長崎県内の複数の島で共通に使用できる商品券であります。島の加盟店において商品やサービスの購入ができる仕組みとなっております。なお、しま通貨の券種であります。1,000円券1種類とし、販売する際は1,000円券6枚を1セットとし、5,000円で販売するもので、年間36億円の発行規模といたしておりますが、島外の観光客の1人当たり6セット3万円が販売の上限となっております。

本事業の目的であります。島のPR及び誘客、島での消費促進、最終的には経済の発展による人口減少に歯止めをかけることが目的として明記されているところであります。

通称しまとく通貨の換金状態ですが、過去2年間の実績は3市4町で約65億の取り扱い高となっております。その中で対馬市は全体の40%に当たる26億円を超える実績となっております。この数値の根拠は、韓国観光客の利用が要因と思われるところであります。その中で、島内小売業者が当初20店舗から68店舗に増加しているのも特徴であります。

そのような中で、対馬市において本年6月5日付で28年度以降の継続の要望が対馬市商工会長より上がっているとお聞きしております。現段階で市長はこれをどのように受け止めておられるのか、お尋ねいたします。

次に、韓国マーズ対策であります。昨日同僚議員より同様の質疑がっておりますので、答弁は省略してよろしいと思います。

最後であります。5月9日長崎県対馬病院の開院式でとられた市長の行動は、島内外の出席された多くの方々より強い非難を受けております。途中退席した理由は昨日の答弁と重複するので省略してよろしゅうございます。後に指摘する件についての答弁をお願い申し上げます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。15番議員の御質問に答えたいと思います。

しま共通地域通貨の内容等につきましては、今15番議員のほうからお話が合ったとおりでございます。この事業の経過、それから販売状況についてももう少し詳しくまずもって説明をさせて

いただきたいと思います。

事業1年目の平成25年度は、PR不足等により年間60万セットの販売目標に対し45万セット、76%の販売高にとどまりました。2年目の平成26年度は、PR活動の成果や20%のプレミアム分に対するお得感により利用客も増え、年間販売目標を上回る87万セットを販売したところでございます。

3年目の本年度、27年度におきましても、4月の販売状況は前年の1.8倍の売り上げがあっており、当初設定をしていた販売目標値である3年間で180万セットというものは、この夏ごろには達成する見込みでございます。

一方、対馬市でどれぐらいのしまとく通貨が利用されているかにつきましては、現在、島内236店舗の加盟をいただいております、その換金金額で申しますと25年度が7億2,205万円、県全体の34.28%でございました。平成26年度が17億1,828万4,000円で、県全体の41.8%となり、対馬での利用が大変多い状況でございます。

このように、しまとく通貨の認知度が高まり加盟店、利用客も増えてきている中、先ほども申しましたように3年間の売上目標である180万セットが年度途中で売り切れてしまうことが予測をされております。離島の市町で構成する発行委員会で協議をした結果、好評いただいているこの事業が年度途中で打ち切りになることは避けたいとの意見が多く出されたことから、今年度末まで御利用いただけるよう県の財政的な後押しをいただきながら、追加発行をすることで協議が整ったところでございます。

なお、それらに伴い、追加発行にかかる対馬市負担分の予算を今回の補正予算に9,323万円上程させていただいているところでございます。

大浦議員の質問にもございました商工団体等からの事業継続の要望につきましては、おっしゃるとおり6月5日付で商工会長様より要望書をいただいているところでございます。小売業の伸びや韓国人観光客による経済波及効果の広まり、さらには旅行者の購買意欲を高めるためのアイテムとして欠かせないものであるなど、島への誘客、消費の促進に大きく寄与しており、事業の延長をお願いするとの内容でございます。

さて、28年度以降の取り組みにつきましては、先ほど申しました離島市町で構成する発行委員会の中でも議論をされているところでございます。財政的な負担が大きいなどの理由で悩んでいる市町もございます。制度を変えてでも続けられないかというふうなお考えもあります。また、単独でもやりたいなど、現段階では各市町の意見もばらばらの状態でございます。今後、発行委員会の中で議論を重ね方向性を導き出していく予定となっております。

さて、対馬市といたしましては、この3年間でしまとく通貨による島の認知度向上には一定の成果があったものと判断をしているところでございます。消費の促進の部分につきましても、観

光客をはじめ島外の皆様に御活用いただき、県全体の約41.8%を対馬で御利用いただいておりますが、プレミアム分の20%の負担をいつまでも続けることはよいことではないというふうにも考えております。

私どもが考えているのは、島を大切に思い、地域のさまざまな課題解決に向けた活動に対して謝礼の一部として地域限定の通貨を交付し、その通貨を島内で使っていただくことにより地域課題の解決及び島内の消費促進につなげていくという本来の地域通貨の形を模索する必要があるとも考えております。

先ほど申しました発行委員会の中でもこのような考えを示しながら、これまでの制度をそのまま継続するのではなく、しまとく通貨のシステムを活用しながら新たな地域通貨のあり方というものを模索構築をしていきたいと考えておるところであります。

次に、2点目でございます。マーズの対策の問題でございますが、これ答弁を省略してもいいですよというふうな議員のほうからの御質問の中でございましたが、今までの答弁の中で一部漏れてというか、市としての取り組みの中で6月5日、それから11日に行政関係、それから医療関係、当然国の関係で会議を開いております。

さらに、そのほかの問題でその他としまして一次搬送は検疫所、保健所で対応になりますが、市役所に応援要請があった場合の感染症対策用品、防護服とか特殊マスク、手袋、消毒液のほかそのような用品等の保有数の確認等もしたところでございます。さらに、食品衛生協会主体の食品衛生責任者講習会におきまして、これは6月23日においては上県において、そして本日は厳原のほうで開催されますが、マーズの正しい情報というものを伝えるということで、その会議の中で取り組みをさせていただいているところでございます。追加をさせていただきました。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） しまとく通貨のことですが、その市の財政の持ち出しをこれ以降、今年度以降することを単純にそのことができない。ただし、新しい方向で地元の商店の皆様、いろいろ事業の方々の位置づけをどう対馬市の場合受け止めていくか、この課題について商工会の事務局の方とお話を二、三お聞きしました。

その中で、やはり韓国の観光人口がこれだけ定着する中で、やはり免税店の現行を10店舗ほどございますが、これを2倍程度にしていくことが非常に今後の物品販売に、商品販売に大きな課題であると。それを28年度その位置づけをしてみたいというような意見がございましたが、市長、この商工会の考え方、28年度にそのような継続事業として免税店の店の店舗を増やすというふうな方向を考えたいということですが、商工会のほうから出ておる要望書の28年度の延長が、その中で対馬市に特定の考えてほしいということがあった場合に、どのような考えであるかちょっとお尋ねしたいんですが、全くなければそれは後日で結構ですが、その心意気があれ

ばお話を聞いてみたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 大変申し訳ございません。ちょっと、よく今議員がおっしゃったことが、免税店の拡充ということですかね。

○議員（15番 大浦 孝司君） そういうことですね。

○市長（財部 能成君） 6月5日の商工会のこの要望にはそのあたりのことというのは上がってはきてはおりません。あくまでしまとく通貨のことだけでございますが、今おっしゃられたように免税店の取り組みというのは、国を挙げて今やっというふうなお考えは国にはございます。

そういうことを、私どももタックスフリーもしくはデューティーフリー、いずれにしてもやっていくことは必要なんじゃないかということで、デューティーフリーショップなんかとの交渉等は私どももしているところでございますので、商工会の方々がデューティーフリーはともかくタックスフリーのほうで物事をどんどん推し進めていただきながら、消費拡大に結びつけていただけるような努力をしていただくことは行政としてもしっかりと後押しをしていける話だというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） その背景に28年度までこの事業を引っ張った中で、それを網羅したいというような気持ちのようでありました。ですから、免税店を行えば、それを対応するレジの専門の方、韓国語の通用する方、いろいろ経費もかかるというようなことでありました。

ですから、今年度以降、さらに1年延ばした中でこれを固めて10店舗ぐらいの増設がならないかというふうな構想を、気持ちを持っておられます。そのようなことを受け止められて今後相談があれば、これを一つまた前向きに対応してほしいという意見がかなりございました。一応、要望書が上がったばかりですから、十分な検討がなされておらないことは承知しております。

そして、3市4町の足並みが揃わんとこの事業が28年度定着することが簡単な発言ができないということも承知しておりますが、対馬市において非常に皆さんがその韓国を相手にしたそういう事業を展開する方々が、そういう声が高いということを認識してほしいということでお願いいたします。

次に、市長にとってはあまり続けて同じようなことを言われるのは嫌でありましようが、私も長崎県病院企業団議会の対馬選出の立場ではあります。5月9日の開院式のことを、先ほど申しましたように市長が帰られた後に、かなりの批判がっております。きのう帰られた理由、退席した理由を聞きましたが、それとは超えた大きなことが現実に動いておるわけですが、その辺について市長の意見をまず聞いてみたいと思います。

それと、きのう入江議員のほうから新病院の指摘事項がありましたが、ちょっと報告ということで私きのう病院の事務長と会いまして、こういうことがあったかどうかということで確認をとっておりますので、関連して報告をさせていただきたいと思います。

新病院の会計の精算時に、かなりの時間がかかったということが指摘されております。これは事実でありまして、その原因はカルテの入力をいづはら病院においては完了されたが、中対馬病院はされておらなかった。このことが時間を要したというふうなことで説明を聞いております。昨日の現在で関係者のほうに実態を把握したところ、20分から30分の平均の待ち時間であったというふうに改善されておるといふふうに聞いております。一応ですね、今の段階で。

ですから、当初は非常に入江議員が言うたとおりの内容であったと思いますが、その原因は準備不足であったということ素直に認めておりますので、ひとつ今後またその辺については御指導くださいますようお願いいたします。

それから、放射線治療の機器の操作ができないので、福岡のほうに5人ほど福岡がんセンターに紹介状を送ったという話がきのうありました。これも私、調べてみました。あの放射線治療というのは、あくまでもそういう患部に放射線を当ててがんの細胞を死滅する方法でございますが、組織を外科の手術によって処理をすとかいう部門の方法については、当医院では少し不足しておるといふことで、外科手術のがん患者の数名をがんセンターのほうに紹介したというふうなことを認めております。ですから、一律のがん治療が100%、外科手術から放射線治療を含めた中で一体としてなっておらないことも事実であります。

その中で、主治医は東京大学の久保田元医師でございます。放射線治療装置のリニアックという施設の操作は十分できることで可能で、現在5名ほどがその治療に当たっておるといふことでお聞きしております。

それから、身体障害者の非常に駐車場が確定しておらず、一番遠い所からタクシーを呼んだという話がありましたが、調べてみたところ事務長目の前で、玄関前に身体障害者用の車のスペースが12台ございます。そして、障害者手帳等を明記すればそこにとめられると、駐車できると、こういうふうに聞いております。その整理を今後きちんとしてほしいというふうなことで申し上げます。

あとは、薬局は複数ある中で必ずしもそうごう薬局の目の前以外でなく、さくら薬局、スーパーのサイキの前、巖原の永瀬、それからそうごう薬局、ここで薬剤の処方箋の処理はできるというふうに聞いております。

一応報告はこれでとめますが、市長のきのうからの私も退席した理由を聞きました。その前にちょっと今から申し上げることをあなたのほうに御意見を聞きたいと思っております。まず新病院の建てるまでの経過でございますが、これは平成18年から以降あっております合併時、松村市長の

時代に既に打診がされております。それで、当初の案は対馬いづはら病院の敷地内に100床の病床を増設して、199プラス100床、これが当初の構想でありました。中対馬病院は完全に地域病院として廃止し、ここを診療所とする方向で当初の案はあったことを、私もそのころの中で確認はしております。

ところが、このいづはら病院の敷地内にこれだけの施設が立地の中でできない。吸収できないというふうな事実が発覚しまして、最終的には移転、統合移転ということが一つの提案としてなされております。その提案がされたのが、平成21年の6月に企業団のほうから対馬市財部市長のもとに提案の相談があったものと確認をしております。

そして、21年の7月、対馬市議会において対馬市長が地域医療再生臨時交付金基金を活用し、これは20億の財源でございますが、国の補助金をもらえるということです。いづはら病院と中対馬病院の再編統合に取り組む方針を表明いたしました。これは、あくまでも自治体がオーケーというふうなことで受けない限り前に進むことはできないのであります。ですから、企業団と対馬市は建設においては五分の立場でございます。企業団が上ではなく、対馬市が上でもなく、これは両輪の立場でございます。

それから、時が過ぎまして平成23年度3月、病院建設には国費と県費、市費、そして企業団病院の負担が4分の1相当、ぴしゃり4分の1ではありませんけれども、相当ございますが、しかしこれに財源20億を投入してもものをつくろうということであったんですが、病院をつくるという一つの条件の中に自治体、地元の対馬市が用地の確保と造成費用を100%持ちなさいということになっております。このことが、非常に財部市政の中で時間をとり、慎重に時間を要した。そして苦慮されたことと私は理解しております。

最終的には、中対馬病院、いづはら病院の中間地等にある小浦地区と、巖原町小浦地区とグリーンピアのいずれかを選択せないかんというふうなことで、大変島民の皆様の注目を集めたところであります。これは、企業団の資料であります、住民アンケート等の結果などを踏まえて、現在の場所に選定した理由が書かれております。いろいろありまじょうが、立地の財政負担を考えたり対馬全体の距離を考えた一つの英断だったと私は思っております。

この2点は、対馬市長、私は非常にこの新病院を建設するにあたって対馬市の責任、そしてその立場、これは非常に大きなものと思っております。せんだってありましたあなたの早退理由は、この大きな担いだ責務に値しないと思います。私は、そのことをきょうあなたと争っているいろいろな言うことではなく、この重みに対して何とかそれが全面的に負ってほしかったというふうなことを、まずこの2点についてこの重みを申し上げますが、あなたのほうの思いをちょっと聞いてみたいと思います。

事業を実施する方向を受けたというふうなこと、そして場所をあなたが決めたということ、こ

の2点について大きな責任と、立場としては企業団ではございません。対馬市が決めたんです。その辺についての、私はあなたの心意気をまず問うてみたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいま大浦議員のほうから病院の建設に至るまでの経過というののお話が、病院企業団議会議長のお立場でお話が、説明がありました。過去を振り返りながら、自分自身記憶が欠落したところもありましたが、ずっと埋め合わせることもできました。いづらはら病院内における増床100床って、100だったかどうかはちょっと定かではありませんけども、増床をあそこでできないかという論議がありました。

そして、隣接地も考えていろいろ病院のほう、企業団のほうも動かされた経過もございませぬ。しかし、増床分を賄うだけのことができないとか、用地の問題とかさまざまなことがあって、その後、別地への移転ということを探索する以外に方法はないというふうに至ったところであります。

そういう中、今2カ所というお話がございましたけども、たしかもっと4カ所だったと私、（「だから最初は、絞って2カ所になった」と呼ぶ者あり）4カ所の中で用地費の問題とか、今先ほどおっしゃられました再生交付金の交付要綱との兼ね合いの問題とか、いろんなことで5年目に着手をすればいいという話で進んでいたものが、5年以内に建設が完了しなくてははいけないとか、いろんな流れが変わってきたことがこの間ありました。

そういうふうな状況が、環境がずっと変わっていく中で、用地、統合移転を国の交付金を活用しながら、そして地元自治体の金もそこには投入をしてもらうことが条件の中で、病院企業団も建設ということを進められてまいりました。

私どもとして一定の負担が当然、長年にわたりこれは負うものではございませぬが、市民の島内全体の中核的病院をつくり込むというふうな考え方に立って、その方向性というものを推し進めていこうというふうなことで、21年の7月市議会の臨時会におきまして、方向性を皆様説明をするというふうな運びになったというふうに思います。

その後、用地を4カ所のうちから、本当にどこにするべきなんだろうかという論議を庁舎内でずっと進めてまいりまして、最終的には現のあの場所に決定を、23年の3月18日だったと思いますが、させていただいたということございませぬ。そのことによって、島内全体の医療面からの安心が提供ができるならば、これがもっともよいことだというふうにも思っただけで進めてきたところございませぬ。

先ほど、病院企業団議会議長の立場で統合しました対馬病院の院長先生に早速あつたというお話でございましたが、私ども正直言いまして経営方針を聞き及ぶ場に出席をするだけでございませぬけども、昨日の3番議員の統合病院に対する開院後のあり方といいますか、混乱状況とかいうことについて同じように昨日の夕方うちに、まずもってメールで病院のほうに私どももこう

6月の定例会でしっかり市長にそのことを伝えてください」というふうに預かっております。

ですから、市長、きのうのような話で平行線をたどるんじゃないで、どうですか、私はあなたが家のことを立派な奥さんがおるじゃないですか、選挙のときには先頭を切ってあなたの影となり、その方に任せるからちょっと俺は遅れて来るぞというふうなことを事を済ましてよかったんじゃないですか。そう思えば、あなたがあの場所を退席するなんて考えられんですよ。

しかし、今からでも遅くはない。従来のに戻して、そのいろいろ言われた方にまた詫びて、もとに戻るような格好で物を言えばいいじゃないですか。それを私は、私はあなたに一般質問をする意味はそういう意味なんです。どうでしょうか、心を開いてくださいよ。

対馬市長というのは、やはり100億近い格好の判断をしたんだから、半世紀の50年から100年の大事業を事を済ましたんだから、これはいろいろありますよ。もう一回お尋ねします。どうでしょうか、少し反省されてその言葉あって、また前に、従来どおり同じような立場でやったらいかがですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私と同じ来賓の立場でお越しの皆様方に不快感を持たせたということであるならば申し訳なく思います。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 市長、やっぱり真心というのがいりますよ。そう投げ捨てた話を、物の言い方じゃなくて、やはり大きなことをしたんですから、それなりの器と受けがいらいます。いろいろあっても。それでないと、皆さんあなたのやられたことを対馬市長として失格に思っていますよ。この問題だけですけどね。私はその分は返した方がいい。返した方がいいと思いますよ。思われたことを。（発言する者あり）

○議長（堀江 政武君） 御静粛に願います。

○議員（15番 大浦 孝司君） 最後ですが、そういうふうなことを望みますが、変えられませんか。どうですか。今からでも遅くないですよ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど申しましたように、不快感を与えた部分については陳謝したいと思います。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私のきょうの一般質問は何回も申し上げますように、大勢の方々不満を残して帰った。内外です。それを、対馬市全体として市長を中心に保健部長、一緒におられた立場、総務部長もおられた、それを受け止めていかないと私は大変なことになると思います。

これで私の一般質問は終わります。

○議長（堀江 政武君） これで、大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は11時からとします。

午前10時47分休憩

午前10時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 皆様、改めましておはようございます。新政会の黒田昭雄でございます。今回、医学的な本を、これを10回ぐらい読み込んだんですけども、またいろんなエビデンス、科学的な証拠とか、WHOの見解とかいろいろ、読みあさってみますといろいろな頭が混乱をいたしまして、もう寝ずに整理して臨んでおりますので、ちょっとわけのわからないことを言うかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして市政一般質問をさせていただきます。

胃がんを含む胃疾患で大変苦勞されている市民の方がいらっしゃいます。

家族、親戚、友人、知人、見渡せばどなたでも全摘までとはいかなくても胃を切られた方はいっぱいいらっしゃるのではないのでしょうか。そういう胃を切られた方とお話をすると、決まって「ピロリ菌は除菌したほうがいいよ」とか「ピロリ菌をわかっていれば除菌していたのに」とか言われます。

病気になった本人が一番苦勞されるわけでありますが、家族の理解と協力、そして支え合う決意が必要であろうし、高額の医療費と離島であるが故の交通費の負担、また仕事を続けられない方もいらっしゃいます。

精神的にも経済的にも大変な環境を強いられ、何より健康寿命を損ねてしまいます。市民の皆様が健康で明るい生活を送れますよう検診実施の権限を持っている市当局に対して、質問をさせていただきます。

さて、年間約5万人もの国民の命を奪う胃がん、この年間死亡者約5万人という数字は、ほぼ50年間変わっていません。胃がんは、以前、相当昔になりますけども、生活習慣やストレスが主な要因だと考えられてきましたが、その原因の95%以上がピロリ菌の感染が主な原因であると明らかになってきております。ピロリ菌の除菌について、慢性胃炎の段階まで保険の適用が拡大されて2年4カ月が経過をいたしました。

以前は、胃潰瘍など症状が進んでいないと保険が適用されなかつただけに、胃がん予防が大き

く前進したといえます。これは、ピロリ菌研究の権威であります北海道大学の浅香教授が国に提唱していたものですが、当初は遅々として対策が進まなかったといえます。そこで、浅香教授が相談をしましたのが、我々が公明党の秋野公造参議院議員で、国会質問などを通してピロリ菌除菌の有効性を示し、保険適用の拡大が実現をしたところでございます。

手術が手遅れになるよりは手術ができたほうが良いと思いますし、開腹するよりは内視鏡で治療をできたほうが生活の質も担保できます。内視鏡で治療するよりも予防したほうがもっといいに決まっていますが、胃がんを含む胃疾患の予防、早期発見、早期治療の観点からピロリ菌に関する検査と除菌の必要性についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 7番議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

ピロリ菌のことですが、私も自分自身が持ち合わせがないものですからちょっと、ほんのちょっとかじらせていただいたわけですが、職員の中にもピロリ菌を持っているという職員もいました。どういうものなのだろうということで聞きますと、強い酸性状態の胃の内部でピロリ菌自身が、みずからの酵素を産出することによって生息する細菌というふうに聞きました。

現在、日本では飲料水等の環境が変わったということもございますが、かつての飲料水の供給源であった井戸水とか、いろんなそういうことで、ある一定の世代の方々の感染率が高いと。50歳以上で七、八十%と言われており、先進国と言われる所では際立って高い感染率だそうでございます。18歳以下の小児の感染率といえますと3%から5%というふうに大きく差がここで出る菌でございます。

このピロリ菌に感染したからといって胃潰瘍や胃がんが必ず発症するというわけではありませんが、感染した人のほとんどの方が胃炎が起こると。除菌を、ピロリ菌の除菌をしない限り、慢性的な炎症を引き起こし、胃の粘膜を防御する力が弱まり、そのことによってストレスや塩分の多い食事、さらに発がん物質の攻撃を受けやすい、ある意味無防備な状態になるそうでございます。また、子どもさんの場合、鉄欠乏性貧血、貧血などの胃以外の疾患にも起因するというふうにも言われているところであります。

ところで、対馬市では平成25年には38人の方が胃がん罹患し、16人の方が残念ながら亡くなられておられます。2011年までの10年間の県の調査資料によりますと、胃がんの罹患率は対馬市の男性は県内では新上五島町に次いで2番目に高く、女性は県平均よりも低い状況にあります。長崎県の市町では胃、大腸、肺、乳房、子宮のがん検診が行われております。県が2011年に部位別のがん発見に至る契機を調査した結果があります。

それによりますと、全部のがんでは自覚症状によるものが半数以上で、がん検診での発見が

7.5%、健康診査での発見が5.8%となっております。胃がんで見ますと14.1%の方が検診で発見をされています。胃がんが早期に発見されれば、約9割の方が命が助かるというふうにも言われております。がん検診における胃の早期がんの発見割合は年々高まっておりまして、全国では60%と言われております。

県では50%前後と低めの中、対馬市の男性は67%と非常に高い早期発見率があります。また、検診では早期発見とともに、15年生存率も明らかに高い結果が出ています。市では、がんの予防及び早期発見の推進を図り、がんの死亡率を減少させることを目的に健康増進法に基づく健康増進事業としてがん検診を毎年実施をしております。そのうち、胃がん検診は医療機関で行う個別型、それと大型バスで行う集団型があり、個別型検診は市内9医療機関で、集団型は検診機関に委託をし市内16カ所で実施をしております。検査方法は、医療機関実施では内視鏡で、集団型はレントゲンで行っております。

胃がん健診の状況でございますが、平成26年度は対象者1万3,757人に対しまして、受診者数が3,106人、受診率が22.6%でした。近年、受診率は20%台を推移し、県内では高いほうです。受診者のうち精密検査が必要な人が343人で、このうち11人の方が胃がんが発見をされています。

先ほどから検診での早期胃がんの発見の重要性について申し述べておりますが、ピロリ菌検査は血液検査ですので、特定健診時の採血量を増やすことで簡便に実施する事ができます。

また、先ほど黒田議員がおっしゃられましたが、公明党参議院議員秋野公造先生をはじめとする関係者の御尽力によって、平成25年2月からピロリ菌検査で陽性が確認をされた場合、除菌療法やその後の経過観察のための胃内視鏡検査は保険診療として受診できるようになり、ピロリ菌検査後の治療の仕組みも整ってまいりました。

以上のようなことから、対馬市といたしましても胃がんの発生リスクを調べる有効な手段としてのピロリ菌検査の導入に向けて検討していく所存でございます。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 前向きな御答弁をいただきまして、ぜひ私の思いとしては来年度からでも導入していただきたいなと強く思いを持っているのですが、そう来年度からということでは着実にできるように市長にもっと理解を深めてもらうためにちょっとさらに質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど対馬市の医療の分で、私もこの質問をするということで川上院長先生のほうに面談のお願いをいたしまして、いろいろ医療の現状についてお伺いしたところでございますが、市長がおっしゃられたように胃がんまた胃疾患に関する治療につきましては、早期発見で死亡率においても県下でも引けをとらないトップクラスの実績を残していらっしゃるということで、改めて敬意

を表したいと思います。

大浦病院企業団議長のほうも今後胃がん対策の機会とか治療については力を入れていくということをお聞きしておりますので、そういうことも私も期待をしていきたいと思っています。

また、本市のがん検診を含めた特定健診事業におきましても22.6%の受診率ということで、これがん検診ですね。これも県下で、13市の中ではもっとも高い受診率ということをお伺いしておりますので、担当所管の職員の方の御努力にこれも評価をしたいと思っておりますけれども、現状、県下ではしっかりしているかとは思いますが、まだまだやっぱり目標の40%とか50%になりますと、非常に低い受診率でもありますし、そういった現状の実績としては評価をいたしますが、その上で質問を進めさせていただきたいと思っています。

まず、先ほど市長のほうから職員または御自身のピロリ菌の感染の状況というのを教えてもらいましたが、多分、この議場の中でも私がこの質問をするということで、何名かの方から自分は実は保菌者だよとか、この前除菌したよとか、いっぱい伺いましたが、多分何もしないままでございましたら市長がおっしゃったように、私より御先輩方がいっぱいいらっしゃるので70%以上の保菌率ではないかなと予想をいたします。

ちなみに私、健康診断ずっとがん検診について受けてきたんですが、大変残念なことに慢性胃炎とか、最後去年の実績は萎縮性胃炎にまで診断をされて、非常にながかりながらこの診断書を見ているわけですが、その上でピロリ菌の恐ろしさについて市長が若干時間の関係もあるので、少なめで御説明していただいたと思うんですが、ちょっともうちょっと詳しく話させていただきたいのは、私どもの実家は井戸水でございまして、御多分に漏れず私もピロリ菌の感染者でございました。この感染するタイミングでありますけれども、我々大人がピロリ菌の入ったコップの水をがばっと飲んだとしても胃液でジュッと肉を溶かすぐらいの胃液の力を持っているので、ピロリ菌なんかジュッと一瞬にして溶けてしまいます。

なぜ、人間の中に入ってくるかといいますと、赤ちゃんのときであります。赤ちゃんは胃酸が、おっぱいを飲むとき、それから離乳食になるときそのときはほとんど胃液は出ないそうでありませう。そのときに、赤ちゃんが何らか井戸水とか、またはその菌を持っているじいちゃん、ばあちゃんからそしゃくをして与えられてうつってしまうとか、そういうことで赤ちゃんのとき、乳幼児、そういうときに感染すると言われております。

私に当てはめると48歳で除菌をしましたが、多分もう赤ちゃんのときからピロリ菌が入り込んで、永遠と私の胃を痛めつけまして、先ほど萎縮性胃炎といいましたが、何かのスイッチですね、ボタンがかけられますと、先ほど市長のほうも生活習慣とかたばこ、酒とかおっしゃいましたが、そういうのが重なるとスイッチが入って突然がんになるという、そこまですで私の胃も痛められている状況でございます。

胃の粘膜をピロリ菌は自分から痛みつけるわけでございますけども、これ肝臓のウイルス、肝炎ウイルスで例えれば一番わかりやすいんですけども、実は肝炎ウイルスも肝臓の中に入り込みます。ウイルスですから、そのウイルスを白血球はやっつけようとしてます。もちろん肝臓の中に入り込んでおりますので、ウイルスをやっつけるんじゃなくて、細胞をやっつけられることに、白血球から細胞をやっつけられることになります。

皆様が検査の中でGOTとか、GPTでやっつけられることによって、それが血液ににじみ出て病気を起こしていくという、これと同じようにピロリ菌におきまして自分自身も悪さをするんですけども、これも白血球がやっつけようとするんですけども、やっつけられなくて自分の胃を攻撃されるという。それを、赤ちゃんのころから永遠と、私で当てますと48年間ずっとやっつけられる状態になっているという、これぐらい恐ろしいピロリ菌でございますが、これはいわゆる自分の持っている免疫ですね、白血球でやっつけることができないので、もう薬でしか、抗生物質でしかやっつけることはできない。このようなピロリ菌の恐ろしさでございます。ピロリ菌といいますと、ちょっとかわいらしいイメージを持ちますけども、本当に恐ろしい菌だと認識していただきたいなと思っております。

私が、この一般質問で一番訴えたい知見・学説があるんですけども、これはこの胃がんはピロリ菌除菌でなくせるといふ秋野さんと浅香教授の共同本なんですけども、20歳から30代までに除菌をすれば、男女ともにほぼ100%胃がんは抑えられると考えられます。除菌による胃がん抑制効果は40代で90%、50代で70%、60、70代では30から40%です。何歳であってもピロリ菌が陽性であれば除菌を行い、50歳以上は除菌後も定期的なフォローを義務づけるべきですと。早期除菌の効果をこれを私は訴えていきたいと思っております。

ところで、ピロリ菌の除菌についてですが、先ほど市長もおっしゃった2013年2月から慢性胃炎の段階まで保険の適用が拡大されたということは、市民の皆様はあまり御存じではないと思っております。

私が、今回市長にピロリ菌の検査と除菌の必要性について認めていただいた上で、後からその検査方法を御提案したいわけでありますが、その前に一つお尋ねしたいことがございます。現状としては、特定健診とがん検診、市の担当のほうですね。このピロリ菌に対する検査は現在受けることはできません。検査項目にないからでありまして、当たり前のことでございます。

現時点で、対馬市民がピロリ菌の検査、そして除菌を受けるにはどのようなパターンがあるのでしょうか。これは医療の分野になり、市長が答えるべきかなとは思ったりするんですけども、わかる範囲でもし担当部長がおわかりでしたらお示しをいただきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私も年1回の健診を受けておりますが、何のそのあたりの問題が指摘が

されないものですから、素通りしてきていて不勉強なところがいっぱいありますが、そのピロリ菌の検査については特定健診時の採血量を増量することによってピロリ菌検査が可能であるというふうにも聞いております。

先ほどの黒田議員のお話を聞いておりますと、できれば20代、30代ですかね、の段階においてピロリ菌除菌をすれば完全に胃がんというものを、完全はともかくとしまして胃がんの罹患率が明らかに落ちるといふようなことだといふふうに今聞いて理解をしております。

私ども、国保の対象者が約1万2,000名ほどいらっしゃいます。これらをピロリ菌検査というものを仮に全員の方にやっていた場合、恐らく全員の方が受診されるかどうかはまた別としまして、相当の経費はかかろうかと思えます。しかし、このことにつきましては将来に、のちにそういう胃がんとかいうことの可能性というのを低めるためにも必要だといふふうにも思っております。

できれば、どういう形で進めていくかは今詳細にはここで私も検討に入り、28年度から実施をしていきたいということで検討に入らせていただければと思っております。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 私の質問は1項目しかないのですが、市長がすごく前向きに受け止めていただいているので、もう質問はしにくいわけでございますけど、市長のちょっと私の質問が悪かったと思うんですけども、今のピロリ菌がいるから検査をするというか、それに対する除菌という方法というのは特定健診では確かに項目、胃がん検診ですね、胃がん健診の中では項目がないのです義務もないわけでございますけど、先生が胃カメラを見たとき、カメラを見ればもう大体川上先生がおっしゃったんですが、ピロリ菌検査というのは確かに呼気検査とか尿、便とか血液でできますけども、大体見ればわかるそうでございます。だから、胃カメラを現在飲んでいただいておりますので、そのときに患者さんに打診をしながら除菌に持っていくというお話を聞きました。

それから、意外と外来患者が多いそうです。がん検診を受けなくて胃の調子が悪くて行くと。そこで、同じように除菌までいくというパターンですね。最後は人間ドックの中でオプションであるそうでございます。はっきりこれも私もわからないがそうでございます。要は、このように症状があつて積極的に現状での医療機関、がん検診、特定健診、そうやって積極的に受診して胃がんを予防する方については、これは問題ないわけでありまして、問題があるというのは症状がない方、それとカメラを飲むのにやっぱ怖いとか言って尻込みをしてしまう方がおられるそうでございます。

そこで、はっきり市長のほうは前向きに検査を検討していただくとおっしゃったんですが、私、いろいろな検査方法があるんですけども、提案させていただきたいんですけども、胃がんリスク

検診、ABC検診と別名いいますけども、これの導入をしてほしいなど。あわせて市長も公的助成のそういう検討もおっしゃっていただいたわけなんですけども、これも何とかしていただきたいなど。

この検査は、血液検査によりますので、特定健診の検査項目にABC検診を追加する方法もあります。さっき市長もおっしゃいましたが、血液を余分にとるという方法ですね。それから、胃がん検診ですね、本来この胃がんリスク検診というのは対策型といたら、国のガイドラインとしてはあまりレベルが高い、推奨しないレベルではあるんですけども、これはあくまでも市町村が実施の権利を持っておりますので、ピロリ菌は危険だと市長をはじめ関係部署がそう思っていたら、このがん検診の中に堂々とこのABC検診を実施している自治体も実はございます。

この検診は、血液検査だけで胃がんの最大の原因と言われるピロリ菌の感染の有無と胃の粘膜の萎縮度を調べます。ちなみに私は萎縮して胃炎になっていますので、両方とも陽性になったかと思えます。要するに、胃がんになりやすい状態かどうかをAからDの4段階で判定することができます。

この検診の特徴は3点ございます。

1点目が、対象を絞り込んで胃がんになりやすい人には精密検査を行ってまいります。これはもし、胃がんが発生しても早期のうちに診断をして、なるべく内視鏡手術で大きな負担、この負担というのはお金の負担もありますし、体の体力の負担もございます。その大きな負担をなしに切除できるということです。

2番目の特徴としては、胃の状態がよければ毎年ではなく、計画的に検診を受けることができるということです。今は、健康であっても毎年毎年バリウムか胃カメラを飲みますけれども、やっぱり負担が大きい精密検査ですので、要するに無駄打ちを避けることができます。

最後に、ピロリ菌感染者が除菌を行えば、胃がんを含めた全ての胃疾患の予防ができるということでございます。除菌の前には必ず胃カメラを飲まなければならないという法的な縛りがあるわけですけども、症状がない方や胃カメラが怖くて尻込みしてしまう方などが検診しやすい、ハードルが低くなるということですよね。誰も自分が悪いと思ったら胃カメラを飲みますけども、どうかなというときにはやっぱり尻込みしてしまうんじゃないでしょうかね。医療費の削減効果も期待されますし、さらに特定健診やがん検診の受診率を向上させる呼び水となると私は期待をしております。

市長は、来年度に向けて前向きな御答弁をいただきましたので、何とかABC検診ですね、これをしていただけないかなと思っておりますけども、改めて先ほど市長はABC検診のことを想定しておっしゃられたかもしれませんが、改めて御見解をお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほどABC検診のお話がありました。県内でも既にABC検診を含めた部分を取り入れているところもあります。こちらとしましては、どういう形でやっていくかということ、そして多くの方たちがそれにしていだけるようなやり方というのを当然考えていけないんじゃないだろうというふうに思っております。やり方等々について検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ちなみに、私の今のピロリ菌を感染して、今の私の状態なんですが、普通ピロリ菌を感染をしますと赤ちゃんのときから病理学的にはもう慢性胃炎となります。二、三十年かけて萎縮性胃炎になるんですけども、私の診断によりますと48年かけて萎縮性胃炎になりました。この慢性胃炎からこっちのいろいろな病気もあります。最高にやっぱ怖いのは未分化型胃がんですね。スキルス胃がんと呼ばれております。

これは、こちらの萎縮性胃炎から分化型胃がんに移るより物すごく20、30代で、へたしたら10代でぱっといってしまうので、ここで何が大事かといいますと、この慢性胃炎の状態を絶つということですね。今回、保険の適用ができましたのでこれを慢性胃炎の診断をされたらこの、もうリセットですね、ピロリ菌の感染を消すという、これが胃疾患の最大の予防じゃないかなと思うんですけども、その中でこれは教育長のほうにちょっとお伺いしたいところなんです。実は川上院長先生のほうに除菌の適用年齢というか、何歳ぐらいに除菌したほうがいいのかということで、それをいろいろ御教授いただいたんですけども、先生が一番いいというのは若年者ですね、もう中学校、高校生、そういうときに取ったほうがいいと。

その理由というのが、確かに市長がさっきおっしゃいました若年者は2%から5%とか、非常に低い感染率でございますけども、この今回のABC検査のスクリーニングですね、これの効果についてはこちらのパーセンテージが少ないほど効果を発揮するわけなんです。これ大人がする前にいきなり子どもがというのはいろんな分、私も先生からお伺いしてこれはどうかなどは、自分自身疑心暗鬼になったんですけども、でも将来結局高卒から、高校まで学校検診がありますけども、それから勤め人でなければ永遠と20年間ぐらいは何も検診も受けずに過ごされる方がおられるわけですから、そういうことを考えたら早いうちに除菌したほうがいいかなとは思いますが、そここのところの教育長の御所感をお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 今、中高生の除菌、検査しての除菌ですかね、が将来において胃の疾患、また胃がんを防ぐということであれば、これはやはり私たちもしっかり考えていかなければいけないのかなと思いました。

所管は市の保健部になるとは思いますが、私たちも勉強させてもらって協力できるところは前

向きに協力をしながら、まずやはり知識、正しい知識を中学生以上ですか、小学生からでもいいと思いますけれども、正しい知識を持つということは非常に大事なることかなと、今お話を聞きながら感じました。将来に子どもたちが備えていくということは大事だと思いますので、考えていきたいというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 教育長のお立場としてはそこまでしかいえないかなと私もそれは思います。教育長がおっしゃったように、ぜひ保健部のほうが中心となっていただきまして、中心となっている方法を考えていただいて、それを決まれば教育長のほうはそれに乗っかって協力していくという形が、私もそのほうがいいかなとは思っていますので、これについては答弁を求めるというより今後の検討課題にさせていただきたいなと思います。

今回、知見を一つ、大事な知見なのでちょっとこれをもって認識していただきたいと思うんですが、ピロリ菌の除菌の効果と医療費の大規模な抑制につながったというその事例なんですけども、実は胃潰瘍とか十二指腸潰瘍、私は十二指腸潰瘍の跡までありました。の再発は非常に防ぎにくいというデータが昔はあったんです。

ただ、十二指腸潰瘍というのは多分世の中ごろごろしていた時代があったと思うんですけども、実はその十二指腸潰瘍においては、昔は9割以上の再発率があったと言われております。胃潰瘍についても、7割以上の再発があったと言われております。どうして減ったのかといいますと、2000年に胃潰瘍と十二指腸潰瘍にピロリ菌が保険適用されたという経緯がございまして、除菌1年後の再発率が十二指腸潰瘍が1.6%です。胃潰瘍については2.3%、10年間で特に十二指腸潰瘍については75%も減ったと。多分、何十年かすれば十二指腸潰瘍は根絶できるんじゃないかなと学者の中では言われております。

胃潰瘍、十二指腸潰瘍の原因の大半は、現在ピロリ菌に基づくものと言われております。病気の源を根本的に取り除く原因療法は絶大な効果を発揮すると思います。その結果、十二指腸潰瘍、胃潰瘍の医療費は、これ国レベルなんですけども45%削減できたと言われております。

今回、2013年2月21日より、ピロリ菌除菌への保険適用がさらに大きく拡大をいたしましたけれども、この胃潰瘍と十二指腸潰瘍の医療費が激減したように、今後胃がんの発生数、医療費も大きく抑制されることが期待をされておりますので、ぜひそのところを担当部のほうも力を入れていただきたいなと思います。

もう時間も過ぎましたので、最後に市長の所感がありましたらよろしく願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 黒田議員のほうからのお話と私どもの考え方というのは、ある意味病気にならない生活というのをどうしていくかということだと思います。今の市が取り組んでいる保

健体制というのの充実を図ることによって、幾らかでもそれが叶えられるならばという思いで取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 28年度に期待をいたします。どうもありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで、黒田昭雄君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 昼食休憩とします。再開は1時からとします。

午前11時44分休憩

午後0時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） こんにちは。6番議員、会派新政会の脇本啓喜です。今回は、議員に当選する以前から取り組んできた私のライフワークの一つとも言える「海岸漂流・漂着ごみ対策」一本に絞って質問しますが、ボリュームは大きいので、私が答弁を求める点についてのみ簡明な答弁を求めます。

1、漂流ごみ洋上回収事業について。

オーシャン・クリーンアップ・アレイによる実証実験を依頼するに至った経緯について答弁を求めます。

財部市長が設置した「対馬市海岸漂着物対策推進協議会」（以下、推進協議会という）に、意見を聞くこともなく、唐突に市長の独断で依頼した当該実証実験については、多くの海洋学者からの疑問も呈されているようです。

また、推進協議会が本年3月にまとめた「対馬市海岸漂着物対策推進行動計画」にも全く当該事業について触れられていません。みずからが設置した推進協議会にも説明を行わなかったようですが、一体何のために設置したのでしょうか。市民の声を聞いたというアリバイづくりだったのか、推進協議会の委員からも批判が上がっていますが、当然だと思います。

(2) オーシャン・クリーンアップ・アレイ（以下、OCAという）及び小茂田沖で予定されている事業について説明を求めます。

本年1月の議員全員協議会の際、数ページの資料が配付されましたが、議会においても詳細な説明は行われていません。OCAのホームページ等によれば、ボヤン・スラット氏が洋上に漂流ごみを回収する装置を発案し、クラウドファンディングを活用し、世界中から資金を調達した

NPO法人であり、その装置の原理は、この写真のように開いたV字型のフロートを浮かべ、V字の奥まった部分に集まってくるプラスチック類をその付近に設置したプラットホームに備えてあるベルトコンベアーで集めるというものらしいです。

漂流ごみが集まるところには魚も集まり、そこで産卵し、稚魚も多く生息すると言われているようですが、この装置を使用することで生態系に悪影響が生じ、海洋資源の減少を懸念する海洋学者も少なからずいるようです。実証実験でそれが判明した際の補償等は、OCAとの契約に謳われているのか答弁を求めます。

大きな2番、今後の漂流漂着ごみ対策に関する対馬市のビジョンについて。

(1) 地域グリーンニューディール事業に端を発する従来漁協へ委託する回収方法の問題点等、これまでの対馬市の取り組みについて、市長の総括を求めます。

「対馬市海岸漂着物対策推進行動計画」が、6月12日に対馬市ホームページにアップされていることを通告後に知りました。この点については、その8ページに以下のように記載されています。「地域グリーンニューディール基金の目的でもある雇用創出の観点から、対馬市が地先の漁業協同組合に一括委託した結果、全島域で海岸漂着ごみの回収・処理が進んだものの、漁協関係者が日当や備船費を得て漂着ごみ回収を行うことになった。それに伴って、地域住民や民間団体等がボランティアとして海岸清掃を実施しようと思っても、回収するごみが減ると収入も減ることになるために、漁業関係者からボランティア活動を拒否されるという事態が発生している。このような状況は、平成25年、26年度に対馬市が実施した海岸漂着ごみ回収事業でも継続しており、対馬市では地域グリーンニューディール基金による回収事業以来、漁業関係者以外の市民や民間団体の清掃活動が停滞している状況になっている」この状況は、4年前の平成23年第1回定例会一般質問で私が懸念を示し、改善を指摘しましたが、市長の無策により招いた結果だと大変遺憾に思います。

ここで、上対馬の若い漁師さんたちの中には、従来の手法に疑問を感じ、報酬を伴う海岸清掃事業への参加を拒否している方もいらっしゃいますが、気の毒にも彼らも市民からの批判にさらされています。従来の手法の単なる踏襲がこのような被害者も生んでいます。また、ボランティアによる漂着ごみ回収に御理解が深い、佐須奈漁協や豊玉漁協のような漁協も存在することを感謝の意を表するとともに申し添えます。

なお、この(1)については市長の総括が行動計画と異なるのであれば、大きな問題だと思いますので、答弁は必要ないと思います。

(2) 釜山外大を招いて実施されている日韓市民ビーチクリーンアップ事業について、市長の総括を求めます。

この事業は、当時上県町の国際交流員が、母国韓国からの漂着ごみが大量に対馬に流れついて

いることに心を痛め、出身大学の東亜大学に呼びかけ開始され、途中で釜山外大に変わったものです。毎年のように御参加いただいている市民ボランティアの方が、フェイスブックで当初と比べて学生の熱意が薄れている。税金を使ってまでやる必要があるのかと指摘されていました。私も少なからずそう感じています。

事業に参加すれば大学の単位が取得できるという安易な動機で参加している学生も少なくないと聞きます。また、事業は回収作業にばかり重点が置かれ、当初の大事な目的であったはずの発生抑制につながるプログラムが設けられていません。国際ボランティア活動、国際的環境教育を実施していますという美辞麗句に惹かれ入学を希望する生徒を増やしたい釜山外大の思惑に対馬市が乗せられているのではないかとの批判もあります。

市民ボランティアが年々減少しているのもこのようなことが一つの原因ではないでしょうか。長く続けていければいいとは言えません。事業の目的に発展性が見えない事業は、廃止も視野に入れて検討すべきだと思います。

(3) 今後の海岸漂流漂着ごみ対策に関する計画について説明を求めます。

行動計画がホームページにアップされている時期は、推進協議会の副委員長がOCAによる実証実験批判をフェイスブックにアップし、視聴と討論した時期と重なります。

ところで、市長はこの行動計画にいつ目を通されましたか。もちろんきょうは持参されていると思いますが、この計画書は私が4年前に提唱した官民をつなぐプラットホームが中間支援組織と名称が変わっていますが、その重要性についてをはじめ、大変よくまとまっていますが、今年度全くといっていいほど手をつけられていないように感じます。計画の詳しい説明は不用です。いつから本格始動するのでしょうか。この件についてはそれだけ答弁を求めます。

あとは、自席から答弁によっては質問いたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 6番議員の質問に答えさせていただきたいと思います。

漂流ごみ洋上回収事業についてのことがございました。この事業が着手をする前に、国のほうの一方の方向性というのが27年度から、今まで漂着ごみだけが対象であった事業が、私どもが国のほうに海底のごみという問題を提唱をさせていただきました。これも取らないと水産資源の復活につながるのではないかということで、これは対馬のほうから声を上げたところでございます。

そして、国のほうが27年度の方向を示される中で、漂流、海底、漂着のこの3つの部門のごみを対象として、今度はリニューアルします事業をというふうな事業のリニューアルの方向性が示されたのが、確か年末ぐらいだったと思っております。そのときに、私自身漂流まで国のほうが事業で認めるようになったのかというふうに思いました。そのことは、漂着物、要するに遺失

物といえますか、その所有権の問題がございましたので、漂流物の扱いというのが大変難しいというふう以前から聞いておりました。そういう中、今回27年度からそのようなところまで対象にしますよということが言われたということをもつて御理解いただければと思います。

そういう中、この漂流ごみ洋上回収事業について、オランダのNPO法人オーシャン・クリーンアップの実証実験というものを依頼することになった経緯でございます。また、その契約内容でございますが、まず漂着ごみ回収対策の現状について少し触れさせていただければと思います。なお、これから以降については事業の名称を漂流ごみ回収プロジェクトと表して答弁をさせていただきます。

対馬市の現状は、御存じのように国の制度によりまして漁協を通じて漁民等を中心に漂着ごみの回収を実施をしてきました。また、御質問の中に出ましたように日韓市民ビーチクリーンアップ事業などのイベントによる啓発事業によりまして、漂着ごみのこの問題を国内外へ発信をしているところでございます。

しかしながら、漂着ごみ量は減少することなく回収、漂着また回収の繰り返しの状況であり、人口減少や高齢化などにより将来において回収作業のマンパワーが不足することに加え、国の補助制度の変更により補助率が27年度は97%、平成28年度は90%となること及び、先ほど申しましたように27年度からは漂流ごみ、海底ごみが対象となったことを受け、回収処理経費の抑制に向けた施策を組み立てていく必要があります。

それでは、漂流ごみ回収プロジェクトの実施に向けた経緯についてですが、まずオーシャン・クリーンアップのプロジェクト概要を若干説明をさせていただきます。オーシャン・クリーンアップは、世界的な海洋汚染対策として海流、潮流を活用した洋上での漂流ごみ回収装置を太平洋上100キロにわたって設置するプロジェクトを計画をしております。

このプロジェクト情報を昨年末に知り、エネルギー問題とあわせオーシャン・クリーンアップの代表で昨年に国連の地球のチャンピオン賞という環境保全に尽力した人に与えられる賞を受賞したボヤン・スラット氏、20歳の青年でございますが、このボヤン氏と本年1月に意見交換をさせていただいたところでもあります。その意見交換の中で、プロジェクトのモデル事業として規模を縮小した漂流ごみのモデル回収を実施する国、地域を検討しているということであったために、対馬市の将来的な課題である漂着ごみ抑制対策に活用可能であると判断をし、対馬市でモデル事業が実施できないか検討してほしい旨、申し出たところでもあります。

その後、対馬の海洋情報の提供やオーシャン・クリーンアップの現地調査、地元の漁民との意見交換、説明等を実施し、共同プロジェクトとして平成27年5月25日にプロジェクトの基本的な合意、基本的事項で合意できたため、プロジェクトの合意書を締結したところでもあります。その契約内容ということでございますが、前段で御説明させていただいたとおり、共同プロジェ

クトという観点から合意書を締結しております。

その合意の合意書の内容については、プロジェクトの主な目的、提携内容、役割分担、そして費用の3項目が明記されており、対馬市としては主な目的として漂着ごみの減少、効果的な回収対策のためのプロジェクトとして位置づけられており、役割としてはプロジェクトに必要な地域への説明及び協力と漂着ごみ回収プロジェクト実施に向けた国、県等への許可申請の事務手続となっております。

また、費用についてはオーシャン・クリーンアップがプロジェクトに必要な資金調達に努めるとしており、基本的にオーシャン・クリーンアップの資金で本プロジェクトを実施する内容で合意書を締結をさせていただいておるところでございます。また、漂流ごみ回収プロジェクトにおける詳細な事項については、対馬市の顧問弁護士の紹介により同法律事務所にてニューヨーク州弁護士の資格を持つ弁護士に指導を仰ぎながら基本合意書及び秘密保持契約の締結をしながら進めていきたいというふうに考えております。

次に、通告にありました装置の概要という全容についてという御質問がございました。オーシャン・クリーンアップが設置を予定している漂流ごみ回収装置、これを総称でアレイという表現をしておりますが、この全容についてでございますが、本年1月30日に開催しました全員協議会の折に資料は配付をさせていただいたところでございますが、海上にV字型の浮きを設置をし、海流潮流を利用しV字の中心に漂流ごみを集積させ、集積ボックスによって回収するシステムでございます。御質問のこの回収装置の全容であります。議員も御存じのとおり対馬の西海岸の冬場は波も高く風も強いなど、海洋気象が非常に厳しい海域であります。

また、漂流ごみ回収装置設置については潮流、風向、海底の土質等のデータも必要であり、対馬の海域に適用した装置をつくらなければなりません。そのような観点から、平成27年度に設置候補海域の海洋調査を実施することとしております。よって、本年度の海洋調査を踏まえ、漂流ごみ回収装置の概算設計、仕様書等については本年10月ごろをめどにでき上がる予定でありますので、その後、議員皆様に対しまして情報提供をさせていただきたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

最後になりますが、この漂流ごみ回収プロジェクトについては、今後の漂流ごみの効果的な回収、また漂着ごみ減少対策に対し一定の成果を期待できるものと考えており、オーシャン・クリーンアップの技術、資金を活用してモデル的に実施できるということは、対馬にとってまたとないチャンスというふうに捉えております。

また、世界的に初めての試みであり、このプロジェクトを通じて対馬の漂着ごみ問題を韓国、中国をはじめとした世界に発信できるものと考えておりますので御理解をお願いいたします。

次に、今後の漂流漂着ごみ対策に対する対馬市のビジョンのお尋ねがございました。海岸漂着

ごみの回収処理につきましては、御承知のとおり平成22年、23年度の2年間は地域グリーンニューディール基金事業において、平成25年、26年度の2カ年間は長崎県海岸漂着物地域対策推進事業において実施をさせていただいております。漂着ごみの回収方法としましては、地理的状況の把握、地域住民との連携に精通していることなどから、各漁協へ委託をしているところであります。

また、処理の方法につきましては、当初は島外処理がほとんどでしたが、島内で処理できる量を最優先に行い、あわせて平成25年度に木材破砕機を導入したことに伴い、平成26年度は2,200トンの木くずを破砕機において処理を行い、運搬、処理費の削減に努めているところであります。

平成26年度までの取り組みについて検証してみますと、平成21年度以前においては地元海岸は地元住民によるボランティア活動により海岸清掃が行われていましたが、地域グリーンニューディール基金事業以降、多額の予算が措置されたことによりボランティア清掃がほとんどなくなってしまうという結果になりました。このことは、ボランティアにて清掃活動を実施してきたNPO法人等の民間団体の活動にも大きく影響したと考えております。

今後につきましては、国の補助率等の問題もさることながら、予算の確保はますます困難な状況になると考えられ、今までの方法では対応できなくなると認識をしております。このような状況において、学識経験者、専門家、民間団体、さらに九州地方環境事務所、長崎県、そして対馬市からなる対馬市海岸漂着物対策推進協議会を25年度から26年度にかけて6回開催しております。その中で、今後の海岸清掃体制のあり方については、地域を選定しながら清掃がしやすい海岸については民間ボランティア、NPO法人にお願いし、船でしか行くことのできない海岸、作業が危険な海岸等については漁協等にお願いするなどの役割分担が必要であること、また処理の方法についても島内処理を最優先に経費のかからない処理を検討していくことなどが報告をされ、今後の漂着ごみ等の問題につきましては民間団体等で組織される中間支援組織が中心となって取り組んでいくこともあわせて報告がっております。

また、漂流ごみ回収プロジェクトを推進することにより、漂着ごみ減少のための一定の成果を期待できるものというふうにも考えております。いずれにしましても、今後の取り組み方につきましては、今後、設置予定の中間支援組織が中心となり、新たに設置する予定の海岸漂着物等対策推進協議会において協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、釜山外大を招いて実施されております日韓市民ビーチクリーンアップ事業についてのお尋ねがございました。この事業につきましては、先ほどの説明があったとおり、旧上県町の国際交流員の方が問題提起をされてから始まった事業であります。その後、合併を向かえ、現在まで釜山外大の学生ボランティアによる海岸清掃はずっと続けられて13回目を迎えておるとい

ふうなところであります。

漂流漂着ごみの削減を図る上において、最大のごみ排出国である韓国側、また中国側との事業展開というのは発生抑制の観点から必要であるというふうに考えており、できれば今後も対馬市として日韓市民ビーチクリーンアップ事業は継続してまいりたいと考えております。

また、美しい対馬の海ネットワークが中心となって進められております「日韓海岸清掃フェスタIN対馬」につきましても同様であり、必要な事業であるというふうに認識をしているところでございますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） わざわざ最初に必要のところだけ簡明な答弁といったんですが、要らないといったところまで答弁いただいて時間が費やしてしまいましたが、まず漂流ごみ洋上回収事業についてなんです、こういうものですね。ここにプラスチックや発泡スチロールがくるんですね。発泡スチロールとか、これ飛び越えますよね。山の上まで上がるものですよ。ここに、本当に集まるのかどうか、インターネットを見てみるとCGでつくってありますから、何かすばらしいようなものに見えますが、甚だ疑問です。この太陽光を使ってベルトコンベアで集めるという形ですね。これも本当に対馬にあったものになるのかということですね。

私が尋ねた海への生態系の懸念、このことについては何の答弁もありませんでしたが、この実証実験によってデータを取るということになるのでしょうか。そしたら、この装置が台風とかしけとかで壊れようとどうしようとクリーンアップ・アレイ側のものでありますから、対馬市には予算としては痛くもかゆくもないですよ。

ただ、ここには稚魚とか産卵した卵とか、これも一緒に吸い上げるんじゃないんですかね。一応ここにはそれは大丈夫だと書いてありますが、一方的なOCA側の情報だけですよね。これ、もし被害があった場合の補償についての契約等はどうなっているんですかという質問については全く答えがなかったようなんですが、まずそこからお願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、法人側が出されておられます基本的な物事の考え方というのが、今写真が出ている漂流物を回収するという考え方で進められております。2月に向こうの法人のほうから、オランダからこちらに西の海の状況とか、漂着物の状況というのを見にこられました。そういう中、当然ながらこのシステムというのは当初自分らが考えていたのはプラスチック類の考え方をされておられました。実際は漂流木なんかは漂着をしているということを踏まえ、構造の見直し等を考えていくんだというふうなこともおっしゃって帰ってあるところでもあります。

それと、2点目の水産資源、産卵の問題とかいうことを今おっしゃられました。この今の件については、私ども対馬市の漂着ごみの関係ですと一緒に取り組んでおります清野先生のほうと

も私も2度ほど、福岡と対馬でそれぞれ長時間にわたって意見交換をさせていただいたところがあります。私どもも、当然ながらそのような問題についても感じておるところでございますし、先生が今その場で実際産卵をしているのかどうかということも教えていただけないだろうかというふうなこともこちらは投げかけをしております。そして、その海域の漁民の方たちとも意見交換をしながらこの海域が適当なのかどうかということの意見交換もさせてもらいながら、この海域でどうだろうかというふうな話に現時点では落ち着いておるといふことでございます。

補償という話に関しましては、全くそういう視点での、そういうことが起こらないんではないかということで物事は進んでおります。ただし、今から秋にかけてあります海床海底等の調査を進める中で、今おっしゃられたような疑義が出てくることも私は向こうのほうに対しましてもお伝えはきちんとしているつもりでございます。当然、海洋学者の中には懐疑的な意見を言われる方たちが賛否両論あることも承知はしております。

私どもの市役所に対して懐疑的な意見をこのような心配をされている海洋学者がいらっしゃると思います。それらには調査する中で、懇切丁寧にそこについてクリアをしていく必要がありますよというふうな助言といいますか、ことは向こうに対してお伝えは東京においてさせていただいたところでもあります。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） なんか原発の安全神話聞いているみたいですね。やはり漁師さんたちの生活の糧になる海ですから、その辺のことについてはもしあったらどうするんだということとは想定して動くべきだと思いますし、先ほどこれによって漂着ごみが減ることを期待しているということですが、御存じのように対馬の海域はしけが多うございます。この装置が流れ着いてそれ自体が漂着ごみにならないことを期待するばかりです。何よりも自分が立ち上げた推進協議会に意見をその場で、委員がいる中でなぜ聞こうとしなかったのか。

平成22年12月の定例議会一般質問で、私が鉄炭団子による藻場再生事業を提案した際、市長は確たるデータがないのでという理由で取り組みませんでした。市が推奨していたEM菌も先細りですが、それについては土壌改良としてのエビデンスですね、科学的見地は出ていますが、水質浄化については水苔が消滅するなどの副作用が報告されていること、もともとある宗教団体の布教教宣ツールとして利用されていた経緯もあり、推奨していた県が推奨を取り消したら激しい抗議があり、手を焼いているなども紹介はしているはずですよ。

さて、このOCAに関する市長の持ち得ている資料、データは先ほども言いましたが、OCA側の一方的な情報のみであるようですが、十分な調査、データをもって行うんだと胸を張っているんですかね。私は甚だ疑問です。

財部市長の市民や議会に説明の不足した独断専行は今回に限ったことではありません。対馬市

市制10周年のキャッチコピーの英語訳は「Stand Alone」でした。この7年余りの財部市政にぴったりのキャッチコピーだと思います。これはコンピューター用語で広く使われていますが、「どこともつながっていない」という意味です。

2番目の今後の漂流漂着ごみに関する対馬市のビジョンについて。

それは、私もこれを読んでいますから知っているのですが、いつから始めるんだということだけ言ってくれればいいと言ったんですが、答弁が長くありました。ことし3回目を迎える「日韓海岸清掃フェスタIN対馬」は、漂着ごみの回収よりむしろ発生抑制や処理の地廃地消推進、資源化促進に重きを置くイベントで、環境に対する意識の高い参加者を募ることで、大きな自己負担を支払って来島いただいています。第1回目は、釜山外大と首都圏の大学生の共同事業を計画しましたが、釜山外大が単独事業に固執し頓挫した経緯があります。

今後、国際的ボランティア活動や国際的環境教育等を標榜する高校や大学が国の内外を問わずますます増加するでしょう。いつまでも、先ほど市長が言われたように多額の基金が投入されることは期待できません。この行動計画書27ページに示されている図はこれですが、比較的回収しやすい、回収に適しているとされる15の海岸については日韓海岸清掃フェスタ方式で、ボランティアを組み込んで対馬ファンを育む手法を展開してはどうでしょうか。

また、対馬高校のユネスコスクール指定や持続可能な地域づくりのための担い手育成にかかる環境教育のESDですね、のフィールドワークの場としてより多くの島内の高校生に御参加いただけるよう市の積極的な支援を求めたいと思いますが、市長の所見をお聞かせください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 漂着ごみに関しまして、一つの行動計画というのがここで示されております。ことしの3月付でこれが示されておりますが、この中の大きな柱というのは、先ほど脇本議員がおっしゃられましたように、中間支援組織というものこれが大きな柱だと、この計画のというふうに私は読ませていただきました。

今までのやり方で発生抑制ができるかという、私はできないというふうに私も思います。ただし、今までの取り組みというのは大変、手で表現して悪うございますけども、ある海岸においては漂着物がこれぐらい堆積を、1メートル以上も堆積をずっとしているというぐらい堆積をしておりました。今、それを市民の方々が出てもらうことによって、やはり人海戦術でこの堆積を1回ゼロとは申しませんが、一気に減らしたと。ただし、海岸というのはぱっと見はこの上しか見えませんので、堆積の部分は感じないわけですね。

この、これまでは市民の方たちが一気に物事を人海戦術で減らすということに力を入れてもらいながら、今後の方向としては徐々に打ち寄せてくる漂着ごみをどう発生抑制をしていくかということを外に向かって発信していくということがすごく大事だというふうに当然思います。

先ほど申されたように、その外の方たちを招いてのツーリズムにどうそれをつなげていくのかということは、中間支援組織のほうも考えていただいておりますが、できますれば漂着の部分について当然先ほど申しましたように、とてもじゃないけど旅行というか、ボランティアで来た人たちが取れるような場所じゃない箇所もいっぱいあるわけですし（「この海岸について」と呼ぶ者あり）いえいえ、だからその市民の方たちをお願いをする部分と、そして取りやすいところでのツーリズムとの兼ね合いというのを、そしてそのできればその漂着する前の抑制策としての漂流ごみ、国のほうでも認められはじめた漂流ごみの段階で抑制もしていきながらということもあわせてやっていく必要が今後はあるというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） いいですか、今漂流ごみのことにまた戻りましたが、先ほど国のほうが認めてきたと。対馬市が訴えてきたのが認められてきたという（「海底です」と呼ぶ者あり）海底ですね。だから、漂着以外のところにも国が目を向けるようになったということをおっしゃられましたけど、私は違うふうに感じています。

この地域グリーンニューディール基金とか、こういうもので幾ら国がお金を出しても解決できないんじゃないかと。そういうふうに国に思わせてしまったんじゃないのか、このやり方が。それで、漂着ではなくて漂流のほうも目を向けなきゃいけないと。誤った考えを国に持たせたんじゃないかと。洋上で取る。ためた物を取るって、船の上から不安定な中、しけの中どうやって取るんですか。それよりもしょうがないんですよ。対馬に流れ着くのはもう。これ対馬がなかったら瀬戸内海からずっとハワイのほうまで行くのがたくさんあるわけですよ。しょうがない、対馬に来たものをどうにかしなきゃいけないんです。

海岸で足場のいいところ、洋上じゃない。だから、今まで対馬市が取り組んできた海岸で取るというのは間違っていない。私はそう思います。そういう感覚の人は私の仲間はそういうふうを考えています。これ、漂着ごみじゃなくて漂流ごみのほうに移っていくと、今までやってきたことが間違いだったという形になってきますよ。

次に、10月23日から25日にかけて五島市で第13回海ごみサミットが開催されます。当初、主催者は対馬市での開催を希望していましたが、約160名の宿泊施設が確保できないとの理由で対馬市は断ったそうですが、本当でしょうか。

どの自治体もこのようなコンベンションの誘致に躍起になっているのに、対馬市ではこの程度の規模のイベントは開催できないと、島内外に発信してしまったことになっていると思いますよ。韓国人観光客の増加で、宿泊施設の確保は困難な状況になっているということは十分承知しています。しかし、国内観光客の誘致に力を入れていると言いながら、この有様では本当に一生懸命に取り組もうとしているのか甚だ疑問です。言行不一致とはこのことですよ。

ところで、海道音楽祭は海ごみサミットよりも多くの宿泊客を想定していますよね。しかも、夏休み中です。市が確保できない宿泊規模を民間組織がクリアしようと努めています。市は不可能と判断した宿泊規模を必要とする海道音楽祭に高額な補助金を出していますが、矛盾しているとは思いませんか。海道音楽祭に予算をつけたことが間違いだと言っているのではないんです。地域グリーンニューディール基金の数十%を占める額を受けているこの対馬が、開催したいから希望されているのに簡単に袖にしたことが大問題だと私は思っているんですよ。その辺、どうしてこれを断ったんでしょう。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 何が間違っってそういうふうにおっしゃってあるかがちょっとわからないのですが、1月29日に第13回の海ごみサミットの開催について希望はないかということで、対馬市にも打診がありました。1月29日付で私どもは私どもで受け入れたいということで返しております。

そして、3月の20日でございますが、県のほうから検討した結果、対馬開催を断念せざるを得ませんでした。その理由の中に今おっしゃられたホテルの確保が難しいことということで、向こうのほうから来て、私どもは逆にがっかりきたのが正直なところでございます。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） これ、県のほうからいただいた資料によると、10月、11月の開催希望日に大会会場と宿泊先、厳原地区の確保ができなかったということは、こういうコンベンションを呼ぼうというときには十分できますよということをPR、アピールしながら引っ張ってくる。あちらが判断するのもちろんですけども、うちでという熱意が足りなかったんだと僕は感じています。これだけの予算をもらっている所で、やるのが当然でしょう。

最後に、行動計画書には民間団体美しい対馬の海ネットワークに中間支援組織を担ってもらい、同団体に対する財政支援を謳っています。行政のスリム化を図るには、公共サービスを担ってもらう組織団体を探してでも育てていく必要があります。美しい対馬の海ネットワークは、NPO数法人がみずから結集し結成された任意団体です。行政が探してこなくても市の課題解決に取り組もうという団体があるのですから、積極的に支援するべきだと思います。

昨日、上野議員からふるさと納税の取り組みについて質問がありました。この前も言いましたが、私は市長と同様、国民の3大義務のうちの一つである納税の義務を果たしていることに対して、返礼品を送ることに対しては疑問があります。ただし、前回提案したように公共サービスを行政から代わりに担ってくれるNPOに対する寄付者に、その団体にふさわしい返礼品、例えばヤマネコを守る会ならばヤマネコグッズとか、対州馬振興会なら対州馬グッズなど、このようなものを送る際の財源を市が支援することは検討すべきじゃないかというふうには思っています。

最後に、このクリーンアップ・アレイのことに限りません。先ほどの大浦議員ではないですけども、今からでも遅くないですよ。何か決断をする前には、せめて自分がつくったそういう協議会、審議会等に本来ならば担当の所管の議会の委員会等に説明をいただいて決断をすると、それで判断が変わるかどうかということじゃないんですよ。市長、人の目を見て話しましょうよ。お願いできないですか。あと半年になりましたけど、あと半年、市長も言っていますけど議会と一緒にやっていくというのをくり上げていかなければいけないと思いませんか。よろしくお願いします。

○議長（堀江 政武君） 時間になりましたので、簡明にお願いします。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 以上で質問を終わります。

○議長（堀江 政武君） 答弁はいいですか。

○議員（6番 脇本 啓喜君） いいです。

○議長（堀江 政武君） これで、脇本啓喜君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 以上で予定の市政一般質問は終わりました。

本日は、これで散会とします。お疲れさまでした。

午後1時51分散会

平成27年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第4日)

平成27年7月2日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成27年7月2日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第56号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第2 請願第1号 対馬市議会議員の定数削減を求める請願
- 日程第3 発委第1号 対馬市政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議員派遣について
- 日程第5 常任委員の選任
- 日程第6 議会運営委員の選任
- 日程第7 委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 国県道路等整備促進特別委員会委員の選任
- 追加日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第3 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第56号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第2 請願第1号 対馬市議会議員の定数削減を求める請願
- 日程第3 発委第1号 対馬市政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議員派遣について
- 日程第5 常任委員の選任
- 日程第6 議会運営委員の選任
- 日程第7 委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 国県道路等整備促進特別委員会委員の選任
- 追加日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第3 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(21名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 春田 新一君 | 2番 小島 徳重君 |
| 3番 入江 有紀君 | 4番 船越 洋一君 |

5番	淵上 清君	6番	脇本 啓喜君
7番	黒田 昭雄君	8番	小田 昭人君
9番	長 信義君	10番	波田 政和君
11番	上野洋次郎君	12番	齋藤 久光君
13番	小宮 教義君	14番	初村 久藏君
15番	大浦 孝司君	16番	小川 廣康君
17番	大部 初幸君	18番	兵頭 栄君
19番	作元 義文君	20番	山本 輝昭君
21番	堀江 政武君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	糸瀬 美也君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	有江 正光君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君

教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	根メ 英夫君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	松尾 龍典君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。ただいまから議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、大浦孝司君から6月25日の市政一般質問における発言に関し、発言を求められておりますので、これを許します。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） おはようございます。去る6月25日の市政一般質問において、対馬病院開院式の折、市長のとした行動について市長の姿勢をただす質問を行う中で、実名で市長を批判する意見があったことを申し上げましたが、これは私が発言者に対する配慮が足らなかったことを反省しております。つきましては、この発言の中で不穏当と認められる部分は、議長において善処いただきますようお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（堀江 政武君） ただいまの大浦孝司君の発言により、議長において不穏当と認められる部分は、これを取り消し、会議録から削除することを御了承願います。

日程第1. 議案第56号

○議長（堀江 政武君） 日程第1、議案第56号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件は各常任委員会に分割付託しておりましたので、各委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） おはようございます。それでは、ただいま議題となりました経過と結果を報告を申し上げます。

平成27年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました議案第56号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第1号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は2款総務費、9款消防費、10款教育費について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告をいたします。

本委員会に係る歳入は、10款地方交付税で普通交付税の追加、14款国庫支出金で離島活性化交付金の追加、18款繰入金で過疎地域自立促進特別事業基金繰入金の追加、21款市債で過疎地域自立促進特別事業基金積立事業債並びに教育施設改修事業債の追加が主な補正であります。

歳出については、2款総務費で公共施設等総合管理計画策定及び固定資産台帳整備業務委託料と、しまとく通貨発行のために過疎地域自立促進特別事業基金積立金の追加、庁舎防犯システムリース料、仮称「国境離島新法」の早期制定を願う懸垂幕並びに横断幕設置費用の追加であります。

9款消防費では、消火栓移設に伴う修繕料の追加であります。

10款教育費では、学校統合によるスクールバス購入費、屋内運動場の改修工事、博物館シンポジウム開催事業、学校給食施設関係の改修工事並びに解体工事等の追加が主な補正であります。

以上、議案第56号につきましては、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、仮称「国境離島新法」の早期制定に向けた懸垂幕等の設置に関連し、今国会で議員立法として提出され制定の見込みであります。市民に対し本法案の概要を早急に知らせ、市民の総力で後押しし、対馬の将来に明るい希望の持てる本新法が制定されますよう強く要望いたします。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） おはようございます。対馬市議会議長、堀江政武様。厚生常任委員会委員長、脇本啓喜。委員会審査報告書。

本委員会に付託されました事件は審査結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

平成27年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第56号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第1号）、1議案のみです。歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は3款民生費、4款衛生費で、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告いたします。

当委員会は、入江委員は欠席でしたが、市長部局より担当部長並びに各担当課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、福祉部福祉課所管部分の主なものは、歳出3款1項5目19節負担金、補助及び交付金

で、平成27年4月1日付で民間法人に移譲した特別養護老人ホーム日吉の里の暖房ボイラー修理にかかるものです。移譲前の3月28日に故障したため、契約上、市が現状に復旧し引き渡すこととなっており、移譲先法人が工事を実施する費用の負担金を計上するものです。

次に、こども未来課所管部分の主なものは、歳出3款2項1目19節負担金、補助及び交付金で、子育て世帯臨時特例給付金の追加です。これは、臨時給付金対象世帯の児童も給付対象となったことに伴う追加計上です。また、2目14節使用料及び賃借料は以下2事業の車借上料です。

一つは来年度から認定こども園となる比田勝保育所と泉保育所及び比田勝幼稚園の児童の交流のためのもの。もう一つは少数の児童しかいない一重、久原、竹敷へき地保育所の児童を近隣の認可保育所で一緒に内科検診を受診させるためのものです。

続いて、市民生活部環境政策課所管の主なものは、歳出4款2項塵芥処理費で、峰町櫛の中部中継所を6月から毎月第3日曜日に開所することに伴う、臨時雇賃金等の予算措置です。なお、上県町佐須奈の北部中継所は既に毎月第3日曜を開所しています。

また、厳原町安神の対馬クリーンセンターは毎月第1、第3日曜日以外の日が開所日となっております。3施設とも開所時間は午前9時から午後4時までです。

以上、本委員会に付託されました議案第56号について、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） 次に、産業建設常任委員長、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） おはようございます。産業建設常任委員会の審査の経過と結果を報告します。

平成27年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第56号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第1号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費であります。その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

議案第56号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第1号）の本委員会に係る歳入では、13款使用料及び手数料において、5月に部分供用開始を行った比田勝港第1国際ターミナル管理棟入居者の使用料の増額、14款国庫支出金において、道路災害復旧事業国庫負担金の増額、15款県支出金において、漁業等近代化対策事業補助金及び住宅性能向上リフォーム支援事業補助金の増額、20款諸収入において、市町村振興事業を掘り起こすための助成金の増額、21款市債において、道路災害復旧事業債の増額、漁港整備事業債及び海洋保護区設定推進事業債の減額などが主な補正であります。

歳出については、6款農林水産業費で、魚類処理用高速粉砕機購入事業、千尋藻漁港外2漁港

及びストックマネジメント事業の工事請負費から測量調査、設計監理等委託料への組み替え及び久和漁港整備工事の増額など。7款商工費において、しま共通地域通貨発行事業委託料及び「ふれあい処つしま」に設置するモニュメント制作委託料の増額など。8款土木費において、道路維持補修工事、比田勝港第1国際ターミナルの光熱水費等及び住宅性能向上リフォーム支援事業補助金の増額など。11款災害復旧費において、市道木坂青海線道路災害復旧事業及び市道五根緒線道路災害復旧事業の増額などが主な補正であります。

以上、本委員会に付託されました議案第56号につきましては、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。議案第56号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する各委員長の審査報告はいずれも可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 請願第1号

○議長（堀江 政武君） 日程第2、請願第1号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願を議題とします。

本件は、会期初日の議会改革特別委員長報告のとおり再度継続審査の申し出があっておりますので、後ほど委員会の閉会中の継続審査を議題として諮ることとしております。

日程第3. 発委第1号

○議長（堀江 政武君） 次に、日程第3、発委第1号、対馬市政治倫理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件は、議会改革特別委員会の提出議案でありますので、委員長の趣旨説明を求めます。議会

改革特別委員長、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） おはようございます。ただいま議題となりました発委第1号、対馬市政治倫理条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

対馬市政治倫理条例は、平成16年12月16日、平成16年第4回定例会において、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる議員、市長等は、市民全体の奉仕者としての自覚と倫理の向上に努め、その負託に応えるため議員、市長等の政治倫理に関する規律、規範となる事項を定めることにより、良心に従い、誠実かつ公正にその職務を全うすべきことを促し、正常で民主的な市政の発展に寄与することを目的に、議員発議として提案され、同日可決成立し、平成17年6月1日から施行され、その後、2回にわたって改正が行われ、現在に至っております。

若年層の島外流出をはじめとした人口減少に歯止めがかからない現状の中、少子高齢化の波が押し寄せている本市において、基幹産業である農林水産業のみならず、各種産業のあらゆる分野において担い手、後継者の確保に困難を極めている現状です。

このような時代背景において、我々議員も一市民として、何らかの形で対馬市全体の産業の振興、ひいては島の活性化を図るため、市民と一緒に汗を流そうという思いで改正を行おうとするもので、第5条、第6条及び第7条において、市の公共工事等に係る請負契約や指定管理者の指定に関する遵守事項の対象中、親族の範囲を1等親の親族（姻族を除く）に、社会福祉法人等の役員の就任に関する遵守事項の対象を社会福祉法人、学校法人及びNPO法人にそれぞれ限定するものであります。

地方自治法第92条の2に規定する「議員の兼職禁止」は、全国的に一律に同一内容の規制を行うものではなく、それぞれの地方公共団体において、その地方の実情に応じて規制を設けることができると解されております。

また、議員たる者、市民から公職の立場を利用した利権行為があるとの疑惑の念を抱かれることを現に慎むことは当然の責務であります。このことを十分に認識した上での、今回の条例改正であります。

それでは、発委案を読み上げます。

発委第1号、平成27年7月2日、対馬市議会議長堀江政武様。議会改革特別委員会委員長山本輝昭。

対馬市政治倫理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

対馬市政治倫理条例の一部を改正する条例。対馬市政治倫理条例（平成17年対馬市条例第1号）の一部を次のように改正する。改正部分につきましては、配付の新旧対照表を御参照くだ

さい。

なお、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 質疑ではないですけど、今委員長が発言された中で、私たちが活性化部会、自分たちが審議した中で、発言の訂正なんですけど、1等親と言われたんですよ、1親等を。大事なところですので、政治倫理条例ですので、そこだけをお願いします。

○議長（堀江 政武君） 1親等に変えるということですね。委員長はよろしく。20番、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） 失礼しました。発言の中で1等親といった発言だったということです。1親等の間違いでございます。訂正方よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は委員会付託を省略し、これから討論、採決を行います。発委第1号、対馬市政治倫理条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議員派遣について

○議長（堀江 政武君） 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり、長崎県市議会議長会主催の市議会議員研修会出席のための議員派遣であります。

お諮りします。議員派遣につきましては、会議規則第167条の規定により配付のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。したがって、配付しておりますとおり派遣することに決定しました。

日程第5. 常任委員の選任

○議長（堀江 政武君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

各常任委員会の任期が満了となっておりますので、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております委員名簿のとおり指名いたします。

なお、これより常任委員会の正副委員長互選のため各常任委員会を所定の会議室に招集します。

暫時休憩します。なお、常任委員会の開会前に議員控え室において全員協議会を開催しますので、お集まり願います。再開時間は追って連絡をいたします。

以上です。

午前10時25分休憩

.....
〔全員協議会・常任委員会〕
.....

午前11時22分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

各常任委員会の正副委員長が選任されましたので報告します。

総務文教常任委員長に黒田昭雄君、副委員長に小宮教義君、厚生常任委員長に大部初幸君、副委員長に小島徳重君、産業建設常任委員長に春田新一君、副委員長に齋藤久光君が選任されております。

以上、報告します。

日程第6. 議会運営委員の選任

○議長（堀江 政武君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の任期が満了となっておりますので、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名します。

これより議会運営委員会の正副委員長互選のため、議会運営委員会を第1会議室に招集します。

暫時休憩します。再開は11時35分からとします。

午前11時24分休憩

.....
〔議会運営委員会〕
.....

午前11時33分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。議会運営委員会の正副委員長が選任されましたので報告します。

委員長に上野洋次郎君、副委員長に淵上清君が選任されております。

以上、報告します。

日程第7. 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（堀江 政武君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会改革特別委員長から特別委員会に付託された請願第1号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願について、配付のとおり閉会中の継続審査の申出書が提出をされております。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議事運営の都合により暫時休憩します。しばらくお待ちください。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

お諮りします。ただいま配付しております追加議事日程のとおり、国県道路等整備促進特別委員会委員の選任、常任委員会の閉会中の所管事務調査、議会運営委員会の閉会中の継続調査の3件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として直ちに議題としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。3件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 国県道路等整備促進特別委員会委員の選任

○議長（堀江 政武君） 追加日程第1、国県道路等整備促進特別委員会委員の選任を行います。

上野洋次郎君、小田昭人君、春田新一君から国県道路等整備促進特別委員会委員の辞任の申し出がありましたので、議長がこれを許可いたしております。

したがって、欠員となりました委員を選任します。委員会条例第8条第1項の規定により

国県道路等整備促進特別委員会委員に小川廣康君、小田昭人君、脇本啓喜君を指名します。

追加日程第2. 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

追加日程第3. 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（堀江 政武君） 追加日程第2、常任委員会の閉会中の所管事務調査及び追加日程第3、議会運営委員会の閉会中の継続調査の2件を一括議題とします。

配付しておりますとおり、3常任委員長より閉会中の所管事務調査及び議会運営委員長より閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。2件は申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。2件は申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、6月23日から7月2日までの10日間にわたりまして、慎重に御審議いただき、御礼を申し上げます。

議決いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいります。加えて議員皆様からの貴重な御意見につきましては、市政に反映させるべく取り組んでまいります所存です。

今後とも、議員皆様の御指導、御協力よろしくお願ひ申し上げます。

次に、御報告とお詫びを申し上げます。お時間を少々頂戴をいたします。

5月9日の対馬病院開院式における私の行動については、今議会で論議がありましたが、私自身の価値観に基づいた行動とはいえ、市民の皆様にご不安と不快感を与えたことに関しましては、

この場でお詫びを申し上げます。

次に、いづはら病院跡利用に関しましては、特別委員会の委員長報告もありましたが、現在までの経緯について若干補足をさせていただきます。

同院跡利用につきましては、市民の御要望や現状の改善を求め、回復期を中心とする病院誘致を働きかけてきましたが、回復期の全国水準を根拠として県の御理解を得られませんでした。そこで、視点を変え、基幹病院を核とした予防医療、基幹病院と市立診療所との連携や在宅医療から施設介護、地域介護のあり方などを総合的に捉える地域包括ケア計画を早急に策定し、いづはら病院跡利用を見直すこととしました。

そのころ、約10年間アフリカの地において地域医療の構築に尽力されている川原尚行氏を紹介いただき、対馬における新たな医療体制構築のため力添えをいただく約束を取りつけました。早速、川原氏をはじめ、NPO法人の職員の皆様も全国を駆け回り、地域医療へ熱い思いを持つ医師たちへのお声かけなどもしていただきました。

当然、私自身も大学病院の医局も含めお願いに出向いても行きました。また、同法人に対しましては、24時間対応の在宅医療支援診療所の開設、人工透析、ベッド、5ベッドの設置など6項目の要望を行い、真摯に御検討いただいた結果、医師の昼間勤務思考から、現時点においては実現不可能という回答をいただきました。

以上のことから、将来に向けて訪問診療や在宅医療を視野に、新たな地域医療を推し進める診療所を開設するという判断に至ったところであります。

次に、名誉市民、故永留久恵先生追悼の会についてでございます。6月27日、市制施行後第1号の名誉市民であります故永留久恵先生の追悼の会を執り行いました。当日は、御遺族をはじめとして国内外から先生ゆかりの方々、並びに議員各位と多数の皆様の御参会を賜り、厳粛に執り行うことができました。式においては、4名の来賓の弔辞を拝聴し、改めて永留先生の心優しいお人柄や功績の偉大さを再認識した瞬間でもありました。

次に、定例会2日目の24日、3番入江議員が一般質問に登壇された折、質問に入る前の発言内容に関することでございます。まず個人情報の保護に関する発言の中で、平成17年4月1日の法改正により、取扱者も情報を見てはいけないという発言がございました。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の第4条の解釈を示されたものと思いますが、同法第55条に個人情報を不正に収集した場合の罰則規定がございます。その収集の定義については、個人情報を自己の所持に移すことが必要で、単に見ることはこれに当たらないとの総務省の見解も示されていることからしても、入江議員の発言は何かの誤解であるというふうに思慮されます。

現実、市役所職員はそれぞれの権限の範囲以内において、多くの個人情報を取り扱います。取扱者、つまり職員は個人情報を確認しないと業務が遂行できないことも御理解いただけると思い

ます。ただし、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用した場合は、地方公務員法第32条の法令遵守義務違反、並びに同法第34条第1項の守秘義務違反に該当することはいうまでもありません。

次に、対馬病院駐車場内のタクシー利用の問題についてでございますが、別紙配付のとおり川上対馬病院院長名をもって回答をいただいております。さらに、観光情報館ふれあい処つしまの運営状況に触れ「これでは赤字よね」と尋ねたら、応対した職員が「赤字分は対馬市が補填してくれるんです」と言ったと発言されておりますが、同施設は指定管理者制度に基づき指定運営されるものであり、制度の趣旨、協定内容を逸脱して赤字補填を認めるものではないことを申し述べさせていただきます。

次に、上県町、仁田中学校出身の糸瀬勇助君22歳が、先月26日から7月5日までの日程でカナダにおいて開催されます男子ソフトボール世界選手権大会へ日本代表として出場しています。今後、後に続く後輩たちの大きな励みになるもので、本大会における糸瀬君の活躍を大いに期待をしております。

終わりに、源泉所得税等の徴収漏れに関する一連の事務処理について御報告をさせていただきます。昨年8月に巖原税務署長から源泉所得税等の自己点検の行政指導通知を受け、点検の結果、本市においても源泉所得税の徴収漏れがあることを確認いたしました。その対応については、最終的には源泉徴収漏れの対象である個人事業者から更正の請求手続により還付を受けた所得税を市へ納付していただくこととなっております。その一連の手続が去る4月1日付をもちまして、還付所得税4,301万7,523円、全額の納付が完了いたしましたので御報告を申し上げます。

また、徴収漏れの所得税と合わせて納付いたしました不納付加算税並びに延滞税、合計358万5,200円につきましては、市民の皆様からの税金をもって充てさせていただいたものであり、市役所を代表いたしまして心からお詫びを申し上げます。事態確認後、原因等を調査し、再発防止等を徹底しておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

最後になりますが、皆様の御健勝とますますの御活躍を祈念申し上げまして、閉会の挨拶いたします。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成27年の第2回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議をいただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対し、心から御礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待いたします。

なお、先ほど市長からお話がありました対馬病院の開院式の件について、3人の議員の方々から市長としての姿勢をただす質問がありましたが、この件に関しましては今後市民の方々、また対外的に信頼を損なうことのないよう十分気をつけられ行動されることを強く要望いたします。

最後に、皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。平成27年第2回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 堀江 政武

署名議員 小宮 教義

署名議員 初村 久藏

